

地研年報

第3号

論 説

産業連関表による三重県の産業構造の分析

森岡 洋 (1)

三重県下における生涯学習推進状況について(3)

水谷 勇・東福寺一郎 (23)

「人権教育のための国連10年」論

—三重県行動計画のための一試論— 岩瀬 充自 (45)

四日市の戦後都市形成史

—コンビナート全面化直前期までの都市開発・整備行政の実態について—

坪原 紳二 (55)

近世中後期の南勢地域における戸口変化

—近世三重県域における人口動態分析(3)—

茂木 陽一 (77)

調 査

外国人労働者の就労経路および担当職種に関する調査(2)

—津市および周辺地域における産業と労働力構成について— 尾崎 正利 (95)

1998年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

産業連関表による三重県の産業構造の分析

森 岡 洋

はじめに

筆者は『地研年報創刊号』の「三重県の産業連関分析」という論文で昭和50年、昭和55年、昭和60年、平成2年の三重県と国の産業連関表において産業を農林水産業、鉱業、製造業、建設、電気・ガス・水道、商業、金融・保険・不動産、運輸・通信、サービス・その他の9部門に分類した。そして三重県と国について生産額の構成比、中間需要比率、中間投入比率、移輸出率（輸出率）、移輸入率（輸入率）、影響力係数、感応度係数、公共投資による経済政策の効果などの分析を行い、三重県の産業構造を国と比較し、その特徴を述べてみた。

本稿では、三重県と国だけでなく、三重県に隣接する東海三県の愛知県と岐阜県の昭和55年、昭和60年、平成2年の産業連関表を使い、生産額の構成比、移輸出率（輸出率）、移輸入率（輸入率）、産業部門ごとの昭和55年から平成2年までの実質生産額の変動、その変動要因の分析を行い、三重県の産業構造を国だけでなく愛知県、岐阜県とも比較し、その特徴を述べてみることにする。なお本稿では製造業の分析をより詳しくするために、産業を農林水産業、鉱業、食料品、繊維製品、パルプ・紙・木製品、化学製品、石油・石炭製品、窯業・土石製品、金属一次製品、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造工業製品、建設、電気・ガス・水道・廃棄物処理、商業、金融・保険、不動産、運輸・通信、教育・研究・医療・保健、公務、サービス、その他の25部門に分類する。

1 三重県の生産構造

まず昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県の生産構造を愛知県、岐阜県および国との比較により述べることにする。三重県の昭和55年の生産額は8兆2,264億円、昭和60年の生産額は10兆7,045億円であり、この5年間に約1.3倍になっている。また、平成2年の三重県の生産額は14兆2,656億円であり、昭和60年の生産額と比較して約1.3倍になっている。平成2年の愛知県と岐阜県の生産額はそれぞれ67兆9,356億円と12兆8,489億円であり、平成2年の三重県の生産額と比較してそれぞれ約4.8倍と約0.9倍になっている。平成2年の国の生産額は872兆2,122億円であり、三重県の生産額は国の約1.6%になっている。

三重県の生産構造の特徴はまず第2次産業の中の製造業の生産額の構成比が大きいことである。表1-1から平成2年の国の製造業の生産額の構成比は38.7%であるのに対し、三重県の構成比は55.2%であり、三重県の製造業の構成比は国と比較して16.5ポイントも大きくなっている。製造業の生産額の構成比が大きいことから、鉱業と建設を含めた第2次産業の平成2年の生産額の構成比は国では49.2%であるのに対し、三重県では65.2%であり、三重県の第2次産業の構成比

国と比較して16.0ポイント大きくなっている。

この平成2年の第2次産業および製造業の生産額の構成比を愛知県および岐阜県と比較した場合に、製造業の構成比については、愛知県は55.5%であり三重県とほぼ同じ大きさである。岐阜県は43.0%と三重県や愛知県よりも約12ポイント小さいが、国よりは4.3ポイント大きくなっている。また平成2年の第2次産業の生産額の構成比については、愛知県は62.2%で三重県より

表1－1 生産額の構成比

	構成比：%					
	三重県		国	愛知県	岐阜県	
昭和55	昭和60	平成2	平成2	平成2	平成2	平成2
農林水産業	3.6	3.2	2.5	2.0	0.8	2.0
鉱業	0.5	0.1	0.3	0.2	0.1	0.7
食料品	4.0	4.3	4.2	4.5	3.5	3.2
繊維製品	2.6	2.2	1.7	1.6	2.2	5.9
パルプ・紙・木製品	3.8	2.3	1.8	2.2	2.0	4.9
化学製品	10.2	8.5	8.8	3.0	1.6	1.7
石油・石炭製品	7.5	4.9	5.0	1.3	0.9	0.1
窯業・土石製品	3.2	2.8	2.5	1.2	1.4	5.1
金属一次製品	1.6	2.4	3.1	3.9	5.4	1.8
金属製品	2.1	1.7	1.8	1.9	2.1	3.2
一般機械	3.5	4.4	4.4	3.7	5.4	4.1
電気機械	5.6	6.7	7.5	5.8	4.2	4.8
輸送機械	6.4	11.8	10.2	5.2	21.9	4.1
精密機械	0.1	0.1	0.2	0.5	0.4	0.2
その他の製造工業製品	3.1	4.2	4.1	3.9	4.5	3.8
建設	7.9	6.2	9.7	10.2	6.5	10.5
電気・ガス・水道・廃棄物処理	2.3	2.0	2.1	2.5	2.4	2.1
商業	6.8	5.1	5.1	9.4	8.8	8.2
金融・保険	2.3	1.9	2.0	3.6	2.2	2.8
不動産	3.5	2.6	3.1	5.7	3.4	5.1
運輸・通信	6.2	5.4	4.4	6.1	5.3	4.3
教育・研究・医療・保険	4.5	6.9	6.0	6.8	4.7	6.8
公務	2.2	2.1	1.8	2.3	1.5	2.8
サービス	5.0	7.0	7.0	11.5	8.3	10.9
その他	1.6	0.9	0.7	0.7	0.4	0.9
総生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』26-31頁。三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』62-63頁。三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』56-57頁。総務庁他共同編集『平成2年産業連関表－総合解説編－』334-336頁。愛知県企画部統計課『平成2年あいちの産業連関表』66-68頁。岐阜県企画部統計調査課『平成2年岐阜県産業連関表』31-36頁。

も少し小さい。岐阜県は54.2%であり、三重県よりも12ポイント小さいが、それでも国よりも5.0ポイント大きくなっている。このことから三重県、愛知県、岐阜県の第2次産業および製造業の生産額の構成比はいずれも国よりも大きく、東海地域の三県では製造業を中心とした第2次産業の生産額の構成比が大きいことになる。

また三重県の昭和55年、昭和60年、平成2年の製造業の生産額の構成比の変化を国と比較した場合、国では昭和55年43.4%、昭和60年41.8%、平成2年38.7%と昭和55年から平成2年にかけて4.7ポイント小さくなっているのに対して、三重県では昭和55年53.7%、昭和60年56.5%、平成2年55.2%とあまり変動がない。このことは愛知県および岐阜県についても同様で、この間変動はあまりない¹⁾。

次に三重県の製造業の中の産業部門ごとの特徴を見ると、平成2年の製造業の生産額の構成比で最も大きいのは輸送機械であり10.2%になっている。国の平成2年の輸送機械の構成比の5.2%と比較すると、三重県の輸送機械の構成比はきわめて大きい。三重県には津市に大規模な造船所もあるが輸送機械の生産額の約95%が自動車であることから、鈴鹿市での自動車工場の立地と三重県の輸送機械の生産額の構成比が大きいこととは密接に関係している²⁾。平成2年の岐阜県の輸送機械の構成比は4.1%であるが、愛知県の場合には21.9%であり三重県以上に輸送機械の構成比が大きくなっている、東海地域は輸送機械の構成比の大きい地域といえる。

三重県の平成2年の製造業の生産額の構成比で二番目に大きな産業は化学製品であり、その構成比は8.8%となっている。平成2年の国、愛知県、岐阜県の構成比はそれぞれ3.0%、1.6%、1.7%であり、化学製品の構成比は国、愛知県、岐阜県と比較してきわめて大きなものとなっている。三重県の石油・石炭製品の平成2年の構成比は5.0%であり、電気機械の7.5%に次ぐ大きさであるが、国、愛知県、岐阜県の石油・石炭製品の構成比がそれぞれ1.3%、0.9%、0.1%であることから、三重県の石油・石炭製品の産業も化学製品の産業と同様に他地域と比較するときわめて大きな産業であるということができる。この三重県の石油・石炭製品の生産額のうち石油製品の構成比は99.6%であり、ほとんど石油製品で占められている³⁾。このように、化学製品や石油製品など石油化学関係の製品の生産額の構成比が大きいことが三重県の製造業での特徴になっており、このことは四日市市に石油化学コンビナートが立地していることによるものである。ただし三重県の昭和55年、昭和60年、平成2年の化学製品の生産額の構成比は10.2%、8.5%、8.8%であり石油・石炭製品の生産額の構成比は7.5%、4.9%、5.0%と二つの産業ともその構成比は減少の傾向にある。

三重県の平成2年の製造業の生産額の構成比の中で三番目に大きい産業は電気機械であり7.5%となっている。この電気機械の国、愛知県、岐阜県の生産額の構成比はそれぞれ5.8%、4.2%、4.8%であり、三重県の構成比はこれらの地域より大きくなっている。

第1次産業である農林水産業については、平成2年の生産額の構成比は三重県2.5%、国2.0%、愛知県0.8%、岐阜県2.0%となり、三重県の生産額の構成比は国、愛知県、岐阜県と比較してわずかであるが大きい。また、昭和55年、昭和60年とともに三重県の農林水産業の構成比は国、愛知県、岐阜県よりわずかであるが大きく、農林水産業の生産額の構成比が大きいことも三重県の産業構造の特徴の一つである。ただ国、愛知県、岐阜県と同様に三重県の農林水産業の生産額の構成比は昭和55年、昭和60年、平成2年と減少しており、農林水産業の相対的地位は他の地域と同様三重県でもますます低下している。

第3次産業については、平成2年の三重県の生産額の構成比は31.5%であるのに対し、国では48.1%であり、三重県の構成比は国と比較して16.6ポイントも小さい。また愛知県と岐阜県の構成比はそれぞれ36.6%と42.9%であり、愛知県と岐阜県も国と比較すると第3次産業の生産額の構成比は小さくなっている。このことから東海三県の産業構造の特徴は製造業を中心とする第2次産業の生産額の構成比が大きく、第3次産業の生産額の構成比が小さいことであり、さらにその中でも三重県の第3次産業の構成比は小さいことになる。

この三重県の第3次産業の中でも国、愛知県、岐阜県と比較して小さいのは商業である。平成2年の三重県の商業の生産額の構成比は5.1%であるのに対し、国、愛知県、岐阜県はそれぞれ9.4%、8.8%、8.2%であり、三重県の商業の構成比は国、愛知県、岐阜県と比較して3ないし4ポイント小さい。

次にあげられるのはサービスであり、平成2年の三重県のサービスの生産額の構成比は7.0%であるのに対し、国は11.5%であり三重県より3.5ポイント大きい。また愛知県と岐阜県もそれぞれ8.3%と10.9%であり、三重県よりも大きい。なお昭和55年の三重県のサービスの生産額の構成比は5.0%であるのに対し、国、愛知県、岐阜県はそれぞれ6.9%、4.5%、5.6%と三重県とはあまり異なってはない⁴⁾。またサービスの生産額の構成比は三重県、国、愛知県、岐阜県とも昭和55年から平成2年にかけて大きくなっている。このことから平成2年の三重県のサービスの生産額の構成比が国、愛知県、岐阜県よりも小さいのは、三重県のその構成比の増加の程度が国、愛知県、岐阜県と比較して小さかったことによるものである。

1) 行政管理庁他共同編集『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230-231頁。総務庁他共同編集『昭和60年産業連関表－総合解説編－』250-251頁。愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。愛知県企画部統計課『昭和60年愛知の産業連関表』68-69頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』48-59頁。岐阜県企画部統計課『昭和60年岐阜県産業連関表（岐阜県経済の構造と機能）』35-40頁。

2) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』96頁。

3) 前掲書96頁。

4) 行政管理庁他共同編集『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230-231頁。愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』48-59頁。

2 三重県の移輸出率

生産物が国を越えて他国へ出るのが輸出、他の都道府県に出るのが移出であり、この輸出と移出の二つを合わせて移輸出と呼ばれている。国の場合には輸出だけが行われているが、都道府県の場合には移出と輸出が行われているので、移輸出で生産物の他地域への移動を見ることになる。

移輸出率と輸出率はそれぞれ、移輸出額と輸出額を生産額で割った値であり、第*i*産業の移輸出額あるいは輸出額をE_i、生産額をX_iとすると第*i*産業の移輸出率と輸出率e_iは次の(2-1)式

$$e_i = \frac{E_i}{X_i} \times 100 \% \quad (2-1)$$

で示すことができる。また三重県、国、愛知県、岐阜県の移輸出率あるいは輸出率を示しているのが、表2-1である。

三重県に限らず、都道府県の産業連関表と国の産業連関表を比較した場合、最も異なる点は国の輸出率と比較して、都道府県の移輸出率がきわめて大きいことである。このことは、平成2年の全産業に対する三重県の移輸出率は51.3%であるのに対して、国の輸出率は5.5%にすぎないことから明白である。

表2-1 移輸出率（輸出率）

	三重県			構成比：%	
	昭和55	昭和60	平成2	平成2	平成2
農林水産業	29.6	29.9	47.2	0.3	36.4
鉱業	30.8	9.0	32.0	0.7	14.9
食料品	45.9	62.1	65.0	0.6	51.8
繊維製品	53.2	68.0	91.7	5.5	69.6
パルプ・紙・木製品	40.3	69.2	71.6	1.8	52.4
化学製品	46.0	68.3	72.4	9.8	53.9
石油・石炭製品	60.2	90.9	80.3	2.3	50.1
窯業・土石製品	56.2	66.7	68.0	4.8	63.4
金属一次製品	11.3	70.1	81.3	6.7	51.2
金属製品	42.4	53.9	81.3	3.6	56.0
一般機械	13.4	77.8	82.9	18.4	67.5
電気機械	39.4	86.8	101.0	22.9	62.6
輸送機械	67.6	70.2	95.4	24.9	66.9
精密機械	0.0	42.6	50.3	29.6	84.4
その他の製造工業製品	49.0	75.0	69.6	4.4	43.6
建設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・水道・廃棄物処理	2.2	0.6	0.1	0.1	8.7
商業	9.3	17.5	17.5	2.5	32.3
金融・保険	1.6	1.7	4.9	1.4	4.2
不動産	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
運輸・通信	20.4	25.9	21.2	7.4	16.9
教育・研究・医療・保険	0.0	7.0	0.4	0.1	1.2
公務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス	25.8	47.5	36.8	0.9	16.3
その他	54.0	0.0	0.0	21.3	25.0
全産業	30.7	48.4	51.3	5.5	39.6

出所) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』26-31頁。三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』62-63頁。三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』56-57頁。総務庁他共同編集『平成2年産業連関表—総合解説編—』334-336頁。愛知県企画部統計課『平成2年あいちの産業連関表』66-68頁。岐阜県企画部統計調査課『平成2年岐阜県産業連関表』31-36頁。

また、三重県と愛知県および岐阜県の全産業に対する移輸出率を比較した場合に、平成2年において愛知県39.6%、岐阜県41.5%であるのに対し、三重県では51.3%と国だけでなく、東海地域での他の二つの県と比較しても大きくなっている。もっとも、昭和55年、昭和60年、平成2年の全産業に対する移輸出率を見た場合に、愛知県では昭和55年39.0%、昭和60年40.2%、平成2年42.2%であり、岐阜県でも昭和55年42.2%、昭和60年42.2%、平成2年41.5%であり、愛知県と岐阜県では全産業に対する移輸出率はほぼ40%近くにあり、大きな変動はない。他方三重県の全産業に対する移輸出率は昭和55年には30.7%と愛知県や岐阜県と比較して小さかったが、その後大きくなり昭和60年には48.4%、平成2年には51.3%となった。平成2年の全産業に対する移輸出率が愛知県や岐阜県と比較して大きいのは、この間の三重県での移輸出率の増加によるものである¹⁾。

次に平成2年の三重県の移輸出率を産業別に大きな順に見た場合、電気機械101.0%、輸送機械95.4%、繊維製品91.7%、一般機械82.9%、金属一次製品と金属製品81.3%、石油・石炭製品80.3%、化学製品72.4%、パルプ・紙・木製品71.6%、窯業・土石製品68.0%となっている。三重県の移輸出率の大きな産業は製造業に偏っており、特に機械関係および石油化学関係の産業で移輸出率は大きい。

岐阜県の産業別の移輸出率については窯業・土石製品が80.0%と大きいのを例外として、移輸出率の大きな産業は三重県と同じ様な産業であり、移輸出率もほぼ80%台になっている。愛知県の場合にも移輸出率の大きな産業は同様に製造業ではあるが、精密機械が84.4%と大きいことを除いて輸送機械が66.9%、化学製品が53.9%など移輸出率は50%から60%の間にあり、三重県や岐阜県より小さい。

このように三重県、愛知県、岐阜県とも移輸出率の大きな産業は製造業であり同様であるが、愛知県や岐阜県では昭和55年、昭和60年、平成2年と製造業の移輸出率はほぼ同じ数値である。これに対し、三重県では電気機械が昭和55年に39.4%であったものが平成2年には101.0%、輸送機械が昭和55年に67.6%であったものが平成2年には95.4%、繊維製品も昭和55年に53.2%であったものが、平成2年には91.7%になった。このように昭和55年から平成2年の10年間に三重県の製造業では移輸出率が大きく増加し、このことがこの期間での三重県の製造業の移輸出率の増加の大きな要因になっている。

同じ第2次産業でも鉱業の移輸出率はあまり大きくなく、平成2年では三重県32.0%、愛知県14.9%、岐阜県48.9%であり、岐阜県の移輸出率がその中でも大きい。建設については三重県、岐阜県、愛知県とも0.0%であり、移輸出はほとんど行われていない。

第1次産業の農林水産業の移輸出率については、平成2年では三重県47.2%、愛知県36.4%、岐阜県28.4%と三重県の移輸出率が少し大きい。この農林水産業の移輸出率を昭和55年から平成2年にかけて比較した場合に、三重県では昭和55年に29.6%であり、この間に大きくなっている。愛知県ではほぼ横這いであり、岐阜県では昭和55年に60.6%であり、この間かなり小さく

なっている²⁾。

三重県の第3次産業については、移輸出率は大きくないが、サービスの平成2年の移輸出率は36.8%と第3次産業の中で最も大きく、この数値は愛知県の16.3%、岐阜県の18.7%と比較しても大きい。このサービスの移輸出率は昭和55年と昭和60年にも大きく、このように三重県のサービスの移輸出率が大きいのは娯楽サービスと旅館・その他の宿泊所など観光関係の産業の移輸出が大きいからである³⁾。三重県の第3次産業の中でサービスに次いで移輸出率の大きな産業は運輸・通信であり、平成2年の移輸出率は21.2%になっている。三重県の平成2年の第3次産業の移輸出率の中で3番目に大きな産業は商業であり、その移輸出率は17.5%になっている。この数値は愛知県および岐阜県の移輸出率である32.3%と比較すると小さい。

三重県のサービス、運輸・通信、商業以外の第3次産業については移輸出率はきわめて小さく、また愛知県や岐阜県と比較した場合小さく、とりわけ愛知県と比較した場合小さい。

1) 愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。愛知県企画部統計課『昭和60年愛知の産業連関表』68-69頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』48-59頁。岐阜県企画部統計課『昭和60年岐阜県産業連関表（岐阜県経済の構造と機能）』35-40頁。

2) 愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。愛知県企画部統計課『昭和60年愛知の産業連関表』68-69頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』48-59頁。岐阜県企画部統計課『昭和60年岐阜県産業連関表（岐阜県経済の構造と機能）』35-40頁。

3) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』96頁。

3 三重県の移輸入率

外国から生産物が入ってくるのが輸入、また国内において他の都道府県から生産物が入ってくるのが移入であり、この輸入と移入を合わせたものが移輸入である。国の場合には輸入だけが行われているのであるが、都道府県の場合には輸入と移入が行われているので、それらを合わせた移輸入でもって、他の地域からの生産物の流入の状況を見ることになる。

輸入額については輸入額そのものだけを輸入額と定める場合と関税および輸入商品税を含めて輸入額と定める場合がある。ここでは第5章の実質生産額の変動要因分析での移輸入率の使用との関係から、関税および輸入商品税を含めて輸入額と定めることにする。このことから、移輸入額もこのように定める輸入額と移入額の合計とする。

移輸入率と輸入率の定義の方法としては二つあり、第1番目のものは第*i*産業の移輸入額あるいは輸入額を第*i*産業の生産額で割る方法がある。ここで第*i*産業の移輸入率あるいは輸入率を*m_i*、第*i*産業の移輸入額あるいは輸入額を*M_i*、第*i*産業の生産額を*X_i*とすると、移輸入率と輸入率を次の（3-1）式のように定めることができる。

$$m_i = \frac{M_i}{X_i} \times 100 \% \quad (3-1)$$

移輸入率と輸入率の定義の第2番目の方法は第*i*産業の移輸入額を第*i*産業の生産物の中間需要額と移輸出あるいは輸出を除いた域内最終需要額の合計、つまり域内需要額の合計で割る方法である。この第*i*産業の中間需要額を $\sum a_{ij}X_j$ で示す。 $\sum a_{ij}X_j$ は第*i*産業の生産物が25部門の産業で中間需要される合計である。ただし a_{ij} は投入係数であり、第*j*産業の生産物を1単位生産するのに必要な第*i*産業の生産物の中間投入の金額であり、(3-2)式によって示すことができる。

$$a_{ij} = \frac{X_{ij}}{X_j} \quad (3-2)$$

ここで X_{ij} は第*j*産業で使用される中間投入としての第*i*産業の生産物の金額である。また第*i*産業の生産物の移輸出あるいは輸出を除いた域内最終需要額を F_i とすると、第*i*産業の移輸入率あるいは輸入率を次の(3-3)式のように定めることができる。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum a_{ij}X_j + F_i} \times 100 \% \quad (3-3)$$

このように、移輸入率と輸入率の定義には二つの方法があるが、本稿では後者の方法である(3-3)式のように移輸入率と輸入率を定める。

次に、三重県、愛知県、岐阜県の移輸入率および国の輸入率を示している表3-1を見ることにより、三重県の移輸入率の特徴を述べることにする。まず平成2年の全産業に対する移輸入率は、三重県48.8%、愛知県33.0%、岐阜県39.8%であり、国の輸入率は5.3%であり、東海地域の各県の移輸入率と比較して、国の輸入率は小さい。移輸出率と輸出率の関係も考慮すると、国を越えての生産物の移動よりも国内での地域間での生産物の移動の方がはるかに活発であることになる。また三重県と愛知県および岐阜県の移輸入率を比較した場合に、移輸出率と同様に三重県の移輸入率が大きく、三重県の経済活動は域外との関わりが大きいことになる。

なお、三重県、愛知県、岐阜県の昭和55年の全産業に対する移輸入率を比較し、移輸入率の変化を見た場合に、三重県29.5%、愛知県32.2%、岐阜県42.1%と岐阜県の移輸入率が最も大きく、次いで愛知県、最後に三重県であり、平成2年とは逆の順番になっている。昭和55年から平成2年にかけて愛知県の移輸入率はほぼ33%近くで安定しており、岐阜県の移輸入率はやや減少しているのに対し、三重県の移輸入率は19.3ポイントも大きくなつた¹⁾。

三重県の移輸入率を産業別に見た場合に、平成2年において、第2次産業では建設を除く鉱業と製造業では大きく、このことは愛知県、岐阜県でもほぼ同様である。鉱業においては、岐阜県の移輸入率が42.7%と小さいのを除いて、三重県93.8%、愛知県90.2%であり、国の輸入率も79.9%と大きく、この中でもとりわけ三重県の移輸入率が大きくなっている。三重県の鉱業での移輸入額の大部分を石油・天然ガスが占めており、三重県での鉱業の移輸入率が大きな要因となっており、このことは四日市市に石油化学コンビナートが立地していることと関係している²⁾。

三重県の製造業において移輸入率の特に大きな産業は電気機械101.6%、輸送機械92.2%、繊維製品91.3%であり、それに次いで金属一次製品84.9%、金属製品82.5%などである。これら

の産業の平成2年の三重県の移輸入率は愛知県および岐阜県と比較しても大きい。昭和55年の三重県のこれらの産業の移輸入率を愛知県および岐阜県と比較した場合に、電機機械では三重県13.2%、愛知県62.3%、岐阜県87.5%と三重県の移輸入率は最も小さかった。輸送機械では三重県52.5%、愛知県68.6%、岐阜県64.8%と三重県の移輸入率は小さい。繊維製品についても昭和55年の移輸入率は三重県44.3%、愛知県51.4%、岐阜県81.1%と三重県の移輸入率は小さかった。このように三重県の製造業での平成2年に移輸入率の大きな産業は昭和55年には愛知県や岐阜県との比較で移輸入率は小さい。三重県ではこれらの産業で移輸入率が急速に大きくなつことになり、このことが昭和55年から平成2年にかけての三重県での全産業での移輸入率増加の大きな要因になっている。

表3-1 移輸入率（輸入率）

	三重県			国	愛知県	岐阜県	構成比：%
	昭和55	昭和60	平成2	平成2	平成2	平成2	平成2
農林水産業	33.4	30.8	47.5	14.3	68.0	42.8	
鉱業	94.5	98.1	93.8	79.9	90.2	42.7	
食料品	50.3	67.4	65.3	10.2	54.2	78.3	
繊維製品	43.3	58.0	91.3	14.2	62.3	63.9	
パルプ・紙・木製品	40.8	64.4	72.8	7.9	51.1	74.1	
化学製品	27.0	60.5	58.9	8.7	70.7	91.6	
石油・石炭製品	29.3	85.9	49.7	16.0	65.5	99.7	
窯業・土石製品	7.8	37.0	39.0	3.5	46.5	56.4	
金属一次製品	68.7	81.0	84.9	9.1	52.4	81.9	
金属製品	26.6	52.1	82.5	1.6	42.2	75.7	
一般機械	15.7	64.9	72.6	4.4	60.3	72.3	
電気機械	13.2	79.1	101.6	6.1	63.4	72.5	
輸送機械	52.5	47.3	92.2	5.2	37.9	80.5	
精密機械	74.8	75.8	72.5	15.1	82.4	83.4	
その他の製造工業製品	16.9	70.7	65.2	7.0	37.8	72.1	
建設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
電気・ガス・水道・廃棄物処理	0.0	0.0	13.0	0.0	0.1	14.4	
商業	25.0	41.0	48.5	0.4	22.6	28.4	
金融・保険	20.0	38.1	39.5	2.4	19.3	24.0	
不動産	0.0	0.0	10.4	0.0	2.8	0.0	
運輸・通信	18.8	15.4	22.6	4.8	12.5	42.2	
教育・研究・医療・保険	0.0	0.0	1.0	0.1	1.6	11.6	
公務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
サービス	36.6	49.3	54.1	3.5	26.4	26.5	
その他	0.0	0.0	0.0	30.2	39.8	0.0	
全産業	29.5	44.2	48.8	5.3	33.0	39.8	

出所) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』26-31頁。三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』62-63頁。三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』56-57頁。総務庁他共同編集『平成2年産業連関表－総合解説編－』334-336頁。愛知県企画部統計課『平成2年あいちの産業連関表』66-68頁。岐阜県企画部統計調査課『平成2年岐阜県産業連関表』31-36頁。

平成2年の三重県の製造業の、窯業・土石製品、石油・石炭製品、化学製品では移輸入率は比較的小さく、それぞれ39.0%、49.7%、58.9%となっている。平成2年の愛知県および岐阜県のこれらの産業の移輸入率と比較すると、窯業・土石製品は愛知県46.5%、岐阜県56.4%、石油・石炭製品は愛知県65.5%、岐阜県99.7%、化学製品は愛知県70.7%、岐阜県91.6%と、これらの三重県の産業では愛知県や岐阜県と比較しても小さい。

平成2年の製造業での移輸入率は三重県では大きく、岐阜県と類似した構造になっているが、愛知県では精密機械が82.4%、石油・石炭製品が70.7%と比較的大きいが、他の産業ではそれほど大きくなかった。また昭和55年、昭和60年、平成2年と三重県では移輸入率は大きくなっているのに対し、愛知県や岐阜県ではあまり変化していない³⁾。

平成2年の三重県の第3次産業で移輸入率の大きい産業はサービス、商業、金融・保険であり、それぞれ、54.1%、48.5%、39.5%となっている。これらの産業の平成2年の愛知県および岐阜県の移輸入率を見ると、サービスは愛知県26.4%、岐阜県26.5%であり、金融・保険は愛知県19.3%、岐阜県24.0%であり、三重県のこれらの産業の移輸入率はいずれも愛知県や岐阜県よりも大きい。

三重県、愛知県、岐阜県の第3次産業の移輸入率を昭和55年、昭和60年、平成2年と見た場合、各県とも増加の傾向にあるが、第1次産業や第2次産業と比較してその数値は小さい。だが三重県では愛知県や岐阜県と比較すると第3次産業での移輸入率は一般に大きい。

第1次産業の農林水産業での平成2年の移輸入率は三重県47.5%、愛知県68.0%、岐阜県42.8%と三重県の移輸入率は愛知県よりも小さいが、岐阜県よりも大きい。もっとも、三重県の農林水産業での昭和55年と昭和60年の移輸入率は33.4%と30.8%であり、平成2年に大幅に上昇したことになる。

1) 愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』48-59頁。

2) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』96頁。

3) 愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。愛知県企画部統計課『昭和60年愛知の産業連関表』68-69頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』48-59頁。
岐阜県企画部統計課『昭和60年岐阜県産業連関表（岐阜県経済の構造と機能）』35-40頁。

4 三重県の実質生産額の変動

三重県、愛知県、岐阜県、国の産業連関表での投入・産出の関係は生産数量ではなく、生産金額で表示されており、インフレーションにより価格が上昇すれば、生産数量は一定であっても生産額は増加することになる。このような問題を調整するためには、価格変動のない一定の価格での投入・産出関係を知る必要があり、この一定の価格での産業連関表が接続産業連関表

であり、本稿では総務庁他共同編集『昭和55－60－平成2年接続産業連関表』を使う。

この『昭和55－60－平成2年接続産業連関表』では、昭和55年の生産額が平成2年の価格で示されており、もし昭和55年から平成2年にかけて価格が上昇しておれば、この接続連関表での昭和55年の生産額は国の昭和55年の産業連関表での生産額よりも大きくなる。このように価格の変動を割り引き実質値にする場合、一般には基準年を前の時点にするが、接続産業連関表では基準年は後の時点になっている。三重県、愛知県、岐阜県などではこの接続産業連関表は作成されておらず、価格を一定とした生産額の分析はできない。だが国と県とでは価格の変動は同じであるとみなし、この国の接続産業連関表を利用することにより、近似的に価格を一定とした分析を都道府県での産業連関表でもできることになる。

昭和55年の国の産業連関表と『昭和55－60－平成2年接続産業連関表』を使い、これまでと同様に産業を25部門に分類し、『昭和55－60－平成2年接続産業連関表』での各産業の生産額を昭和55年の国の産業連関表での生産額で割ったところ、次の数値を得た。農林水産業1.028、鉱業0.957、食料品1.187、繊維製品1.167、パルプ・紙・木製品0.967、化学製品0.801、石油・石炭製品0.577、窯業・土石製品1.083、金属一次製品0.822、金属製品1.149、一般機械0.776、電気機械0.716、輸送機械0.947、精密機械0.878、他の製造工業製品0.911、建設1.119、電気・ガス・水道・廃棄物処理0.997、商業1.248、金融・保険1.047、不動産1.388、運輸・通信0.813、教育・研究・医療・保険1.199、公務1.293、サービス1.533、その他0.998¹⁾。

ここで農林水産業の数値が1.028であるということは、昭和55年から平成2年までの10年間に農林水産業で生産物の価格が1.028倍になったとみなすのである。この1.028を昭和55年の三重県、愛知県、岐阜県の産業連関表での農林水産業の生産額に掛けると、平成2年の価格で算定した昭和55年の三重県、愛知県、岐阜県の農林水産業の実質生産額を得ることができる。同様に鉱業では0.957、食料品では1.187を掛けることにより、鉱業、食料品での昭和55年の各産業の実質生産額を得ることができる。鉱業のようにこの数値が0.957の場合には、平成2年の価格で評価した昭和55年の実質生産額は昭和55年の名目生産額よりも小さくなるが、一般には価格は上昇しているので、昭和55年の実質生産額は名目生産額よりも大きくなる。

三重県、全国、愛知県、岐阜県の各産業の平成2年の生産額から昭和55年の実質生産額を引いたのが表4-1の昭和55年から平成2年の実質生産額の変動である。三重県の場合、この変動額は7兆2,331億円であり、国は284兆5,705億円、愛知県は32兆9,786億円、岐阜県は5兆3,413億円であり、三重県の実質生産額の増加は愛知県よりも小さいが、岐阜県よりも大きくなっている。国も実質増加額の2.5%になっている。

また表4-1では三重県、国、愛知県、岐阜県の実質生産額の増加全体に対する各産業の構成比を示している。実質生産額が増加している三重県の主要な産業を大きい順に示すと、建設1兆1,564億円、輸送機械1兆1,126億円、サービス9,351億円、電気機械7,113億円、商業6,102億円、化学製品5,786億円、一般機械4,760億円などとなっている。

三重県で実質生産額の増加の最も大きな産業である建設は増加額全体の16.0%である。建設

の増加額は国ではサービス、電気機械に次いで3番目であり、その構成比は9.6%である。愛知県でもその増加額の順位は4番目であり、その構成比は10.6%である。三重県の建設での実質生産額の増加は国や愛知県と比較すると大きいが、岐阜県ではその構成比は20.1%であり、岐阜県と比較すると小さい。

次に実質生産額の増加が2番目に大きな製造業の輸送機械については、三重県では実質生産額の増加全体の15.4%であり、国との構成比の7.4%と比較すると大きい。なお、この輸送機械の実質生産額の増加は愛知県で著しく11兆1,125億円であり、愛知県での実質生産額の増加全体の33.8%にもなる。

表4-1 昭和55年から平成2年の実質生産額の変動

	三重県		国		愛知県		岐阜県		金額：億円、構成比：%
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	525	0.7	12293	0.4	471	0.1	53	0.1	
鉱業	-9	0.0	-3341	-0.1	107	0.0	247	0.5	
食料品	2062	2.9	69583	2.4	3285	1.0	438	0.8	
繊維製品	-958	-1.3	9559	0.3	-2199	-0.7	22	0.0	
パルプ・紙・木製品	-524	-0.7	34593	1.2	2326	0.7	1990	3.7	
化学製品	5786	8.0	105181	3.7	3039	0.9	1023	1.9	
石油・石炭製品	3575	4.9	7497	0.3	-6	0.0	47	0.1	
窯業・土石製品	685	0.9	12504	0.4	1496	0.5	1469	2.7	
金属一次製品	3622	5.0	47311	1.7	10425	3.2	1483	2.8	
金属製品	1628	2.3	47902	1.7	9915	3.0	2925	5.5	
一般機械	4760	6.6	140650	4.9	22794	6.9	3948	7.4	
電気機械	7113	9.8	346377	12.2	18646	5.7	4336	8.1	
輸送機械	11126	15.4	210626	7.4	111522	33.8	3151	5.9	
精密機械	-99	-0.1	16809	0.6	-8506	-2.6	-1751	-3.3	
他の製造工業製品	5525	7.6	137769	4.8	28498	8.6	4522	8.5	
建設	11564	16.0	273408	9.6	34823	10.6	10740	20.1	
電気・ガス・水道・廃棄物処理	-4937	-6.8	68090	2.4	-33988	-10.3	-9821	-18.4	
商業	6102	8.4	181343	6.4	50288	15.2	8963	16.8	
金融・保険	2340	3.2	146973	5.2	12373	3.8	3099	5.8	
不動産	-2445	-3.4	131645	4.6	-3918	-1.2	-1647	-3.1	
運輸・通信	4248	5.9	209265	7.4	24902	7.6	3521	6.6	
教育・研究・医療・保険	4397	6.1	205338	7.2	11921	3.6	3728	7.0	
公務	-1157	-1.6	32419	1.1	332	0.1	-129	-0.2	
サービス	9351	12.9	417806	14.7	53553	16.2	13285	24.9	
その他	-1949	-2.7	-15895	-0.6	-22313	-6.8	-2228	-4.2	
全産業	72331	100.0	2845705	100.0	329786	100.0	53413	100.0	

出所) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』26-31頁。三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』56-57頁。行政管理庁他共同編集『昭和55年産業連関表—総合解説編一』230-231頁。総務庁他共同編集『平成2年産業連関表—総合解説編一』334-336頁。総務庁他共同編集『昭和55-60-平成2年接続産業連関表』224-225頁。愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。愛知県企画部統計課『平成2年あいちの産業連関表』66-68頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県の構造(昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書)』48-59頁。

岐阜県企画部統計調査課『平成2年岐阜県産業連関表』31-36頁。

三重県で実質生産額の増加が4番目に大きな産業は電気機械であり、増加額全体の9.8%になる。国のその構成比は12.2%であり、製造業の中で最も大きく、三重県の電気機械の増加額の構成比は国より少し小さいことになる。もっともこの構成比は愛知県で5.7%、岐阜県で8.1%であり、東海地域の三県の構成比は国の構成比より小さい。精密機械については三重県では実質生産額は減少しているが、一般機械、電気機械、輸送機械など機械製造業全体で見た場合、三重県では輸送機械が大きく増加しているため、機械関係の製造業の実質生産額の増加は国よりも大きくなっている。

また、化学製品の実質生産額の増加は三重県では6番目で、増加額全体の8.0%であるが、その構成比は国では3.7%、愛知県では0.9%、岐阜県では1.9%であり、国、愛知県、岐阜県と比較すると大きい。また三重県の石油・石炭製品のその構成比は4.9%あまり大きくはないが、国では0.3%、愛知県では0.0%、岐阜県では0.1%と国、愛知県、岐阜県と比較すると大きい。このように、三重県では石油化学関係の産業の実質生産額の増加の構成比は国、愛知県、岐阜県との比較では大きいことになる。

次に第3次産業については、サービスの実質生産額の増加は三重県では全産業の中で3番目であり増加額全体の12.9%であるが、国と岐阜県ではともに1番目であり、それぞれ増加額全体の14.7%と24.9%である。愛知県でもサービスの構成比は輸送機械に次いで2番目で16.2%であることを考慮すると、三重県のサービスの実質生産額の増加は他の地域と比較した場合やや小さなものになっている。

商業の三重県での実質生産額の増加は5番目であり、増加額全体の8.4%である。この構成比は国の6.4%と比較すると大きいが、愛知県の15.2%、岐阜県の16.8%と比較すると小さい。三重県の金融・保険と運輸・通信についても実質生産額は増加しており、増加額全体に対する構成比はそれぞれ3.2%と5.9%であるが、国、愛知県、岐阜県と比較すると小さい。

三重県では昭和55年から平成2年にかけて全体として実質生産額が増加している中で、その生産額の減少している産業を減少額の大きい順で示すと、電気・ガス・水道・廃棄物処理、公務、繊維製品、パルプ・紙・木製品、精密機械、鉱業の順になってる。電気・ガス・水道・廃棄物処理の実質生産額は国では増加しているが、愛知県と岐阜県ではかなり減少している。不動産も国では実質生産額は増加しているが、愛知県と岐阜県では三重県と同様に減少している。

三重県の製造業での実質生産額の減少は繊維製品958億円、パルプ・紙・木製品524億円、精密機械99億円とあまり大きくはない。この中でパルプ・紙・木製品の実質生産額は国、愛知県、岐阜県では増加しているにもかかわらず、三重県では減少している。また精密機械の実質生産額は国では増加しているが、三重県、愛知県、岐阜県では減少している。

1) 総務庁他共同編集『昭和55-60-平成2年接続産業連関表』224-225頁。

5 三重県の実質生産額の変動要因

前章では平成2年の価格においての昭和55年から平成2年までの10年間の生産額の変動を見たが、この章ではこれらの変動がどのような要因によって生じたのかを明らかにしてみる。なお前章でも述べたように、異なった時点の生産額は生産物の数量は同じでも価格が変化することによって増加したり減少したりする。ここではそのような価格の変化を排除するために、前章と同様総務庁他共同編集『昭和50—60—平成2年接続産業連関表』での平成2年の価格により生産額を示している。

生産額の変動要因については供給の側面と需要の側面の二つがあり、供給の側面としては優秀な労働者や企業家、最新の技術を備えた資本設備、これらの労働者や資本設備を持った工場、工場立地の進展、さらに生産活動を行うための産業基盤などがあげられる。特に三重県のような大都市から離れた地域においては、近年ますます生産額の変動と工場立地の関係は密接になっているが、本稿では需要の側面に限定して、生産額の変動要因を調べることにする。

『平成2年三重県産業連関表』によれば、最終需要の項目は次のように分類されている。家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、県内総固定資本形成（公的）、県内総固定資本形成（民間）、在庫純増、移輸出からなり、移輸出を除く他の最終需要は県内最終需要と呼ばれている。この分類方法は近年ほぼ各県の産業連関表および国の産業連関表に共通するものであり、国の産業連関表の場合には移輸出が輸出として分類されている。なおこの県内最終需要を国の産業連関表との関係で域内最終需要と呼ぶことにする。国の場合には国内最終需要が域内最終需要になる。

産業連関表での生産額を式で示すと総需要額については（5-1）式になる。Aは中間投入係数

$$D = AX + F + E \quad (5-1)$$

行列であり、Xは生産額ベクトルであり、Fは域内最終需要額ベクトルであり、Eは移輸出額あるいは輸入額ベクトルであり、Dは総需要額ベクトルである。行列AとベクトルXの積AXはそれぞれの産業で生産された生産物の中間需要額を示している。

次に総供給額について述べると、第3章の（3-3）式では移輸入率と輸入率をパーセントで示したが、ここでは比率で示す。移輸入率を移輸入係数、輸入率を輸入係数と呼ぶと、移輸入係数あるいは輸入係数 m_i は次の（5-2）式になる。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum a_{ij}X_j + F_i} \quad (5-2)$$

また、それぞれの産業での移輸入額あるいは輸入額は次の（5-3）式で示すことができる。

$$M = \bar{M} (AX + F) \quad (5-3)$$

ここで \bar{M} は移輸入係数行列あるいは輸入係数行列である。この移輸入係数行列あるいは輸入係数行列は正方行列であり、対角成分である移輸入係数あるいは輸入係数 m_i 以外の成分が全てゼロである対角行列である。またMは移輸入額ベクトルあるいは輸入額ベクトルであるので、このM

とXの和が総供給額ベクトルになる。このとき総供給額を(5-4)式によって示すことができる。ここでSは総供給額ベクトルである。

$$S = X + M \quad (5-4)$$

総供給額と総需要額の差は最終需要の在庫純増で調整されるので、それぞれの産業での総供給額と総需要額は等しくなる。つまり(5-1)式、(5-3)式および(5-4)式の関係から次の(5-5)式の関係が成立する。

$$\begin{aligned} S &= D \\ X + \bar{M}(AX + F) &= AX + F + E \\ (I - (I - \bar{M})A)X &= (I - \bar{M})F + E \\ X &= (I - (I - \bar{M})A)^{-1}((I - \bar{M})F + E) \end{aligned} \quad (5-5)$$

ここで、Iは対角成分が1で、他の成分がすべてゼロである単位行列である。また(5-5)式の $(I - (I - \bar{M})A)^{-1}$ は行列 $(I - (I - \bar{M})A)$ の逆行列である。この逆行列を(5-6)式のように行列Bで示す。

$$B = (I - (I - \bar{M})A)^{-1} \quad (5-6)$$

行列Bを使うことにより、(5-5)式を次の(5-7)式によって示すことができる。

$$X = B((I - \bar{M})F + E) \quad (5-7)$$

(5-7)式は最終需要額である域内最終需要額(E)と移輸出額あるいは輸出額(E)を実現するためにはどれだけの生産額が生み出されなければならないかという関係を示している。このことから行列Bは生産技術構造を示してあり、このBは技術係数行列と呼ばれている。

(5-7)式の関係は平成2年の産業連関表と昭和55年の産業連関表についても成立するが、生産額の変動要因を見ようとする場合、価格を一定にする必要がある。昭和55年の産業連関表の場合、それぞれの産業の生産額を平成2年の価格で計算し直し、その実質生産額でもって、産業連関表を作成し直さなければならない。そこで、昭和55年の実質生産額による産業連関表での(5-7)式の関係を次の(5-8)式によって示す¹⁾。

$$X_0 = B_0((I - \bar{M}_0)F_0 + E_0) \quad (5-8)$$

また、平成2年の産業連関表での(5-7)式の関係を次の(5-9)式によって示す。このとき

$$X_1 = B_1((I - \bar{M}_1)F_1 + E_1) \quad (5-9)$$

平成2年の生産額と昭和55年の実質生産額の変化 ΔX は次の(5-10)式の関係によって示すことができる。

$$\Delta X = X_1 - X_0 \quad (5-10)$$

生産額については平成2年の価格を基準に昭和55年の実質生産額を計算したが、生産額の変動要因の分析では産業連関表の投入・产出関係において昭和55年を基準年とみなす。このとき生産額の変動は(5-7)式から次の ΔF 、 ΔE 、 ΔB の変動から生じたものと考えることができる。この生産額の変動を示したのが、(5-11)式である。

$$\Delta X = B_0 \Delta F + B_0 \Delta E + \Delta B((I - \bar{M}_0)F_0 + E_0) + \Delta B(\Delta F + \Delta E) \quad (5-11)$$

ここで ΔF 、 ΔE 、 ΔB は次の関係を示している。

$$\Delta F = (I - \bar{M}_1)F_1 - (I - \bar{M}_0)F \quad (5-12)$$

$$\Delta E = E_1 - E_0 \quad (5-13)$$

$$\Delta B = B_1 - B_0 \quad (5-14)$$

(5-11) 式の第1項は基準年の生産技術構造 B_0 のもとでの域内最終需要額の変動要因を示している。その第2項は基準年の生産技術構造のもとでの移輸出額、国においては輸出額の変動による変動要因を示している。その第3項は基準年の最終需要額においての技術構造の変動による変動要因を示している。その第4項は最終需要額の変動と技術構造の変動の結合による変動の合成要因を示している²⁾。この変動要因の分析においては、(5-11) 式が重要であり、この(5-11) 式の第1項の域内最終需要額の変動による変動要因は、各産業ごとの平成2年の域内最終需要額と昭和55年の実質域内最終需要額の差である最終需要額の変動を充たすためには、どれだけの生産額の変動がなければならないかを示している。例えば農林水産業への域内最終需要額の増加を充たすためには、農林水産業では他の産業の生産物を原材料として中間投入しているので、農林水産業の生産額の増加だけでなく、他の産業の生産額の増加も間接的に必要になる。ただ域内最終需要額の増加については一部移輸入あるいは輸入によってもまかなわれるので、その移輸入額あるいは輸入額だけ生産額の増加は少なくてすむ。

移輸出額あるいは輸出額の変動による生産額の変動要因は同様に各産業ごとの平成2年の移輸出額あるいは輸出額と昭和55年の実質移輸出額あるいは実質輸出額との差を充たすためには、どれだけの生産額の増加がなければならないかを示すものである。

技術構造の変動による変動要因については、(5-7) 式から行列Bの成分である技術係数の数値が小さければ、同じ域内最終需要額と移輸出額あるいは輸出額を実現するために必要な生産額は少なくてすむ。また(5-11) 式の行列 ΔB の成分の数値が負であるということは同じ域内最終需要額と移輸出額あるいは輸出額を実現するためには、生産額は少なくてすむことになり、昭和55年から平成2年にかけて技術進歩が実現されたことになる。

第4番目の最終需要額の変動と技術構造の変動の結合である、生産額の変動の合成要因については、これら二つの変化により、最終需要額を充たすために必要な生産額がどのように変化したかを示している。

次に昭和55年から平成2年までの三重県の各産業の生産額の変動要因を国、愛知県、岐阜県との比較で述べることにする。平成2年の生産額と昭和55年の実質生産額の各産業の差である生産額の変動の大きさは第4章の表4-1で示した。この生産額の変動全体に対するこの要因別の生産額の大きさの構成比を示しているのが表5-1である。この表5-1での ΔF は生産額の変動全体に対する(5-11)式の第1項の $B_0 \Delta F$ の構成比、 ΔE はその第2項の $B_0 \Delta E$ の構成比、 ΔB はその第3項の構成比、合成はその第4項の構成比を示している。これらの数値の合計は生産額が増加している産業では100%になり、生産額が減少している産業では-100%になっている。なお各産業のこれらの要因別の生産額の変動額の合計は表4-1の各産業の生産額の変動額に

一致する。

表5-1 昭和55年から平成2年の実質生産額の変動要因

	三重県				構成比：%			
	△F	△E	△B	合成	△F	△E	△B	合成
農林水産業	209	636	-178	-567	250	10	-99	-61
鉱業	1764	6122	-1877	-6109	329	40	-298	-171
食料品	46	181	-17	-110	103	0	1	-4
織維製品	-10	160	-76	-174	358	-41	-154	-64
パルプ・紙・木製品	526	911	-247	-1290	206	28	-78	-56
化学製品	28	317	-40	-206	63	24	11	2
石油・石炭製品	42	192	-26	-108	618	83	-369	-232
窯業・土石製品	451	339	-118	-572	311	29	-153	-87
金属一次製品	15	181	-17	-80	301	48	-116	-133
金属加工品	80	147	-21	-105	96	4	5	-6
一般機械	12	175	-15	-72	90	24	-7	-7
電気機械	-6	187	-16	-64	52	30	8	9
輸送機械	0	123	-5	-18	50	27	13	10
精密機械	58	603	-147	-614	82	34	-8	-8
その他の製造工業製品	8	84	6	2	62	15	19	3
建設	96	4	3	-3	100	1	-1	0
電気・ガス・水道・廃棄物	145	370	-105	-510	114	12	-13	-13
商業	58	44	7	-9	171	11	-50	-32
金融・保険	59	49	20	-27	74	7	16	3
不動産	-7	112	-23	-183	117	4	-12	-8
運輸・通信	75	89	1	-64	62	5	25	8
教育・研究・医療・保健	83	52	-1	-33	92	6	0	2
公務	-89	7	1	-19	123	4	-17	-10
サービス	34	42	11	13	62	6	23	9
その他	158	138	-50	-346	204	73	-229	-149
	愛知県				岐阜県			
	△F	△E	△B	合成	△F	△E	△B	合成
農林水産業	1087	677	-151	-1513	1269	-651	1084	-1602
鉱業	284	247	57	-487	107	158	-48	-117
食料品	484	354	-98	-640	310	380	-42	-548
織維製品	140	363	-117	-487	1351	-305	1106	-2052
パルプ・紙・木製品	420	449	-137	-631	31	101	6	-39
化学製品	99	287	-24	-261	8	100	7	-15
石油・石炭製品	54791	45475	-19729	-80637	43	178	-36	-85
窯業・土石製品	439	201	-95	-445	69	59	7	-35
金属一次製品	72	254	-68	-157	17	99	-3	-13
金属加工品	46	77	1	-24	26	96	-3	-19
一般機械	41	83	-7	-17	19	85	-1	-4
電気機械	23	88	-2	-10	13	76	4	6
輸送機械	6	67	10	16	16	118	-9	-24
精密機械	-1	-69	-12	-17	10	-62	-9	-38
その他の製造工業製品	13	51	17	19	8	77	9	7
建設	98	4	2	-4	98	2	3	-3
電気・ガス・水道・廃棄物	127	132	-92	-267	115	118	-83	-251
商業	50	46	8	-5	48	45	15	-7
金融・保険	40	26	24	9	45	22	39	-6
不動産	274	304	-119	-560	-31	78	-4	-143
運輸・通信	73	67	5	-45	74	72	7	-53
教育・研究・医療・保健	75	24	10	-8	74	27	17	-19
公務	54	0	134	-87	-137	0	127	-90
サービス	43	18	17	22	47	22	18	13
その他	132	95	-74	-253	4	-145	24	17

出所) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』26-31頁。三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』56-57頁。行政管理庁他共同編集『昭和55年産業連関表・総合解説編-』230-231頁。総務庁他共同編集『平成2年産業連関表・総合解説編-』334-336頁。総務庁他共同編集『昭和55-60-平成2年接続産業連関表』224-225頁。愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』95-104頁。愛知県企画部統計課『平成2年あいちの産業連関表』66-68頁。岐阜県企画部統計課『岐阜県の構造(昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書)』48-59頁。岐阜県企画部統計調査課『平成2年岐阜県産業連関表』31-36頁。

表5－1により、三重県と国、愛知県、岐阜県の変動要因を比較した場合、まず製造業の変動要因では三重県、愛知県、岐阜県の各県と国の間には、域内最終需要額の変化の要因の大きさと移輸出額あるいは輸出額の変化の要因の大きさが異なっていることである。三重県、愛知県、岐阜県では製造業の生産額の変動に対しては移輸出額の変化の方が域内最終需要額の変化よりも大きな要因になっている。他方国では製造業の生産額の変動に対して輸出額の変化よりも域内最終需要額の変化の方がはるかに大きな要因となっている。

例えば三重県の製造業での生産額の増加の最も大きな輸送機械ではその増加の要因の123%は移輸出額の変化であるのに対し、域内最終需要額の変化は0%であり、域内最終需要額の変化は輸送機械産業の生産額の増加とは関係がない。もっとも愛知県と岐阜県については輸送機械では域内最終需要額の変化の要因が6%と16%とプラスであり、三重県よりも最終需要額の変化の要因は大きい。

国の輸送機械では生産額増加の50%は域内最終需要額の変化の要因によるもので、輸出額の変化は27%であり、三重県とは異なり域内最終需要額の変化の要因が輸出額の変化の要因よりも大きくなっている。なお、三重県の製造業でも窯業・土石製品だけであるが、生産額の増加の要因として域内最終需要額の変化の要因が移輸出額の変化の要因よりも大きな場合もある。また製造業の生産額の変動に対する域内最終需要額の変化と移輸出額の変化のそれぞれの要因について、三重県と愛知県および岐阜県を比較した場合に、三重県と岐阜県はほぼ同じように移輸出額の変化の要因が大きいのに対し、愛知県では三重県よりも域内最終需要額の変化の要因が大きくなっている。

三重県の製造業での生産額の変動に対する技術構造の変化の要因は他の製造工業製品を除いて全てマイナスであり、昭和55年から平成2年までの10年間に技術革新が進み、同じ最終需要額を充たすのに必要な生産額は減少している。この技術構造の変化の要因がマイナスになっている関係で、最終需要額の変化と技術構造の変化の合成要因もマイナスになっている。

他方、国、愛知県、岐阜県の製造業での技術構造の変化の要因を見ると、国、愛知県、岐阜県の製造業も同様に大部分の産業では技術構造の変化の要因はマイナスであり、最終需要額の変化と技術構造の変化の合成要因もマイナスになっている。だが三重県と異なり、国、愛知県、岐阜県では技術構造の変化の要因がプラスになっている産業がいくつかあり、三重県より多い。国では食料品、化学製品、金属製品、電気機械、輸送機械、その他の製造工業製品と6つの産業である。愛知県においては一般機械、輸送機械、その他の製造工業製品である。岐阜県においても繊維製品、パルプ・紙・木製品、化学製品、窯業・土石製品、電気機械、その他の工業製品であり、このことに対応して、国、愛知県、岐阜県のいくつかの産業では最終需要額の変化と技術構造の変化の合成要因もプラスになっている。

なお同じ第2次産業でも建設では、三重県、国、愛知県、岐阜県とともに生産額の変動に対して、移輸出額あるいは輸出額の変化よりも域内最終需要額の変化の要因の方がかなり大きい。

次に、三重県の第3次産業の生産額の変動の要因について見ると、まず域内最終需要額の変化

の要因と移輸出額の変化の要因を比較した場合、電気・ガス・水道・廃棄物処理、不動産、運輸・通信、公務、サービスの5産業で移輸出額の変化の要因が域内最終需要額の変化の要因よりも大きい。他方、国では第3次産業の全ての産業で域内最終需要額の変化の要因は輸出額の変化の要因よりも大きく、第3次産業の生産額の増加と国内の最終需要額の増加が強く結びついている。また愛知県でも二つの産業を除いて、また岐阜県でも三つの産業を除いて移輸出額の変化の要因よりも域内最終需要額の変化の要因の方が大きい。このことから三重県での第3次産業の生産額の変化は国、愛知県、岐阜県よりも移輸出額の変化の要因と強く結びついている。

また三重県の第3次産業の生産額の変動に対する技術構造の変化の要因についてみると、大きくマイナスになっているのは電気・ガス・水道・廃棄物処理と不動産であり、これらの産業では同じ最終需要額を充たすためには少ない生産額でよいことになる。愛知県と岐阜県でも三重県と同様これらの二つの産業では技術構造の変化の要因がマイナスである。国では技術構造の変化の要因がマイナスとなっている産業はこの二つの産業に加えて、商業と公務であり、第3次産業では国の方が三重県、愛知県、岐阜県よりも技術構造の変化の要因がマイナスの産業が多い。

第1次産業の農林水産業での生産額の変動に対する域内最終需要額の変化の要因と移輸出額あるいは輸出額の変化の要因は三重県と国、愛知県、岐阜県とでは異なる。三重県では移輸出額の変化の要因の方が大きいのに対し、国、愛知県、岐阜県では域内最終需要額の変化の要因の方が大きくなっている。技術構造の変化の要因および最終需要額の変化と技術構造の変化の合 成要因については、岐阜県を除き、三重県、国、愛知県は同じようにマイナスなっている。

1) 谷山新良著『産業連関論』116-118頁。

2) 上田 廣著「新潟県のI-O分析」56-57頁。

むすび

産業連関表を使い、三重県の産業構造の特徴を国と東海地域の愛知県および岐阜県と比較した場合、まず三重県では輸送機械、電気機械などの機械関係また化学製品と石油製品の石油化学関係の産業を中心に、製造業の生産額の構成比が大きい。このことから鉱業と建設を含めた、第2次産業の生産額の構成比も大きくなっている。また三重県では第1次産業の生産額の構成比は低下しているが、他の地域との比較では大きく、このことから逆に第3次産業の生産額の構成比は小さい。

三重県などの都道府県の産業連関表が国の産業連関表と最も異なる点は、都道府県間の国内の生産物の移動を含めた移輸出と移輸入が調査されていることである。すべての都道府県について当てはまることがあるが、この移輸出率と移輸入率は国家間の生産物の移動である輸出率と輸入率に比較してきわめて大きい。特に三重県の移輸出率と移輸入率を愛知県および岐阜県

のものと比較した場合でも、三重県では昭和55年から平成2年にかけて移輸出率と移輸入率は製造業を中心に急速に大きくなっている。このことは三重県ではこの間に、かなり工場立地が進展したことと関係しているものと考えられる。第3次産業については、生産物の性格上移輸出率も移輸入率も製造業ほど大きくならないが、三重県では移輸出率については比較的小さく、移輸入率は大きくなっている。

総務庁他共同編集の『昭和55-60-平成2年接続産業連関表』を使い、昭和55年から平成2年までの期間の価格変動を調整した産業ごとの実質生産額の変動を計算したところ、三重県では、この実質生産額の増加の大きな産業は、建設と輸送機械、電気機械などの機械関係と石油化学関係の製造業である。第3次産業での実質生産額の増加はサービスや商業を中心に大きくなっているが、国、愛知県、岐阜県と比較すると小さい。なお三重県では繊維製品のように実質生産額の減少している産業もいくつかある。

最後に昭和55年から平成2年までの期間のこれらの実質生産額の変動の要因を需要の側面から産業連関表を使い計算してみた。その結果、まず三重県、愛知県および岐阜県と国を比較した場合、国では域内最終需要額の変化の要因が輸出額の変化の要因よりも大きいが、三重県、愛知県、岐阜県では域内最終需要額の変化の要因よりも移輸出額の変化の要因が大きく、特にこのことは三重県の製造業で顕著である。また技術構造による変動要因については、三重県では他地域と比較して製造業では技術構造の変化の要因はマイナスであり、技術革新が進展しているが、第3次産業では製造業ほど技術革新が進展していないことが明らかになった。

参考文献

- [1] 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』昭和60年。
- [2] 三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』平成2年。
- [3] 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』平成7年。
- [4] 行政管理庁・経済企画庁・経済研究所・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和55年産業連関表－総合解説編－』行政管理庁、昭和59年。
- [5] 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和60年産業連関表－総合解説編－』総務庁、平成元年。
- [6] 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『平成2年産業連関表－総合解説編－』総務庁、平成6年。
- [7] 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和55-60-平成2年接続産業連関表』総務庁、平成7年。
- [8] 愛知県企画部統計課『昭和55年愛知の産業連関表』昭和60年。
- [9] 愛知県企画部統計課『昭和60年愛知の産業連関表』平成2年。
- [10] 愛知県企画部統計課『平成2年あいちの産業連関表』平成7年。
- [11] 岐阜県企画部統計課『岐阜県経済の構造（昭和55年岐阜県産業連関表作成結果報告書）』昭和59年。
- [12] 岐阜県企画部統計課『昭和60年岐阜県産業連関表（岐阜県経済の構造と機能）』平成2年。
- [13] 岐阜県企画部統計調査課『平成2年岐阜県産業連関表』平成7年。
- [14] 上田 廣著「新潟県のI-O分析」、環太平洋産業連関分析学会編『産業連関』、第7巻 第2号、

平成9年、54-61頁。

[15] 谷山新良著『産業連関論』大明堂、平成3年。

[16] 森岡洋「三重県の産業連関分析」、三重短期大学地域問題総合調査研究室編集・発行『地研年報』、創刊号、平成8年。

三重県下における生涯学習推進状況について（3）

—松阪地域—

水谷 勇・東福寺 一郎

1 はじめに

筆者らは、平成5年度尾鷲・熊野地域、平成6年度上野地域、平成7年度北勢地域、平成8年度中勢地域をそれぞれ対象に、当該地域の市町村における生涯学習推進状況について調査を行ってきた。今年度は松阪地域の8市町村が対象である。これまでとほぼ同様に、平成9年7月に質問紙を松阪地域全市町村に対して郵送し、そのすべてを回収した。また、4つの市町村については、さらにヒアリング調査を行っている。

松阪地域は、松阪市、多気郡（明和町、多気町、大台町、勢和村、宮川村）、飯南郡（飯南町、飯高町）の1市5町2村で構成される。この地域は、海岸線に接した東北部の松阪市、明和町、山間の南西部の飯南町、飯高町、宮川村、中間部の多気町、大台町、勢和村に分けることができる。全体的に南西部へ向かうほど高齢化と過疎化が進行している。

生涯学習についても、松阪市や明和町においては早くから取り組みが開始され、施設や推進体制の整備がなされている。一方で、宮川村と飯高町は平成7年度に生涯学習モデル市町村の指定を受け、ようやくその緒についたところと言えるだろう。

2 松阪地域各市町村の状況

（1）松阪市

松阪市は中部伊勢平野の中央にあって、東は伊勢湾に連なり、陸上交通網も発達して、松阪商人発祥の地として知られるとおり、古くから県下の商工都市として発達してきた。繊維、木材を中心とした産業は江戸時代以来のものであり、昭和30年代後半以降ガラス、ニッケルなどの近代重工業も誘致している。特産品として松阪肉が知られるとおり、食肉生産・流通の拠点でもある。本居宣長が出た地として文化的にも伝統を有しており、文化活動は県下では盛んであるといえよう。平成8年5月現在で、面積209.63km²、人口122,650人、世帯数41,698戸の、歴史と文化遺産を有した地方中核都市である。

（1）平成9年度生涯学習推進の基本施策

教育委員会によると、生涯学習は社会教育の中に位置づけられ、その中心的な活動として位置づけられている。とはいって、社会教育課を生涯学習課に名称変更して、早くから生涯学習に力を入れてきた市町村の一つである。教育委員会発行の「平成9年度社会教育方針」によると、生涯学習体制の確立を中心にしながら、社会同和教育、文化、スポーツ、青少年の健全育成と

といった項目が課題としてあげられている。筆頭項目である「生涯学習」は、次の5項目からなっている。

① 生涯学習推進体制の整備

- ・生涯学習についての市民意識の高揚、
- ・各社会教育施設の有機的連携、
- ・民間機関と公民館事業の連携、
- ・学校教育と社会教育との有機的連携、
- ・リーダー確保と人材育成

② 学習の場と機会の提供

- ・住民各層のニーズに応じた学習課題、
- ・家庭の教育力強化、
- ・地域と学校の交流促進

③ 学習環境の整備・設備の充実

- ・公民館施設の整備と設備の充実、
- ・図書館施設の充実とサービスの向上、
- ・視聴覚ライブラリーの充実、
- ・郷土資料の収集・保存・活用

④ 学習情報提供システムの確立

- ・各種学習情報の効果的提供、
- ・学習相談機能の拡充

⑤ 地域づくりの推進

- ・地区市民センター（公民館）を地域づくりの核として機能充実、
- ・関係団体の育成、ボランティアの発掘・活用、
- ・地域住民の連帯意識高揚、
- ・人権尊重の地域づくり、
- ・地域の環境整備、
- ・小さな親切運動、
- ・伝統的諸行事の伝承、
- ・郷土文化の掘り起こし

である。社会同和教育をはじめとする他の4項目も生涯学習振興に関連しているが、ここでその詳細を報告することは割愛する。

(2) 生涯学習主要施設とその活動の現状および課題

① 公民館の施設と主な活動

松阪市は、中央公民館（社会教育センター）をはじめ、地区市民センターを兼ねる地区公民

館が20館、純粋の地区公民館が4館、計26館を擁する。

中央公民館では、のべ50,202人の利用者があり、55の学級・講座とシリーズも第8回目を迎えた市民講演会、70の文化サークルによる自主的学習活動が展開されている。市民の学習ニーズに対応した学習の展開としてなされている学級・講座については、学ぶ楽しさ・成就感・充実感を味わうことに重点を置いており、パソコン教室や英会話、さらには国際化に応じたお国の料理教室（ペルーなど在住の日系人・外国人との交流に重点を置いたもの）、6年目を迎えた「転勤奥様講座」（同じく新規転入者に地域になじんでもらうもの）、ゴミ減量化、人権学習を講座に取り入れるなどの工夫をしている。また夏休みには親子ふれあい学習を講座としてもっている。自主グループ活動の活性化では、グループ展や芸能大会でのグループ間交流や相互研鑽、リーダー育成につとめている。また、市民運動団体の活動推進にも関与しており、1)松阪を美しくする運動推進本部、2)愛宕川神道川を美しくする会、3)阪内川中央保勝会、4)松阪に縁をふやす会、5)松阪城址を守る会の活動を支援している。団体によっては会員の高齢化と活動のマンネリ化という課題を抱えているものもある。

地区公民館は、平成8年度実績で、学級・講座等地区館主催事業で707講座と156行事を行い、95,955人の参加があった。自主サークルでは、492サークル、7,067人が活動を展開している。主な公民館事業としては、高齢者学級、女性学級、生活講座、健康推進講座、福祉講座、幼児家庭教育講座、文化祭、各種イベント、ボランティア活動、趣味サークル、地域づくり事業などである。地区公民館は大半が地区市民センターを兼ねているため、嘱託の館長の他、地区市民センター長である公民館主事を含め3人の職員体制で切り盛りしている。このため、一般行政と社会教育行政との一体化が地区レベルでは実現することとなり、文字通り行政活動全体が生涯学習的なものとなって、地域づくりが図られようとしている。こうした事業の典型ともいえる諸取り組みについては、項を改めて紹介・検討したい。

各地区公民館の活動を励まし、活性化させるために連絡・交流組織を設けており、年1回総会、年5回役員会が開催され、年3回「公連協だより」が発行され、毎月地区公民館だよりの相互交換がなされている。

各公民館ごとの「公民館だより」は月1回発行され、公民館活動・地区行事の周知徹底・住民啓発に一役かっている。こうした広報・連絡調整活動の充実の背景には、市民が主役の生涯学習であること、その実現のためにはこうした広報・啓発並びに連絡調整活動が最も重要であるとの市当局の認識がある。

公民館ボランティアの活動も特記できる。体育委員、文化委員、老人会、公民館運営委員などがボランティアとして登録していただき、こうした人たちの協力で公民館の多様なかつ活性化された事業が成り立っているともいえる。特に退職教員が障害者の青年学級のために手話通訳等のボランティアをしてくれたり、市広報の朗読奉仕のボランティア活動については記して顕彰したい。

問題点・課題としては、参加者の便を考えて駐車場を確保すること。障害者対応や手狭な施

設の増改築といった課題がある。大規模館では小学校2校に1館となっている現状を各小学校ごとに配置できるようにする、などといった課題がある。内容面では、公民館ボランティアの育成（特に壮・若年層）、参加者が固定化傾向にある主催講座・学級の活性化、および、より多様な住民要求にあったものへの改変・工夫、公民館職員の研修の充実、情報機器による公民館ネットワークの構築などが課題としてあげられている。

②その他の生涯学習施設

松阪市は三重県下でも名張市と並んで公民館活動が活発な地域であり、上にみたように行政の姿勢としても力を入れている様子がうかがえるが、その他にも以下のあげる文化施設、学習施設を有しており、活発な生涯学習活動が展開されている。

教育委員会所轄の教育集会所15と地域改善課所管の教育集会所3および隣保館2、市立視聴覚ライブラリーに、図書館、郷土資料室、さらには9つの文化施設（市民文化会館、松阪コミュニティ文化センター、サンライフ松阪、本居宣長記念館、歴史民俗資料館、松阪商人の館、文化財センター、天体観測施設、みえこどもの城）、働く婦人の家（プラザ鈴）、老人福祉センター、勤労青少年ホーム、森林公園、堀坂山の家、福祉会館、松阪ボランティアセンター、福祉作業所向野園、児童センター、グラウンド、プール、テニスコート、総合体育館、武道館、野球場、サイクリングロードなど、あまたの体育施設も融資、多くの市民に活用されている。

生涯学習課所管以外の施設、とりわけ市長部局所管のもとで行われている学習活動についても生涯学習課の方で把握し、連携・総合調整を図ろうとしているところに、松阪市の優れたところがある。しかし、今のところ、市長部局の方から生涯学習課に積極的に働きかけようとはしないので、生涯学習課において情報収集に努め、押しかけて連絡・調整を図らねばならないところに同課の並々ならぬ苦労がある。

(3)地域づくりをめざした特色ある公民館事業

各地区公民館では、マップづくりや地域特性を生かしたユニークな地域づくり事業に取り組んでおり、その一端を紹介すると、次の通りである。

芽広江公民館では、「フラワーボランティア花苗一鉢運動」として、四季を通していろいろな花苗を地域ボランティアが育て全世帯に配布し「花の街広江」をめざして取り組んでいる。

東黒部公民館では、「えー！竹筒でおいしい五目ご飯が炊ける？」と題して、地域の大切な東黒部海岸の環境を守り、親子でユニークな炊飯活動や伝統的なウナギの「石くぐり漁」を体験し楽しく環境学習を行っている。

櫛田公民館、大石公民館では、「はじめて見た、聞いた、まちの自然」と題して、日頃あまり関心を持たなくなった身近な地域の自然環境を親子で楽しいネイチャーゲームを通して再発見し、里山の大切さを体験学習している。

西黒部公民館では、「もう少し風があったら！地区対抗凧あげ大会」と題して、地域のいろいろなグループ・団体が手作り凧で競う、地域をあげての楽しいイベントをしている。

機殿公民館、阿坂公民館では、「今度こそ100メートル突破！ペットボトルロケット飛ばし大会」と題して、ペットボトルを利用して子どもから大人まで様々なロケットを制作し飛行距離を競うイベントを行い、地域でのリサイクル運動の啓発をしている。

宇気郷公民館では、「やっぱりよかった。ふるさと新緑まつり」と題して、ジャンボ七草粥、あまごつかみ、山野草教室、自然散策など、故郷を離れて暮らす子どもや孫たちへの真心こもったメッセージを送り、過疎化して人口の少ない山村の活性化とUターンを目論んで多彩な活動を展開している。

松尾公民館では、「楽しかった。だから楽しんでもらおう。人形劇観劇会」と題して、幅広い年齢層の参加者が人形劇を観劇するとともに、ボランティアサークル育成を行っている。

松ヶ崎公民館、伊勢寺公民館では、「伝えようまちの文化」と題して、地域に伝わる様々な文化遺産等をマップやビデオ、紙芝居で伝承し大切にしていく運動に地域をあげて取り組んでいる。

このように親子や地域住民のふれあい、地域像の設定など、地域づくり促進事業を公民館が中心になって住民運動的に取り組んでいるところがきわめてユニークかつ評価できるところである。

(4)まとめ

松阪市は三重県下でも名張市と並んで公民館活動が活発な地域であり、上にみたように公民館活動を中心に生涯学習運動が展開されている。それを支える行政の姿勢もしっかりといる様子がうかがえる。地区公民館は大半が地区市民センターを兼ねているため、施設及び職員レベルで、一般行政（まちづくり・まちおこし）と社会教育行政（生涯学習）との一体化が地区レベルでは実現しており、文字通り行政活動全体が生涯学習的なものとなって、地域づくりが図られようとしている。その核となるべく各地区公民館では、マップづくりや地域特性を生かしたユニークな地域づくり事業に取り組んでおり、地域のカラーを鮮明にしている。中心市街地から過疎化の山村まで多様な地域に見合った多様な活動をそれぞれの公民館が行っているのである。こうした地区公民館の活動を励まし、活性化させるために連絡・交流組織を設けて、会合や機関誌による交流をし、さらには、毎月地区公民館だよりを相互交換するなどの、広報・連絡調整活動に力を入れているのも特筆できる。また、今日ではかなり一般的になってきたが、公民館ボランティアの活動も特記できる。

さらに、文化施設・歴史遺産に富んだまちとして、歴史遺産・文化遺産を生かしたサークル活動、行事が行われている（しかも市民が主体となって行っている）点も松阪市の生涯学習の特徴点である。

生涯学習課所管以外の施設、とりわけ市長部局所管のもとで行われている学習活動についても生涯学習課の方で把握し、連携・総合調整を図ろうとしているところに、松阪市の社会教育行政の優れたところがある。しかし、行政活動そのものがきわめて生涯学習的なものとの認識

に立って、市長部局の方からイニシアティブをとって生涯学習に積極的に働きかけるようになればもっとよいのであるが、現状では、教育委員会内の生涯学習課の孤軍奮闘的努力によって、かろうじて連絡・調整が図られているといったところである。

（2）宮川村

昭和34年に旧宮川村と大杉谷村が合併して現在の宮川村が発足した。大台山系の山並みに囲まれ、面積は307.54km²と村としては県下最大であるが、その大半が森林で、林業を中心とする純山村である。村の一部は吉野熊野国立公園に、村全域は奥伊勢官川峡県立自然公園に指定されている。発足当時の村人口は9,987人であったが、平成9年4月には4,196人と半分以下になり、かつそのうち34.9%は65歳以上である。このように過疎化と高齢化が著しいが、豊かな自然環境を生かした事業を展開し、「胸を張って、子孫に残せる誇り高い郷土」を目指した村づくりが行われている。

生涯学習推進にかかわっては、平成3年11月に生涯学習意識調査を実施し、平成7年度からは県「生涯学習モデル市町村」に指定されている。また、宮川平成塾や宮川女性会議など独自の取り組みを意欲的に行っていることは注目に値する。

（1）平成9年度生涯学習の方針

「平成9年度宮川村生涯学習の方針」によると、生涯学習モデル市町村の指定を契機に、公民館等における趣味・教養講座中心の社会教育から、社会の変化への対応・地域課題の解決・生きがいと暮らしの充実を求めて学びあう・考え合う「生涯学習」への移行に着手した。平成8年度を「宮川村生涯学習元年」と位置づけ、今年度は「生涯学習村づくり」を実質的にスタートするとしている。例えば、女性が生涯学習地域づくりへ参加できるような条件整備、三重県生涯学習フェスティバルの開催、関係する他部局と事業を連携して実施するためのマトリックス事業（後述）などが盛り込まれている。また、幼年期から高齢期に至る各ライフステージに区分した上で、生涯学習関連事業の計画がなされている。

基本の方針としては、

- ① 生き生きとした村づくりを目指して、ともに生きること・学ぶことの喜びを感じ合い、みんなで力と知恵を出しあって、見通しを持ってうるおいと誇りのある暮らしと地域をつくりだす。
- ② 男女共同参画の村づくりを目指して、女性の一層多くの分野での活躍と女性の立場からの提言を反映した暮らしと地域をつくりだす。
- ③ 生涯学習・生涯学習村づくりを、村政全体の課題とするマトリックス事業に位置付け、従来の垣根を越えた取り組みを推進する行政と地域をつくりだす。
が掲げられている。

（2）生涯学習関連事業

1) 公民館活動

宮川村には4つの公民館があり、それぞれにおいてコーラス、社交ダンス、毛筆・ペン、陶芸、生け花、写真、編み物などの趣味講座が開催されている。各講座の講座生は10名以上を原則とし、多い講座では30名程度である。平成8年度より新たに開設された講座は3年間を限度とし、既設の講座については自主サークルへの移行が図られている。平成9年度には、日本画講座、茶道講座などが新設されることになっている。

通常の公民館講座とは別に特別講座、特設集中講座も開設されている。これらはいずれも林業総合センター、宮川中学校、県立昂高校など公民館以外の場所で開催される。特別講座は、「多様化・高度化する住民の学習要求をとらえ、多面にわたる学習の機会を設けながら、住民の学習要求を喚起する」ことを目的に、平成9年度には星空講座（青少年・一般対象）、女性講座（女性対象）、高齢者講座（高齢者対象）、パソコン講座（一般対象）、環境講座、本草学講座が開設される。また、特設集中講座は「宮川村に関わり、さまざまな観点からの学習の機会を設けるとともに、社会の変化に対応する地域づくり・人づくりに資する」ことを目的に、平成9年度は「森林」「木材造形」「バイオ栽培」（いずれも一般対象）をテーマに開催される。また、これらの講座がいずれも村民に限定せず、飯南多気7カ町村にむけた広域開放講座であることでも大きな特色である。

2) 宮川平成塾

「住民による地域づくり・地域おこしを進めるための「村民シンクタンク（頭脳集団）づくり」をめざす」ことを目的に、平成8年度から開催されている。もともとは、集英社の編集長であった櫻木三郎氏（塾長）が宮川村に別荘を構え、そこに作家や知識人たちが集まつくることがきっかけとなってできた事業である。事業期間は3年を予定しており、希望者は他市町村からでも受け入れている。当初は村民のみ30名弱から出発したが、現在では村内40名、村外9名である。

3年間のテーマと講師は以下の通りである。

平成8年度 第1回 9月21日 講師：渋谷 章（淑徳大学）

　　テーマ：アメリカ（合衆国）大陸史と自然

第2回 10月19日 講師：内海 隆一郎（作家）

　　テーマ：人と人とのめぐりあいと運命－作品にかかれなかつた人々－

第3回 12月14日 講師：東郷 隆（作家）

　　テーマ：歴史の常識のウソー時代考証のしかた－

第4回 1月18日 講師：安間 茂樹（動物研究家）

　　テーマ：小動物の環境と住民の環境－野生動物との共存は可能か

平成9年度 共通テーマ：自然と人間とのかかわり－森の想い－（仮称）

第1回 4月26日 講師：ソンコ・マージュ（ギタリスト）

第2回 6月28日 講師：中富 信夫（N A S A技術員）

第3回 8月23日 講師：野村 宏治（元読売新聞社編集委員）

第4回 11月 1日 講師：竹田津 実（映画「キタキツネ物語」原作者）
平成10年度 地域づくりの実践者を講師に迎え、宮川村の具体的な地域づくりについて考えていく。

3)文化おこし

村内の文化団体の発表展示の場として9月にある「文化の集い」、および11月にある「文化展」がある。また、講演会としては、小中学校・保育所の保護者・職員を対象にした家庭教育講演会、著名人による文化講演会がある。

4)生涯体育

各種スポーツ講座の開催をする他、軽スポーツを普及し、生涯にわたってスポーツに親しめるようにスポーツの生活化を目指している。また、スポーツイベント調査も実施している。

5)東員町との交流

宮川村と東員町は友好親善提携をしており、バドミントン、ソフトバレー、ゲートボール、バレーなどのスポーツや文化団体の交流発表を通して、「多くの仲間と手を結ぶ村づくり」を目指している。

6)宮川女性会議「メイピア21」

21世紀を展望し、女性が積極的に村づくりにかかわるとともに潤いと充実感を持って暮らしていくための研修と提言の場として、今年度から2年間の予定で宮川女性会議「メイピア21」が発足した。会議は村内に在住・在勤する女性を対象とする一般公募を含む20名程度の委員で構成される。活動内容としては、男女共同参画社会の実現へむけての意識改革の推進と提言、住民参加型の村づくりにむけての研修と提言、が予定されている。

(3)マトリックス事業

宮川村の生涯学習推進で特筆すべきことの一つがマトリックス事業である。これは、教育委員会と他の部局が連携して生涯学習事業を開拓するものであり、「むらづくり」をキーワードに、上述の生涯学習関連事業はそのほとんどがマトリックス事業となっている。

- 1) 「自然と共生するむらづくり」は産業課・環境課とのマトリックスで、森林講座、本草学講座などが含まれる。
- 2) 「男女が参画するむらづくり」は総務課とのマトリックスで、メイピア21がこれに当たる。
- 3) 「生涯学習むらづくり」は昂学園・産業課とのマトリックスで、パソコン講座、平成塾、女性講座、高齢者講座などが含まれる。
- 4) 「かおり高い文化むらづくり」の中には東員町や中学校とのマトリックス事業も含まれる。
- 5) 「多くの仲間と手を結ぶむらづくり」は上述の通り、東員町および企画調整課とのマトリックスである。
- 6) 「人権を大切にするむらづくり」は住民福祉課とのマトリックスである。

(4)まとめ

村域がたいへん広く、高齢化と過疎化が進む宮川村は、生涯学習推進が困難な状況にあると

考えられる。しかし、とりわけモデル市町村に指定されて以降、村の特色を生かし、さらに創意工夫を加えて、ユニークで積極的な生涯学習が推進されつつある。平成塾や女性会議の開催、あるいは他市町村との積極的な交流などはその良い例である。このような積極的事業展開が可能である理由の一つとして、村長の姿勢や教育委員会と首長部局との好ましい関係が從来から築かれていたことが考えられる。それがマトリックス事業として結実したと言えるだろう。宮川村の生涯学習は、豊かな自然環境に恵まれながらも、大都市圏から隔てられているために過疎化、高齢化が進み、生涯学習推進に展望が見出せないでいる自治体にとって、学ぶところは大きいのではないだろうか。

(3) 飯高町

飯高町は総面積240.94km²の9割以上を山林が占める林業の町である。昭和31年に宮前、川俣、森、波瀬の4ヶ村が合併して飯高町が誕生したが、当時12,114人を数えた人口も平成8年には5,870人と大きく減少し、過疎化の波をもろに被っている。同時に高齢化の進行も著しく、基幹産業である林業や農業についても後継者難が大きな問題となっている。町としては、森林の多目的利用、観光開発、都市住民との交流などを積極的に展開し、活路を見出そうとしている。平成元年度に第3次飯高町総合計画が策定され、「健康で活力に満ちたまち“飯高”」を目指した新しいまちづくりがスタートした。また、平成7年度から飯高町は生涯学習モデル市町村に指定されている。

(1) 平成9年度生涯学習推進基本課題と施策

教育委員会発行の「平成9年度主要施策の概要」によると、教育行政の基本課題の2.として「生涯学習の推進と、生涯教育の拠点としての公民館活動の充実を図る」があげられ、次の7項目が示されている。

- ① 生涯学習モデル市町村事業にかかる生涯学習のまちづくり推進
- ② 同和問題学習を深めるための啓発活動や研修の強化
- ③ 芸術、文化活動の推進と飯高町文化協会（仮称）の設立に向けての検討
- ④ 文化遺産顕彰事業（緑プロ）の推進
- ⑤ 町指定文化財の保護啓発活動の推進
- ⑥ 青少年教育の充実と体力づくり推進

さらに、具体的な施策として10項目が掲げられている。

- ① 社会教育指導体制の整備

社会教育指導者の充実を図るために、社会教育委員の研修機会の確保、社会教育指導員の設置、公民館職員体制の整備と職員の研修機会の確保などである。

- ② 生涯学習の推進

モデル市町村事業としては、生涯学習の町づくり推進会議の開催や生涯学習情報提供事業など、公民館の機能の拡大と内容充実を目指して、学級講座の充実が図られる。

③文化財の保存活動

町内文化財の保存と啓蒙活動を行う。

④青少年教育の振興

青少年の健全育成と非行防止を目指した青少年育成町民会議事業の充実と地域ボランティア活動の促進、各地区青少年育成会議との連携・援助を行う。

⑤同和教育の充実

同和教育研究協議会事業と社会同和啓発活動の充実を目指す。

⑥地域における読書普及活動の促進

巡回文庫の利用促進を図る。

⑦社会体育活動の推進

社会体育指導者や団体の育成を図り、各種大会やスポーツ教室を実施することで生涯スポーツ活動の奨励も行う。施設面については、夜間照明施設の利用など、学校体育施設の開放を積極的に行う。

⑧その他、社会教育関係事業の推進

成人式の開催とユネスコ活動（古切手収集活動、啓発活動）の推進を行う。

⑨社会教育関係団体の育成及び援助

町内の11団体の活動を支援するものである。これら団体のうち、青年団や婦人会は活動が衰退し、スポーツ少年団も人数が減少しているが、獅子舞保存会、飯高清流太鼓保存会、ありんこ劇団は町外でも活動を行っており、団体により差異がある。

⑩飯高町B & G海洋センターの利用促進

各種大会や教室を開催する。

(2)生涯学習主要事業

①公民館事業

飯高町の公民館は中央公民館と5つの分館からなり、すべて複合施設である。高齢者学級（寿大学）は中央公民館で90名を定員に年間12回開催され、教養講座と趣味講座に分かれる。また、町内各保育所では家庭教育学級が園児の保護者等を対象に開かれている。成人向きには成人家級（ふるさと講座）、外国人講師による英会話教室、保養施設「山林舎」で陶芸の基礎を学習する美術教室、着付け教室、単発で実施される公開講座、パソコン教室がある。公開講座のうち、ホテルスマーレで開催されるマナー講習会は町外の人も参加することができる。

②社会体育事業

町内外から参加できる奥香肌湖マラソン大会、町民駅伝大会、各種町民球技大会などの大会や町内4スポーツ少年団の交流と親睦のための交歓会が開催されている。また、海洋センターでも、水泳教室、剣道教室、カヌー教室などの教室、あるいはビーチボールバレー大会、バドミントン大会などの各種大会が開かれる。

③講演会等

文化講演会、家庭教育講演会、人権講演会がいずれも10月から12月にかけて行われる。

④その他の事業

文化祭が11月、成人式が1月にある。また、青少年ボランティア活動事業として美化活動、福祉施設訪問、自然教室、親子広場などが行われている。文化財保護事業もある。

(3)生涯学習モデル市町村事業

先に述べたとおり、飯高町は平成7年度より9年度まで生涯学習モデル市町村に指定されている。

事業予算は約4百万円で、その内容は以下の6項目にまとめられる。

①生涯学習のまちづくり推進本部の設置

要綱によると、「生涯学習の必要性の啓発と町民の学習要求に対応する体制作りのあり方等を検討し、町内の生涯学習事業が総合的、効果的に推進されるため、生涯学習のまちづくり推進本部」を設置している。公民館長を本部長に計20名の委員からなり、年3回会議が開催される。なお、町長部局からも課長補佐が5名加わっている。

②学社連携による生涯学習のまちづくり事業

町内の6小中学校はすべてパソコンを保有しており、それらを開放して「パソコン教室」を開催する。平成9年度には小学校、中学校各1校ずつが対象となっている。

③学習情報提供・相談による生涯学習のまちづくり事業

学習情報提供は広報誌、公民館便りが中心である。月1回発行される町の広報誌には生涯学習情報のために2ページが確保されている。また、5つある地区公民館ではそれぞれ独自に公民館便りを発行している。その他、県生涯学習センターとのネットワーク化による情報提供、あるいは学習相談窓口の開設、相談員の育成も行われる。

④学習プログラムの開発、実践による生涯学習のまちづくり事業

特に青少年の学校外活動の充実に関する学習プログラム（自然教室、ふれあいゲートボールなど）を開発し、実践する。

⑤生涯学習を進める住民大会の実施による生涯学習のまちづくり

文化講演会、町民文化祭などを通じて町民の生涯学習に対する理解を深めていく。

⑥自主サークルによる生涯学習のまちづくり事業

自主サークルの育成および交流、組織化を目指す。そのために、講師ガイドブックの更新作業やサークルの文化協会化も検討していく。

(4)まとめ

生涯学習モデル市町村事業は今年度で完結する。この事業はあくまでも、生涯学習推進の火付け役でしかなく、モデル市町村であるときに、それ以後の体制をいかに確立するかがきわめて重要である。飯高町では生涯学習のまちづくり推進本部を設置し、情報提供や学習相談、あるいは学習プログラム開発に取り組んできたようだが、これらが来年度以降、規模は縮小されるかもしれないが、継続されることを期待したい。

高齢化と過疎化が進む飯高町は、町単独で生涯学習推進を果たすことはかなり困難である。む

しろ、松阪地域の市町村、あるいは中勢地域の市町村とうまく連携をとり、互いの長所を生かす道を模索した方がよいのではないか。町民以外にも公開されているマナー講習会のような催しや豊かな自然を生かした事業を増やす一方で、他の市町村で開催される魅力ある学級、講座に飯高町民が参加できるというような広域学習圏の構築を検討する価値は大きい。

(4) 勢和村

勢和村は、丹生大師と水銀で古くから全国的に知られる土地であった。昭和30年に五ヶ谷、丹生の両村が合併して勢和村が誕生し、同年8月に松阪市から一部区域を編入合併し、現在の村域が形成された。面積は53.58km²、人口は5,584人（平成8年7月1日）である。主たる産業は農林業で、乾燥シイタケは特産化されている。さらに、伊勢自動車道の開通に伴い、積極的な企業誘致や観光開発等による村おこしも展開されつつある。

平成8年度には第3次勢和村総合計画が策定され、リラックス＆リフレッシュをモットーに、村民参加によるコミュニティづくりが目指されている。

(1) 平成9年度生涯教育概要と施策

平成9年度生涯教育概要によると、勢和村の生涯教育は第3次総合計画にある「情操豊かで、創造的な教育・文化の村づくり」を目標としており、努力事項とその具体的な施策が以下のように掲げられている。

①生涯学習の振興をはかるとともに、その推進体制の整備に務める。

- ・社会教育指導者研修の充実
- ・社会教育指導員の設置
- ・公民館職員研修
- ・社会教育主事資格取得のための研修

②家庭地域の教育力の向上と青少年の健全育成を図る。

- ・青少年育成村民の会事業の充実
- ・スポーツ少年団活動の推進
- ・P T A連絡協議会との連携
- ・「新成人の集い」の開催

③生涯スポーツ活動への関心を高めるために、社会体育の充実を図る。

- ・社会体育指導者研修の充実
- ・村体育教会の育成
- ・各種スポーツ関係団体の育成
- ・各種スポーツ大会、スポーツ教室の実施
- ・体育施設の貸出し事業

④公民館活動の充実を図る。

- ・成人学級講座の開設
- ・高齢者学級講座の開設
- ・公民館分館事業の実施

⑤芸術・文化活動の振興と文化財保護活動、及び村史編纂活動の推進を図る。

- ・ふるさと交流館事業の充実
- ・村史編纂事業の推進
- ・ふるさと文化事業の実施
- ・文化財保護委員による郷土研究調査の推進

⑥同和教育の充実を図り、啓発活動を推進する。

- ・村学校同和教育研究協議会との連携
- ・村同和教育推進協議会の充実
- ・人権講演会の実施
- ・リーダー研修の実施
- ・職員研修の実施
- ・教育集会所活動の充実

⑦社会教育関係団体の組織強化と活動の充実を図る。

・婦人会 　・若人の会 　・青少年育成村民の会 　・スポーツ少年団 　・P T A連絡協

議会

・体育協会 　・同和教育推進協議会 　・地区文化財保存会 　・獅子舞保存会

(2) 「ゆとりの丘」

勢和村では、平成6年度から総事業費25億円余をかけて三世代交流拠点施設である「ゆとりの丘」整備事業に着手し、平成9年6月に全面オープンを果たした。この施設は、郷土資料館・図書館からなる「ふるさと交流館」、高齢者福祉施設「さきゆり苑」、篠山城跡に設けられた散策路、および芝生広場、多目的広場からなる複合施設であり、中央公民館とともに勢和村の生涯学習推進拠点施設として大きな期待が寄せられている。

さきゆり苑は研修室、大集会室のほか、特別浴室、診察室、機能訓練室などを完備しており、高齢社会に対応した福祉活動の拠点施設である。また、ふるさと交流館内の郷土資料館では水銀貿易が行われていた頃の勢和村の様子をはじめ、郷土の歴史や文化について写真パネル、ジオラマ、実物資料などを駆使し、わかりやすく興味深い展示がなされている。同じ施設内の図書館には2万3千冊の蔵書がある。児童用図書も多く、広くゆったりとしたスペースの中で読書に親しめるように心配りがなされている。さらに、図書館の利用者制限はないため、近隣市町村民も気軽に利用することができる。オープン後1ヶ月の利用状況をみると、全体で4千3百冊の利用があり、このうち約7%が村外利用である。

(3) 生涯学習主要事業とその現状

平成9年度に勢和村で予定されている生涯教育主要事業は以下の通りである。

①公民館事業と学校開放

公民館は中央公民館と5つの分館がある。中央公民館については、高齢者学級10、高齢者自主サークル5、成人学級8、成人自主サークル1がそれぞれ開設されており、平成9年度の受講生は222名である。各分館においても独自の事業が展開されている。その他、丹生小学校の体育館、および勢和中学校のグラウンドとコンピュータが村民に向けて開放されている。

②生涯スポーツ関連事業

勢和勤労者体育センターを中心施設として事業が展開されている。まず、村民全員を対象とした事業としては体育祭、ソフトボール大会、駅伝大会、ゲートボール大会がある。ソフトボール大会には地元企業がチームを編成して参加しており、地域と企業の連帯に一役買っている。また、ゲートボール大会は春と秋に開催され、参加者に高齢者が多いために、社会福祉協議会や老人クラブ連合会と協力連携をしている。今後に向けては、ニュースポーツの導入や健常者と障害者の交流事業、女性を対象とした事業の充実などが考慮されている。

スポーツ少年団の育成にも力を入れていて、球技大会やチャレンジスクールなどを開いているが、子どもの数が減少しているため、スポーツ少年団の数が減り、チーム編成ができないケースも出でてきている。

③ふるさと文化事業

文化講演会、文化祭、村史編纂、文化財保護の各事業が行われている。文化講演会については、松阪地域の広域行政として開催されるものもあり、平成9年度は10月下旬に予定されている。

④青少年育成関連事業

青少年育成村民の会が組織されており、4つの部会のもとで様々な事業が展開されている。家庭部会では、あいさつ運動や親子ふれあい工作教室、さらに食生活改善協議会と連携した親子料理教室などを開催している。環境浄化部会では、年4回青少年を見守るパトロールを実施したり、村ぐるみ清掃奉仕活動を行っている。また、総務課との連携のもとで街灯設置運動、福祉課との連携のもとでゴミ不法投棄防止啓蒙の標語募集も行われている。体力づくり部会では、夏休みに全村民を対象にラジオ体操地区大会と中央大会、10月にはウォークラリー大会を開いている。育成部会では、7~9月にかけて剣道大会、ゲームの集い、ふるさと歴史探訪、凧揚げ大会、親子映画大会、青少年の主張発表、社会を明るくする運動作文募集などを行っている。

また、若人の会（青年団）が毎年テーマを変えて講座等を開催しており、毎年20名程度が参加している。昨年はスキー講座で、今年はテーブルマナー講座を検討中である。しかし、若齢者人口が減少する中、各種事業への青少年層の参加が少ないと、子ども会が衰退していることが生涯学習推進にあたっての大きな課題と捉えられている。

⑤人権学習関連事業

全村民を対象にした人権講演会やふれ愛コンサート、あるいは教育集会所事業としての各種講座やふれあい人権講座が開催されている。また、毎年1月3日に開催される新成人の集いでは人権をテーマにした映画を上映している。

⑥情報提供

情報提供は基本的には広報・回覧によっている。三重県生涯学習センターにはパソコンネットワークを通して情報提供を行っている。

(4)まとめ

ゆとりの丘が整備され、資料館と図書館がオープンしたことで、勢和村の生涯学習は新しい局面を迎えた。これまで、中央公民館や分館、あるいは勤労者体育センターを中心施設として事業展開がされてきたが、その幅が今後大きく広がっていくことであろう。また、松阪地域では、近隣市町村との連携を図る素地が他地域に比べてできているように思われるが、その体制が一層強化されることが望まれる。

生涯学習関連事業については、オーソドックスな学級、講座以外に、青少年育成村民の会の各種事業など、ユニークな取り組みもなされている。若者層の減少には悩まされているようであるが、高齢社会に適う新しい発想の事業展開を期待したい。

勢和村が今後生涯学習を推進していく上で必要なことは、生涯学習推進の基本構想を明らかにすることである。すでに県内の多くの市町村で生涯学習推進組織が設けられ、各市町村の実

情に即した答申、建議、あるいは基本計画の策定がなされている。立派な施設とこれまでに蓄積してきた財産を有効に生かすために、勢和村においても早期に推進体制の整備を行いたいものである。

3 生涯学習推進状況に関するアンケート調査の結果

冒頭で述べたとおり、本アンケート調査は松阪地域 8 市町村を対象として平成 9 年 7 月に郵送法にて実施された。回答が遅れた自治体については、電話にて督促し、すべての市町村から回答を得ている。回答を行った担当課名を見ると、生涯学習課（生涯学習課社会教育係を含む）が 3ヶ所、教育委員会社会教育係が 2ヶ所、教育委員会が 3ヶ所である。

【1】生涯学習を推進するために設けられた特別の組織

ある：明和町：生涯学習推進協議会（平成3年から5年まで設置）

- ・生涯学習推進方策の策定

多気町：公民館運営審議会委員会

- ・生涯学習関係機関の連絡、調整
- ・生涯学習推進方策の策定
- ・生涯学習についての啓発
- ・生涯学習についての調査、研究

大台町：大台町社会教育委員会（平成 4 年に設置）

- ・生涯学習関係機関の連絡、調整
- ・生涯学習推進方策の策定

飯高町：生涯学習のまちづくり推進本部（平成 7 年に設置）

- ・生涯学習推進方策の策定
- ・生涯学習についての調査、研究

宮川村：宮川村生涯学習推進協議会（平成7年に設置）

ない：松阪市、勢和村、飯南町

「ある」と回答があったのは 5 町村であるが、その中で「生涯学習」の名称のついた組織を持つのは 3 町村である。明和町の生涯学習推進協議会は平成 5 年をもって解散しているが、

【5】にあるように、現在は生涯学習推進本部会が設置されている。

【2】生涯学習推進上、重要な役割を果たしている施設

松阪市：公民館、図書館、文化会館、地区市民センター

明和町：公民館、図書館、資料館、地区町民センター、体育館、屋外スポーツ場、野外キ

・ キャンプ場、公園、小中学校

多気町：公民館、図書館、資料館、文化会館

大台町：公民館、文化会館、福祉センター、集会所、小中学校、高等学校

勢和村：公民館、図書館、資料館、集会所

飯南町：公民館、文化会館、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場

飯高町：公民館、福祉センター、地区町民センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、
野外キャンプ場、公園、小中学校

宮川村：公民館、体育館

以上を集約すると、公民館 8、図書館 4、資料館 3、文化会館 4、福祉センター 2、地区市（町村）民センター 3、集会所 3、体育館 4、屋外スポーツ場 3、野外キャンプ場 3、公園 2、小中学校 3、高等学校 1 で、博物館、青少年センター、市（町村）民会館、カルチャーセンター・稽古塾、その他の公立・民間施設については回答がなかった。

公民館はすべての市町村があげているが、それ以外の施設については過半数に至っていない。特に、これまで調査してきた他地域と比べ図書館、小中学校の回答数が少ないことが注目される。

【3】生涯学習推進上の重点施策（5つまで）

- (1) 生涯各期にわたって学習プログラムを揃え、学習機会を増やす
松阪市、飯高町
- (2) 生涯学習関連施設をさらに整備していく
松阪市、明和町、多気町、飯南町
- (3) 生涯学習推進組織を確立し、基本的方向性を検討する
勢和村、宮川村
- (4) 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意する
飯南町、飯高町、宮川村
- (5) 高齢者が多いので、高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラムを用意する
勢和村、飯高町
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携させていく
大台町、勢和村
- (7) 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発を行う
多気町、勢和村、飯南町
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化する
飯南町
- (9) 生涯学習の観点から他部局との連携を図り、生涯学習関連事業を合理的に推進す

る

明和町、勢和村、宮川村

- (10) 住民の実情にあわせ、施設の利用時間を弾力的にしたり、テーマに応じて主たる受講生が受講しやすい時間に講座を開講する
回答なし
- (11) 住民の学習要求を調査等を通じて的確に捉え、それに対応したプログラムを用意する
明和町、大台町、宮川村
- (12) 新住民と旧住民の交流を促進するようなプログラムを用意する
回答なし
- (13) 家庭教育を充実させる
大台町、飯南町
- (14) 世代間交流を促進するようなプログラムを用意する
松阪市
- (15) 学習情報提供を充実させる
松阪市、明和町、多気町、大台町、飯高町
- (16) 学習相談事業を充実させる
回答なし
- (17) 指導者の発掘、育成を図る
松阪市、明和町、大台町、飯高町
- (18) その他（具体的に）
回答なし
- (19) 特に重点をおいていることはない
回答なし

回答の中で最も多かったのは「学習情報提供を充実させる」で5市町があげている。次いで、「生涯学習関連施設をさらに整備していく」「指導者の発掘、育成を図る」がそれぞれ4市町から回答が寄せられた。この地域においても、施設整備と指導者の確保、そして住民に向けての有効な情報提供が当面の課題のようである。

【4】生涯学習推進上の障害・問題事項（3つまで）

- (1) 生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している
明和町、大台町、飯高町、宮川村
- (2) 講座や学級を開設しても参加者が少ない
回答なし

- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
松阪市、明和町、多気町、大台町、勢和村、飯南町
- (4) 適当な指導者を見つけることが困難である
回答なし
- (5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
明和町、飯南町
- (6) 生涯学習推進についての全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担となっている
松阪市、飯南町
- (7) 地域の過疎化が進行している
飯高町、宮川村
- (8) 地域住民が高齢化し、学習プログラムに偏りが生じている
多気町、飯高町
- (9) 地域住民が急増し、多様化する学習要求に応えていくのが難しくなってきている
松阪市
- (10) 県が実施する研修会等に出席したくとも、遠方で実施されるために、旅費や時間的な制約が著しい
勢和村
- (11) 生涯学習推進のための予算が少ない
回答なし
- (12) 生涯学習推進のための基本的な方向性がまだ定まっていない
勢和村
- (13) 集落が分散し、かつ交通網が整備されていないために、全市（町村）的な取り組みが困難である
大台町
- (14) その他（具体的に）
回答なし
- (15) 障害あるいは問題になっていることは特にない
回答なし

これまでに調査した他地域同様、6市町村が「講座や学級への参加者が固定化している」ことをあげている。他の項目については、「生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している」に4町村が回答している。ただし、この4町村の中で、前項目の重点施策として「生涯学習関連施設をさらに整備していく」をあげているのは明和町のみである。

【5】生涯学習推進上、近年特に力を入れてきたこと

- (1) 公民館の新築、改築

松阪市、飯南町

- (2) 図書館の新築、改築

松阪市、明和町、多気町、勢和村

- (3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名

松阪市：阪内川スポーツ公園

明和町：夜間テニスコート、多目的広場

- (4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名

大台町：健康ふれあい会館

飯南町：文化センター

- (5) 生涯学習指導者バンク

回答なし

- (6) 生涯学習情報誌の創刊

多気町

- (7) 学習相談窓口の開設

明和町

- (8) 他部局との連携による事業→事業名

明和町：生涯学習推進本部会

飯高町：生涯学習モデル市町村事業

宮川村：各課とのマトリックス事業

- (9) 民間企業との連携→具体的に

回答なし

- (10) 施設の利用時間の延長、弾力化

回答なし

- (11) 学習ネットワークの構築

回答なし

- (12) 住民意識調査の実施

明和町、大台町、飯高町

- (13) その他（具体的に）

松阪市：地域づくり事業

明和町：学習情報センター事務局の設置

宮川村：宮川村では施設面よりも、現在は内容面を重視し、従来の社会教育から

生涯学習への移行を図っている

- (14) 特にはない

回答なし

図書館の新築、改修など施設面の整備が多く上げられている点は他の地域と共通している。松阪地域に特有なこととして、他部局との連携を積極的に図ろうとする町村が3ヶ所もあることが指摘できる。生涯学習推進のためには、様々な部局間の連携が必要不可欠であることは論を俟たず、こうした取り組みが他の地域や市町村へ波及していくことを期待したい。

【6】生涯学習推進上、近い将来に実現が予定されていること

- (1) 公民館の新築、改修

松阪市

- (2) 図書館の新築、改修

松阪市

- (3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名

回答なし

- (4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名

回答なし

- (5) 生涯学習推進組織の設置→予定される時期

回答なし

- (6) 生涯学習指導者バンク

明和町、飯南町、飯高町

- (7) 生涯学習情報誌の創刊

明和町

- (8) 学習相談窓口の開設

多気町、飯南町

- (9) 他部局との連携による事業→事業名

飯南町

- (10) 民間企業との連携→事業名

回答なし

- (11) 施設の利用時間の延長、弾力化

回答なし

- (12) 学習ネットワークの構築

明和町

- (13) 住民意識調査の実施

回答なし

- (14) 答申、建議、意見具申→予定される時期と名称（仮称可）
明和町：生涯学習基本構想（平成9年9月頃）
飯高町：飯高町における生涯学習の進め方（平成10年3月）
- (15) 生涯学習課（係）の設置
回答なし
- (16) その他（具体的に）
宮川村：生涯学習への移行…図書室の充実、情報化への対応、地域づくり
- (17) 予定されていることは特にない
大台町

施設面の整備は松阪市に限定されるが、他の町村では学習指導者バンクや学習相談窓口を開設したり、学習情報誌を創刊するなどソフト面での充実に力を入れている。また、明和町と飯高町では今年度中に生涯学習推進にかかる基本構想や答申が提出されることになっており、次年度以降、その内容を踏まえた推進施策が展開されることが望まれる。なお、勢和村についてはこの項目についての回答がなかった。

【7】生涯学習推進について日頃からお考えのこと

回答のあった5市町村について、原文のまま示す。

松阪市：・公民館ボランティアの育成と活動について

- ・公民館職員の研修の充実について
- ・情報機器による公民館ネットワークの構築について

大台町：生涯学習講師パンフの市町村公開および情報の提供

勢和村：7月1日に図書館、資料館がオープンし、生涯学習の拠点として活動が期待されている。生涯学習推進のための基本構想を早期に作成し、指針としていく必要がある。

飯南町：生涯学習とひとくちに言っても、たいへん広いはんいでとらえられるので、他部局としても協力体制をとるにも、なかなか理解（解決）に至るまでに時間がかかる。また、新しいプログラムを認定していきたいが、そのためのノウハウや時間的にも職員の研修時間が現状の職員体制では得られにくい。

宮川村：従来の趣味的な講座中心の社会教育から抜けきれないでいるのがだいたいの取り組みではないでしょうか。生涯学習の考え方をどのように具体化していくのかが大きな課題となっているように思われます。当村でも同じことが言えます。現在移行中ではありますが、村民への理解を今後も図っていく予定であります。

「人権教育のための国連10年」論

－三重県行動計画のための一試論－

岩瀬 充自

はじめに

1993年、世界人権採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している諸問題、今後進むべき方向を協議することを目的として世界人権会議がウィーンで開催された。この会議ではすべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることが確認され、人権教育の重要性が強調された。以後、国連として人権に関する取り組みも強化され、1994年には人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設され、第49回国連総会では、1995年から2004年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択された。総会では「人権教育とは他の人たちの尊厳を尊重することを学ぶ生涯学習である」として、「各國政府は人格の十分な発達のためと人権と基本的自由の尊重を強化するための直接教育」を要請し、「政府諸機関とNGOは人権教育のプログラムを確立すること」を求めた。

この決議を受けてわが国では内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置（1995年12月15日閣議決定）され、1997年7月4日には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が公表された。一方都道府県レベルでは、筆者の知る限りでは、大阪府が行動計画を1997年3月に公表しており、政令指定都市では大阪市が、1997年8月に行動計画を公表している。

三重県では三重県知事を本部長とする「三重県人権教育のための国連10年推進本部」が1997年12月1日に設置されているが、行動計画は本年秋に公表予定と聞いている。

本稿は「人権教育のための国連10年」について考察し、三重県の行動計画について一つの試案を提供しようとするものである。

1 国連行動計画の提起しているもの

「人権教育のための国連行動計画」（「国連行動計画」と略称し、基本的には外務省人権難民課の「仮訳」を使用し、一部改めた。原文は英語、引用符に入れたものは特に断らない限り、1. では「国連行動計画」からの引用）では、「人権教育とは、知識と技術（skill）の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義したうえで、

- (a) 人権と基本的自由の尊重の強化
- (b) 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- (c) すべての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダーの平等並びに友好の促進

(d) 全ての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
(e) 平和を維持するための国連の活動の促進

を目標として掲げている。

また、一般的指導原則の中では、世界人権宣言、国際人権B規約（自由権規約）、国際人権A規約（社会権規約）と並べて「他の関連する人権関係国際文書の全ての規範、概念、及び価値」（強調は筆者）を教育と学習の範囲としてあげている。このことに関連するが、三つの原則が重要である。第一に、「全ての人権の不可分性と相互依存性」の原則であり、この原則を強調することの意義は大きいが、この論点については稿を改めて論じることにしたい。第二に、「民主主義、発展及び人権が相互に依存しあつ相互に補強しあうものである」という原則である。発展は人間中心の持続的な開発を指しているが、民主主義は「政治的、経済的、社会的、文化的分野での一層効果的な民主的参加」を指している。しかし、筆者はここに平和に生きる権利を加えるべきだと思う。わが国の国内行動計画も述べているように、「人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつあるからである」。第三に、「ジェンダーに関する偏見、人種その他の要因に基づく先入観と闘う」原則であり、先入観や偏見から自由になるという原則である。先入観や偏見に対する闘いなしには先入観や偏見からの自由がないことは歴史の教えるところであり、前者が後者の土台である。

これらの原則に立脚して、人権教育を学校や職業・専門教育を通じての公的学習（formal learning）と市民社会の諸機関、家族及びマスメディアを通じての非公的学習（non-formal learning）の両者による「全ての年齢層、全ての社会構成集団の男女の平等な参加を含む」生涯学習として位置づけている。〔訳注－定型的学習、無定型的学習、非定型的学習といった3分法ではないことに注意－引用者。例えば、§25と§26での用法を参照〕また、人権教育を抽象的規範の表現の理解に終わらせることがないように、「学習するものの日常生活に関連づけた方法で」行うこと、「自らの社会的、経済的、文化的、政治的な状況という現実の問題として捉えるための方法及び手段についての対話に、学習者を参加させる」対話=参加型学習とし、「知識や技術を学習者に伝えるとともに、その態度や行動に積極的な影響を与える」ことによって人権という普遍的な文化を構築することをめざしている。

このような姿勢から、次のような目的をも含むものとしている。

- (a) あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的学習の場において、人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること
- (b) 国際社会、地域、国内、及び地方のレベルにおいて、人権教育のための計画と能力を形成すること
- (c) 人権教育教材の調整のとれた開発
- (d) 人権教育の促進に果たすマスメディアの役割の強化

(e) 世界人権宣言をできる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること

本稿の性格上、国際的なレベルの機関、体制等のことは省略するが、各國政府に積極的な役割を求め、①人権教育のための国内行動計画を策定すること、②国内の公的な教育課程における人権に関するカリキュラムを導入・強化すること、③人権についての国内広報キャンペーンを行うこと、④人権資料・情報・研修センターへの一般的なアクセスを可能にすること、⑤人権教育に関連する自発的基金や国際的、国内的な人権教育のプログラムに対する資金援助を増やすこと、が求められている。

しかし、国連の理解では、国家（地方自治体を含む）のみに役割を求める時代は終わっている。国連自身が、経済社会理事会とその傘下の人権に関する各種委員会を中心として、協同する国際N G O、国際ボランティアとの長期的な協力関係を築いて来たように、各國（地方自治体を含む）は、民間機関、N G O等と協同してアプローチすることが求められている。

具体的には、「国内人権委員会、オンブズマン事務所、及び人権についての研究及び研修施設等の国内人権機構は、国レベルでの人権教育プログラムの作成、調整並びに実施に際し、中心的な役割を果たすべきである」とともに、「国内N G O、草の根組織、専門家団体及び関心を持つ個人の積極的な関与が奨励される。この目的のために、国内組織は、人権教育に関する活動を行ううえで、技術協力や研修を通して、また市民社会でのその役割を強化するために与えられる資金援助を通して、国際的なプログラムや政府、その他による十分な支援が与えられるべきである」と規定されている。

国連行動計画は、広く「一般国民」を教育の対象とし、「あらゆる識字レベル及び教育レベルの人々、並びに障害を持つ人々」を対象としているが、「警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、教師とカリキュラム作成者、軍人、国際公務員、開発と平和維持に携わる人々、N G O、メディア、公務員、議会関係者、並びに人権の実現に影響を与える特別な地位にあるその他の人々に対する研修」に特別な注意を払うよう求めている。

また、重点を置くべき人権保障対象者として「女性、子ども、高齢者、マイノリティ、難民、先住民、生活困窮者、H I V感染者あるいはエイズ患者、並びにその他の社会的に不利な立場の人々」をあげている。

そのうえで、人権教育指導者の育成と、公的学習（formal learning）機関が「政府並びに国際的援助機関及びプログラムの助けを得て」「人権教育のカリキュラム及びこれに対応する教材及び資料の開発を奨励され支援されるべき」であるとし、市民社会の非公的学習（non-formal learning）機関も、「政府並びに国際的援助機関及びプログラムの助けを得て」「非公的なプログラムを開発し実施するよう奨励され支援されるべき」であるとしている。

上記のような考えにたって、国際レベル、国際的地域レベル、国レベル、地方レベルにわけて、人権教育を促進するための具体的な目的、戦略、プログラムがあげられている。

国レベルで強調されている点の一つは、「人権に関する資料・研修センター」の設立・強化

であり、その任務は、

- (a) 人権と人権教育についての研究
- (b) 研修用教材の翻訳を行い、文化的に適切な形で取り入れること
- (c) 専門家集団やコミュニティレベルの活動家の支援
- (d) 研修指導者に対する、ジェンダーに関する意識を高めるための研修
- (e) 人権教育プロジェクトの開発に関心を持つ学生や教師のためのインターンプログラムの企画
- (f) 人権に関する芸術、音楽、演劇といった特別な文化的行事の開催並びに定期的刊行物、一般書籍、視聴覚教材の作成
- (g) 人権教育についての国内の専門家及び機関のリストの保管
- (h) 国際的な資金援助を受けて実施される人権教育のための技術協力プロジェクトの実施への支援
- (i) 人権教育に関する問題について支援を求めている個人や集団に対し、相談の機会を提供したり、出版物、教材入手できるようにしたりするといったサービスの提供。このようなサービスを提供するためのガイドラインと教材を開発するため、要請に応じ、有力な国際的プログラムや組織による支援が資料・研修センターに提供されるべきである。

わが国では、財団法人人権教育センターをこの「人権に関する資料・研修センター」の役割を果たすものとして位置づけている（「国内行動計画」5頁）。

また、「地方レベルでの人権教育のためのプログラムと能力の形成」、「人権教育のための教材の調和のとれた開発」、「マスメディアの役割の強化」などが謳われている。本稿では、地方と国の関係については、大阪市の行動計画がまとめているように、「都道府県や市町村など地方レベルのプログラムとしては、社会を構成するすべての人びとが人権教育を享受できるよう国レベルのプロジェクトに全面的に関与すべきこと、職業教育、成人教育、識字教育および地方のNGOや家庭での学習機会の提供などによって人権教育を実施できる体制を整えること、それぞれの地方が抱く課題と将来的な発展目標に応じたプログラムを創造していくことを求めています」というのが国連行動計画の主旨の理解として適切であると強調したい。

2 三重県における行動計画の視点

筆者は先に、生涯学習と対話=参加型学習と人権という普遍的文化の構築が国連の行動計画の理念であると指摘した。言うまでもなく、人権という普遍的文化を構築するためという第一前提があって、それを生涯学習と対話=参加型学習によって実現しようとするものである。

このような理念を基礎として三重県の行動計画もつくられるべきであると思う。そのための体制整備や条件整備が課題と考えられる。1. で紹介してきた国連行動計画の観点を踏まえつ

つ、人権教育の教材が提供される必要がある。国連でもマニュアル、ハンドブック等の教材をユネスコその他の機関（当然NGOを含む）と連携しながら提供してきておりまた、改訂中のものもある。それらを、わが国および三重県の実状を踏まえて翻訳し、風土や文化に適合したものにしていくことも一つの方法として考えられる。国連人権高等弁務官も「国内の全ての資料・研修センターは、国及び地方のレベルでのプログラム開発に使用するため」教材一式を供与されるべきであるとして、国内ニーズの国連人権高等弁務官への報告を求めている。

また、教材の開発にあたって、

- (a) 実務指向の専門家に依頼したり同僚によるプレゼンテーションを行う。
- (b) 指導者の研修と能力形成により、参加者が自ら研修し、成果を広める。
- (c) 創造的で相互作用を活用した授業手法、例えば、作業部会、ケース・スタディ、パネルディスカッション、ラウンドテーブル討議、ブレーンストーミング、シュミレーションやロールプレイイング、現地視察、実習、視聴覚教材を具体的な対象者に応じて利用する。
- (d) 対象者の特性に合わせて、例えば警察官や医療関係者に対して、日々の仕事やコミュニティでの役割に焦点を当てる。
- (e) 対象者、例えば警察官に対して、の職務遂行を促進する効果のある実際的な情報を含む。
- (f) 国際的基準を含む学習資料を提供する。
- (g) 自分自身が気づかなくとも、例えば女性やマイノリティに対して、暴力的な言動を取り可能があることに研修者が気づくように計画された演習方法を含む。
- (h) 教材の柔軟な運用が必要であり、対象となる集団の多様な受講者の個々の文化的、教育的、地域的、経験的ニーズに適用できる必要がある。
- (i) 研修は事前の質問状で対象者のニーズに合わせることができ、事後の質問状で何を学んだかを判断でき、研修を改善できるので事前・事後の質問状を用意する。

また、カリキュラム、学習プログラムの整備も国連のものを三重県の実状に合わせて活用・整備できよう。

ボランティアやNPO、NGOとの連携を強化し、人材の育成を図ることも大切である。市町村では困難なケースもあり得るから、三重県が中心となる必要があるであろう。また、民間諸団体や民間研究機関、公的研究機関との連携も必要になろう。

3 わが国の行動計画と大阪府・大阪市行動計画の検討

(1) 重点を置くべき人権問題

国連行動計画では重点を置くべき人権保障対象者として「女性、子ども、高齢者、マイノリティ、難民、先住民、生活困窮者、HIV感染者あるいはエイズ患者、並びにその他の社会的

に不利な立場の人々」をあげているが、わが国の国内行動計画では「重要課題」として「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等（ハンセン病を含む一筆者）、刑を終えて出所した人など」となっている。いわゆる「アイヌ新法」は、アイヌの人々に先住民族としての権利が認められていないから評価の分かれる法律ではあるが、一応マイノリティ（少数民族）とは認めたわけで、人権保障の「重要課題」としたことは当然のことである。同和関係者の問題もわが国固有の問題として当然のことであり、刑を終えて出所した人を加えたことも評価できる。（この点では、犯罪被害者のきわめて不十分な救済の問題が抜け落ちているのは片手落ちである。）また、急激に増加している外国人の人権に配慮している点も評価できる。ハンセン病も当然であるが評価しうる。

しかし、国連行動計画にある「難民」を重要課題に含めていない点に疑問が残る。わが国が「難民条約」に加盟しているながら、政治的難民の受け入れにも消極的すぎることは周知のことであり、見直しが必要であろう。また、大都市部を中心とした路上生活者、阪神淡路大震災の罹災者の中の生活困窮者、そして民族としての独立を主張する人々もいる沖縄県民の人権に対する配慮も欠かせないであろう。

大阪府の行動計画では、「同和問題や女性、障害者、高齢者、子ども、在日外国人等」の人権に関わる諸問題、「HIV感染者等に代表されるように病気に起因した新たな人権問題」をあげているが、「人権問題の現状」では、外国人問題を「国際化の一層の進展」に伴った「相互理解が不十分であることに起因する外国人に対する偏見や差別等の人権問題」と歴史的経過から多く生活している「在日韓国・朝鮮人に対する賃貸住宅への入居差別、差別落書き、暴言・暴行といった悪質な人権侵害や就職差別につながるおそれのある事象」とをわけて記述したうえで「内外人平等」の原則を謳っている。また、情報化社会に伴う個人の不測の不利益やプライバシーの侵害、病原性大腸菌O-157による患者や発生地域の人々への偏見や差別事象、路上生活者への暴行事件の発生、生活環境の悪化による健康面への影響などを「さまざまところで人権が脅かされている」例として取り上げている。

大阪市の行動計画では、「現在国内には、同和問題をはじめ、障害者、女性、在日韓国・朝鮮人を巡る問題など」と「外国人労働者や難民の人権問題、いじめや虐待など子どもの人権問題、HIV感染者や難病患者等の人権問題、高度情報化社会の進展に伴うプライバシー侵害問題、科学技術の発展に伴って生じている、例えば医療の分野における新たな人権問題の発生など」を取り上げており、「らい予防法」の廃止と「アイヌ新法」にも言及しているから、大阪府の行動計画と同様に、包括的であるが、大阪府の行動計画にはある「病原性大腸菌O-157による患者や発生地域の人々への偏見や差別事象、路上生活者への暴行事件の発生」は取り上げられていない。

三重県の行動計画も、国連の行動計画で取り上げられているものを包括したうえで、国内固有の問題も取り上げるべきであり、その上で三重県の実状に見合ったものにすべきであろう。

(2) 人権教育の対象者

人権教育の対象者があらゆる人であることは論を待たない。国内行動計画も「あらゆる場を通じた人権教育の推進」を強調しており、学校教育（幼児児童生徒から大学まで）、社会教育（社会教育施設を拠点とした学級・講座、ボランティア活動、大学の公開講座等、識字教育の充実、障害者等の学習機会の充実、学習指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実）、企業その他一般社会における人権教育等の推進などを謳っている。

また、「特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進」を謳っており、①検察職員、②矯正施設・更生保護関係職員等、③入国管理関係職員、④教員・社会教育関係職員、⑤医療関係者、⑥福祉関係職員、⑦海上保安官、⑧労働行政関係職員、⑨消防職員、⑩警察職員、⑪自衛官、⑫公務員、⑬マスメディア関係者を例挙している。

これは、国連の行動計画が、広く「一般国民」を教育の対象とし、「あらゆる識字レベル及び教育レベルの人々、並びに障害を持つ人々」を対象としているが、「教師、警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、政府職員、メディア、軍隊、N G O、選挙監理委員」など「人権の実現に影響を与える特別な地位にあるその他の人々に対する研修」に特別な注意を払うよう求めることに対する対応である。また、大阪府の行動計画では「公務員、教職員等、警察官、医療関係者、福祉関係者」に対する人権教育を重視しているが、当然のことであろう。

わが国の行動計画が、国連行動計画に対応して、識字教育（識字教育を通じた人権教育の意味であろう一筆者）や障害者に対する人権教育を重視していることは評価すべきであろう。

また、「人権に関わりが深い特定の職業に従事するものに対して、人権教育に関する取組を強化することも評価すべきことと考える。

しかし、国連の行動計画では、人権を保障すべき集団として、「女性、子ども、高齢者、マイノリティ、難民、先住民、生活困窮者、H I V感染者あるいはエイズ患者、並びにその他の社会的に不利な立場の人々」をあげているが、これらの人たちに対する人権教育の重要性を特に取り上げていない。わが国の行動計画もそうなっている。人権を保障すべき集団を人権の主体として自覚させることが必要であり、善意に解すれば、「国民一般」に入っているのだろうが、やはり人権を侵害されやすい主体に対する人権教育をも重視する必要があろう。三重県の場合いえば、大阪府や大阪市の行動計画で「社会的に不利な立場の人々」とされている人々に対する人権教育をも重視すべきと考える。その際受け手の立場に立った啓発・情報提供が重要である。

このことの根柢に関しては稿を改めて詳論する必要があるが、われわれは「一級市民」と「二級市民」との区別を認めるわけには行かない。「いまや根底にあるのは、普遍的平等の原則である。差異をめぐる政治は、差別への糾弾と二級市民であることへの拒否に満ちている。・・・・われわれは普遍的に存在するものーすべての人々がアイデンティティをもっているーに然るべき承認を与えるのであるが、われわれは、それぞれの人々に特殊なものを認めること

によって、これを行うのである。普遍的な欲求が特殊性の認知を促進するのである」（『マルチカルチュラリズム』チャールズ・ティラー、55頁岩波書店、1996年）。親密圏においても公共圏においても普遍的な平等な尊厳が承認されなければならない。このことが、「社会的に不利な立場の人々」とされている人々に対する人権教育=学習を重視すべき根拠である。

（3） 基本計画と推進体制

大阪府の基本計画を見ると、「人権尊重社会の創造」を柱とし、（1）「学校や職場における人権教育の推進」として、①人権教育プログラムの整備・充実、②効果的な手法の実施、③教材の開発・整備と、すでに取り上げた「公務員等に対する人権教育の推進」があげられている。また、（2）「あらゆる人権教育の場の確保」として、①家庭教育の支援、②地域における人権教育の機会の充実、③内なる国際化の推進、（3）「人材の養成」として、①身近な指導者の養成、②専門的な指導者の養成、（4）「効果的な啓発・情報提供の実施」として、①人権啓発・情報提供の内容・手法、②マスメディアの積極的活用、③人権教育に関する情報提供の充実、（5）「国、市町村、民間企業・団体等との連携」として、①府と市町村の連携、②府と民間企業・団体等との連携、（6）「国際協力の推進」があげられている。

三重県でも当然これらについて具体的な施策を考えるべきであると思われるが、幾つかの特徴点を拾い出すと、「人権教育に関する教材やプログラムの開発に当たっては、既存の人権関連施設の有する豊富なノウハウを活用するため、これらの施設と連携を図りながら開発を進める。また、人権情報の提供機能や指導者養成機能の強化を図るために、既存の人権関連施設のネットワーク化を推進する」ことが謳われている。さらに、大阪府の場合各市町村ごとに人権啓発草の根活動団体が組織されているから、その連合体である「人権啓発推進大阪協議会」の活動を支援することが謳われているが、三重県においても、人権啓発の草の根活動団体を組織していく必要がある。また、「国際協力の推進」に関しても三重県民としてのアイデンティティを確立しながら、人権国際協力組織の組織化や連帯を考える必要があるであろう。

大阪市の行動計画から、大阪府の行動計画をいわば「補足」する点を取り上げると、①「市民の人権意識・学習ニーズを的確に把握し、この結果を人権教育・人権啓発の基本的な方向性や教育・啓発の実践の場に反映する」観点を打ち出していること、②「人権啓発推進員」の活用を図ろうとしていること、③縦割り行政の現状の中で、「各部局間の連携および民間との連携のもとに啓発・学習のための資料・人材・学習機会・教材などの情報を体系化し、総合的に提供できる」ようにしようとしていること、④大阪府と同様であるが、「アジア・太平洋人権情報センターの機能の充実や社団法人部落解放研究所など民間の研究機関等が実施している人権問題に関する専門的な講座の発展方向や民間各界が推進する『国際人権大学（大学院）』構想をも考慮しながら」専門的な指導者の養成についての方策を検討すること、⑤大阪府が大阪府行政情報提供システム（O-NET24）やインターネットのホームページを設けるなど

の施策を具体化しようとしていることとあいまって、CD-ROMやパソコン通信、CATVの活用を研究することとしていること、⑥人権教育の一環として環境問題教育を取り上げていること、⑦ボランティア活動を「21世紀に向けた新しい大阪のまちづくりの実現に不可欠なものとして位置付け」子どもの頃からの社会参加意識や態度の涵養に努めるとしていること、⑧「大阪市人権問題職員研修基本方針」を策定し、これに基づいた職員研修を実施することにしていること、⑨国の行動計画でも「人権相談体制の充実」が謳われているが、「人権問題に対する相談窓口の整備、充実を図る」としていること、また、「外国籍住民のための生活情報等の提供や相談業務を行う総合相談窓口」の設置について検討を進めるとしていることなどであろう。

次に推進体制を取り上げると、大阪府は、「大阪府人権教育のための国連10年推進本部」のもと、緊密な連絡調整を図り、全庁をあげて人権教育を総合的に推進するとしており、

「『大阪府人権教育推進懇話会』にその意見を求め、人権教育の推進に反映する」としている。

大阪市も同様の推進体制であるが、より具体化されており、「大阪市人権教育のための国連10年推進本部」の下部組織として「教育委員会をはじめとする各部局および各区に『大阪府人権教育のための国連10年推進委員会』を設置し」、「市民組織である『大阪市・区民人権啓発（協議）会』と緊密に連携」すること、「地域に密着した人権教育・人権啓発を推進するために、各区においては人権啓発推進（協議）会を中心とした関係諸機関の連携など推進体制を整備し、また生涯学習推進のためのネットワークづくりと連携の強化を図」るとしている。

たしかに、都道府県と市町村では役割分担の違いはあるが、三重県としても、各県民局での組織や生涯教育課などによる市町村との連携の工夫が必要であろう。なお、「『大阪市人権教育推進懇話会』を開催し、その意見を求め計画の推進に反映」するとしている点は大阪府行動計画と同じ主旨であろう。

また、大阪市の推進体制は、同和地区内公共施設、女性センター、各種生涯学習施設・社会教育施設の「人権に関わる情報・資料が共有されるようネットワーク化とその機能の充実を図」とともに、「新たな拠点機能の創設も視野に入れた検討が必要」としている。

地域ネットワークづくりでは、「学校・幼稚園・保育所・保健所・消防署・警察署などの地域の公共施設や公共機関と地域振興町会・自治会・商店会など民間団体を基盤とした地域における多様なネットワーク化を図」とこととしており、その上で「人権啓発推進員、生涯学習推進員を始め、地域に密着して活動する市民・ボランティアについて人権教育・人権啓発への参加のあり方について検討を進め」としている。先に指摘したように、都道府県と市町村では役割分担の違いはあるにしても、三重県として、何らかの工夫が必要であろう。

「連携体制」に関しては、「国・大阪府との連携」を、勿論謳っているが、「外部関係団体・民間団体との連携」がきめ細かく謳われているし、「マスメディアとの連携」も謳われている。三重県でも当然このような連携が必要になるが、「外部関係団体・民間団体との連携」とのきめ細かな連携は当然必要となるし、国連の行動計画でも視野に入っているようにNGOやNPOとの連携も視野に入れる必要があろう。

最後になるが、国の行動計画は「定期的にフォローアップを行」うとしているが、大阪府の行動計画も大阪市の行動計画も中間年にあたる2000年（平成12年）に「見直し」を行うことになっている。

おわりに

いうまでもなく、行動計画の実現は、それを実現する推進体制に大きく依存している。北口末広氏が、「『人権が尊重される三重をつくる条例』の内容と課題」（「県政だより」No.164）で指摘しているように、「立派な方針が策定されても、それが実現するシステムがなければ『絵に描いた餅』になってしまいます。一つの施策を具体的に実現させていく場合、何を、誰が、誰に対して、なぜ、どこで、いつ、どのように、どの財源で実施するのかを明確にしなければ」ならない。

仄聞するところでは、大阪市では、北口氏が指摘しているような方向で、各課題毎に担当課を決めてきめ細かな対応をしているようである。勿論、大阪市と三重県とは事情が異なる面もあるし、三重県では市町村との関係の調整という固有の課題もある。

しかし、わが国も様々な国際人権条約に加入するようになり、わが國の人権をめぐる法制度も国際人権法の国際的水準といった面から再評価される時代に突入しているし、三重県も国際友好国や友好省などと交流している。まさに「国際人権への対応」が必要な時代となっているのである。

この点では、わが国の国内行動計画でも「国際協力の推進」が謳われているし、大阪府の行動計画でも「大阪としては、とりわけ歴史的にも関わりの深いアジア・太平洋地域における、平和で人権が尊重される社会の実現に寄与することが、国際社会での大阪のアイデンティティを確立していくとともに、地方自治体として世界平和や人権の伸張に寄与する道でもある。このため、アジア・太平洋人権情報センターをはじめとする各種施設において、人権教育の分野での国際交流を図ることにより、各国の人権教育への取組みに技術的支援を行うことを通じ、アジア・太平洋地域における人権伸張を図るなど、人権を通した国際協力を推進する」としている。また、大阪市の行動計画も「アジア・太平洋人権情報センターにおけるアジア・太平洋地域の人権に関する情報収集や研究活動等の支援を行うとともに、アジアを始め世界の人びとの都市や港を通じた市民レベルでの交流の推進や、学校教育への国際理解教育の積極的導入などにより、人権尊重のまちづくりを一層推進し、人権を通した国際協力を推進」するとしている。三重県も三重県にふさわしい仕方で、国際協力の推進が求められている。

本稿では、三重県が「三重県人権教育のための国連10年」を策定するための一つの試論として、国連行動計画、わが国の国内行動計画、大阪府および大阪市の行動計画を検討した。

三重県が立派な行動計画を作成し、「人権が尊重される三重をつくる条例」にふさわしい人権先進県となることを期待したい。

四日市の戦後都市形成史

—コンビナート全面化直前期までの都市開発・整備行政の実態について—

坪 原 紳 二

1 はじめに

三重県四日市市では1959年¹⁾、塩浜の臨海部において第1コンビナートが本格的に稼働を開始、引き続き60年代に入ると、その内陸部でも石油化学関連工場が次々と操業を始める。さらに63年には、北部・午起の埋立地で第2コンビナートが本格操業に入り、ここに四日市の石油化学コンビナートは全面的展開を見せるようになる（図1）。そしてこの過程と並行して、四日市ぜんそくに代表されるいわゆる四日市公害も、全面的に顕在化するようになるのである。

本稿は第2次大戦後、この60年代初頭のコンビナート全面化＝公害全面化直前期までにおける、四日市都市形成の実態を分析したものである。筆者は都市形成史研究の方法として、都市形成活動、その背景、そして結果として生じた都市環境、の3点を明らかにすることを心がけている²⁾。本稿ではこれらのうち、都市形成活動、特に三重県・四日市市当局による都市開発行政、都市整備行政の実態を詳述したものである。なお筆者は別稿で、四日市公害の歴史的生成過程を探るとの意図から、戦前期の同市の都市形成史を論じている³⁾。本稿はそれら論文の続編として位置付けられる。

使用した資料は、主に四日市市役所所蔵の公文書、市議会議事録、及び三重県立図書館所蔵『伊勢新聞』（県内最大の地元紙）である。また、長年にわたり四日市公害解消のための活動を続けている“公害の語りべ”、澤井余志郎氏からは直接口頭で、あるいは『記録公害』を始めとする同氏提供の膨大な資料を通じ、さまざまな情報を得た。

2 住環境を無視した工場立地行政

戦前の四日市では、住宅・工場の立地に対し県・市当局は放任的・追随的姿勢を取り、さらに県は自ら塩浜の大工場地帯に隣接して住宅地を整備、結果として住工密接の萌芽状態を生み出してしまった⁴⁾。戦後、60年代初頭までの期間においては、塩浜の内陸コンビナート形成の過程などにおいて、土地利用に対する放任的姿勢が依然、見出される一方、県市自ら住宅地に隣接して工場敷地を造成、もしくは設定することを行っている。以下ではこの後者の、住環境への配慮なき工場立地行政の実態を見てみる。

（1）午起海岸の埋立て、工場地帯化

現在コスモ石油のタンクが威容を誇っている午起の第2コンビナート一帯の地は、元々風光明媚な、四日市随一の海水浴場であった。この環境の良さを反映して、36年2月、四日市で初

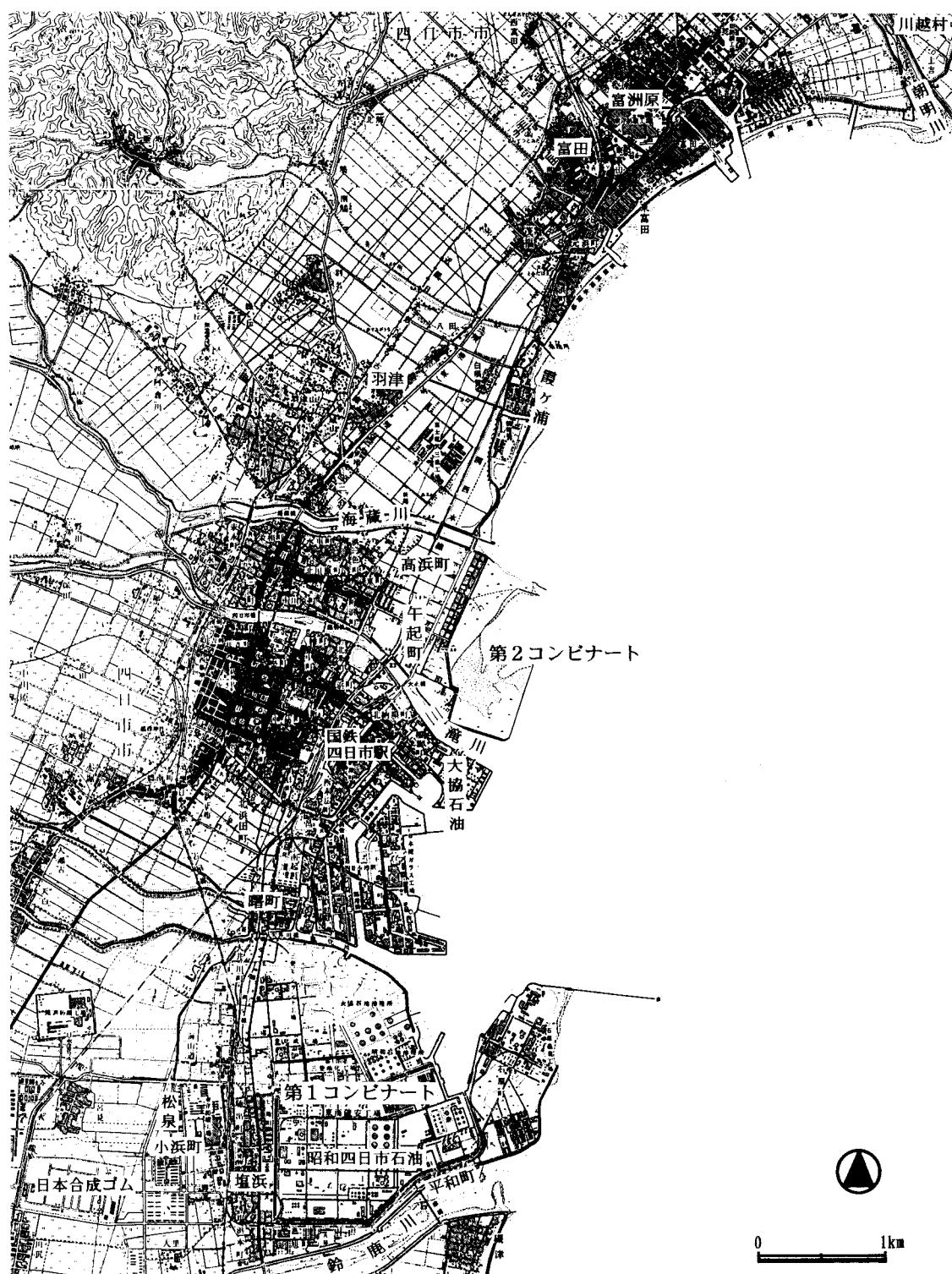


図1 四日市市街図

注) 59年修正測量国土地理院発行1/25,000地形図を基に作成

めて決定された都市計画地域（用途地域）では、後背地を「土地閑静にして……住居地域として最も適當な所」⁵⁾として住居地域に指定していた。

ところが戦時中、南部・塩浜の工業化が飽和状態になると、午起以北の臨海部が新たな工場用地として注目。43年5月には午起地先で、浦賀船渠造船所建設のための埋立て事業が着工されることになる。しかし同事業は、結局計画の3分の1ほど（45.9ha）の埋立てが終わった段階で終戦を迎え中止となり、戦後しばらくは被災した造船所設備が荒廃した姿をさらしていた。

一方、午起海岸の後背地には、49年度の54戸を皮切りに、50年度60戸、51年度28戸、52年度35戸と、順次市営住宅が建設されていく。さらに海水浴場も復活、52年には「浜開きをまたず大賑いを呈」⁶⁾するほどまでになり、「各種娯楽設備も數を増し」⁷⁾、当初考えられていた土地利用がようやく日の目を見始めた。ところがその矢先、同地海岸以北を埋立て大工業地帯を整備する構想が、再び県・市当局により提起され始めるのである。

資料上、最も早い時点でこの構想を表明するのは、戦前、工場誘致に邁進、終戦により公職追放された吉田勝太郎の後を継ぎ、47年4月市長に就任した吉田千九郎である。彼は53年3月20日の市議会で次のように発言する。

私の考えを率直に申し述べますならば、まず午起海岸を埋立てをしてあれを工場敷地のような形にもっていかなければならないのじゃないか……午起方面をひとつ手を付けて、そうしてそれを完成せしめて活用するようにする。また富田・富洲原方面の方もそれが完了した上においてこれを活用する…⁸⁾

同年の5月20日には、愛知・三重両県当局、名古屋・四日市・桑名・鈴鹿各市当局などからなる伊勢湾工業地帯建設期成同盟会の、準備委員会が開かれる。この場で三重県側の第1次計画の一つとして、「朝明から鈴鹿川に至る地先の埋立てによる工業用地92万坪の造成」が決定され、特に県の池田企画本部次長は「工業用地の造成はまず午起海岸20万坪の埋立てから着手したい」⁹⁾と述べている。そして54年5月27日の同期成同盟会第1回総会では、政府の木曾特定地域総合開発計画に「三滝川一海蔵川地先の3区を埋立て……臨海工業地帯を造成する」¹⁰⁾事業を追加するよう陳情することを可決する。前年度までに午起には計203戸の市営住宅が建設されていたが、その鼻先の海岸部に大工業地帯を造成することへの懸念は、この間、全く表明されることがない。

その後午起地先の埋立ては、三重県が主導して、しかし四日市市とも連絡を取りつつ実現が図られていく¹¹⁾。あくまで最終目標は三滝川から朝明川まで100万坪¹²⁾の埋立てであり、その第1期工事に午起海岸の埋立てを位置付け、国に着工を要望し続ける。そして57年11月、午起の埋立ては県事業として着工の運びとなり、61年10月、69haの工業用地を造成して事業は竣工する。同地には大協石油（コスモ石油の前身）、中部電力、大協和石油化学、協和油化が進出、63年11月、四日市第2コンビナートとして本格稼働を開始するのである。

この埋立地上の土地利用に関し、午起の元住民、内藤正雄氏は澤井氏編『くさい魚とぜんそくの証文』¹³⁾の中で、次のように証言している。

田中（覚）知事がいっぺんに決めちゃった……市としては、ここは荷揚げ基地にしよういう計画だった……前の市長（平田佐矩）が非常に慨嘆しておりましたけれどもね、一日のうちにひっくりかえしてしまった…

しかし県市の見解の相違は、住環境への影響という点から見るとそれほど大きなものではなかった。以下は両者の対立を解説している、60年7月27日付『伊勢新聞』の記事である。

午起埋め立て地70万平方メートル（20万坪）の利用については、市は初めから中電が大協石油と連携して、エネルギーセンターをつくるにしても、北側10万平方メートル（3万坪）は、他に公共埠頭用地がないから、それをとった残りの敷地に建設してほしいと要望……しかし県側は、同地の埋め立てについては、財政難から会社に埋め立て資金の一部を立て替えてもらっている関係上、中電側の「同地区全部をほしい」という要求を認めなければならない立場にある…

つまり、埋立地全面積の7分の1をめぐる見解の相違であって、住宅地に隣接して同地に石油化学コンビナートを作ることについては、市においても全く異論が無かったわけである。

（2）合成ゴムの立地誘導

塩浜の第1コンビナートは、昭和四日市石油、中部電力、三菱化学などから成る臨海部に限られず、住宅地を飛び越えて内陸部にも展開している。この内陸コンビナートの嚆矢となったのが、57年12月9日、国策会社として設立された日本合成ゴムである。

三重県及び四日市市は、57年5月の国会で合成ゴム製造事業特別措置法が可決される前後から、同工場誘致の運動を熱烈に繰り広げる。そして57年9月10日付文書で、日本合成ゴム設立委員長・石橋正二郎より誘致条件に関する問い合わせを受けると、わずか6日後の16日付で、知事・市長連名の「回答書」を送付する。この中で工場用地については、「工場群及び埠頭に近く、道路利用、鉄道引込線敷設並びに工場廃水処理に便利で、何れも御要求の条件に適して居ります」という3ヵ所を推薦、そのうえで土地の買収に際しては、「農地転用手続き、土地所有者、住民又は農家に対する補償問題などは一切県、市に於いて責任をもって解決致します」¹⁴⁾と明記するのである。

3地点のうち同社は最初、全貌を現しつつあった臨海コンビナートに最も近い「六呂見地区」を望んでいたが、「地価の折合いがつかないので、日永A地区、同B地区も含め、地質調査を行いこの結果と、地価とをにらみ合せて建設地を決める方針にかわった」¹⁵⁾。「問題は地層、地価の二つ」¹⁶⁾なのであった。

つまり、合成ゴム立地の経過をまとめると、まず県・市が、企業側の利便性だけを考えて工場用地の候補地を設定、その中から企業が、最終的には地価と地質だけを考えて敷地を選択。そしてその土地の買収の労を、県・市自らが取ったわけである。この間、住環境への影響という視点が挿入されることは全くない。しかし合成ゴムの建設場所に決まった場所は、六呂見・川尻の農村集落及び近鉄線西側の、社宅群を含む新興住宅街に極めて近接した地点であった。

さらにこの新興住宅街は、後述するように戦後、毎年数回は浸水の被害を受ける水害常習地帯であった。その隣接地で、10万坪にわたって水田を埋立て盛土して工場敷地を造成すれば、水害が一層激しくなることは容易に予測できたはずである。しかし立地の経過においては、こうした問題への配慮も、払われた形跡は見出せないのである。

(3)住環境無視した工場誘致運動

戦後、60年代初頭までの期間には、上の2地区以外でも、戦前同様工場誘致・工業化推進のための運動が盛んに進められた。それらの中には、工場立地に直接つながったわけではないが、やはり住環境への配慮の欠如を示している例がいくつかある。以下、紹介しよう。

①海軍燃料廠の再開

塩浜の臨海部には戦前すでに、大工場地帯が形成されていた。すなわち、40年の秋に東邦重工業、41年1月に石原産業（銅精錬と硫酸の製造）、さらに同年2月には当時わが国で最大規模の製油施設、第2海軍燃料廠が操業を始めていた。そして近接する地区には磯津などの既存集落、県が造成した新市街地などがある。問題ある土地利用パターンもすでに姿を現わしていたわけである¹⁷⁾。

この塩浜の工場地帯は当然、戦時中、激しい空襲の標的となつたが、燃料不足で操業が停止していたこともあり、比較的被害は軽微なものに止まつた¹⁸⁾。戦後、石原産業は硫酸、過磷酸石灰の製造を継続、東邦重工業も48年7月には東邦化学として再発足を遂げる所以である。

他方、海燃については、一部敷地で46年10月、日本肥料（48年、東海硫安に）が操業を始めたのを除き、再開は大幅に遅れた。49年までは賠償施設に指定され利用凍結。賠償解除後は国際資本をも巻き込みながらの払下げ合戦が繰り広げられ、政界の変動ごとに決定は二転三転。ようやく55年8月になって、昭和石油への払下げが閣議決定され、塩浜一帯における石油化学コンビナート形成が一気に進みだすのである。この間、近鉄線以東の市街化は一層進行し、また海燃と鈴鹿川に挟まれた細長い土地には47年度、市が引揚者用住宅56戸を建設、「平和町」という名の新しい町が生まれていた。つまりこの閣議決定は、都市計画的に見れば、問題ある土地利用パターンのせっかくの改善の機会を放棄し、その拡大再生産を容認するものだったとも言えるわけである。

では果して地元四日市市は、上の経過にどのように関わっていたのだろうか。早くも49年3月には、『伊勢新聞』紙上に次のような記事が掲載されている。

四日市市、同商工会議所及び四日市港振興会は、かねてから旧第2海燃の臨海地帯（塩浜）を全面的に開放して工業地区として活用する方途を港都振興策の一環として取りあげ、県及び中央要路に陳情運動を続けていた…¹⁹⁾

四日市市議会は事態の二転三転にめげることなく、海燃施設転用促進委員会を作り中央に繰り返し陳情を行う。

四日市市議会の海燃施設転用促進委員会は20日……地元としても新しい情勢に応じあらためて促進運動を展開することになり、来月初旬池田通産相に直接陳情する…²⁰⁾

吉田千九郎市長も自ら頻繁に上京、陳情するなどし、海燃再開に努めた。そして55年5月、市長職に返り咲いた吉田勝太郎は、初登庁時の記者会見で「旧海燃は平和産業としてぜひとも早く再開してほしい」²¹⁾と発言、さらに6月29日、市議会における施政方針演説で次のように打ち上げる。

燃料廠の跡に石油化学工業に再開をいたしたい……塩浜地帯において石油工業が開始されました際は、全地帯は完全なる総合化学工業地帯となることは明らかでありまして、その再開とともに、これと関連性を有する化学工場の新設ないし拡充、拡張の実現には極力努力をいたしたいと存じております。…²²⁾

こうした四日市市当局や市議会の姿勢が塩浜のコンビナート地帯化にどれほど寄与したかは別にして、彼らは自ら建設した市営住宅も含め、隣接地区に配慮することなく、海燃跡を「全面的に開放」することを要望、「全地帯は完全なる総合化学工業地帯となる」ことを願っていたのである²³⁾。

②大製鉄所の誘致

午起の埋立て、合成ゴム誘致にめどがつくと、県・市は当初からの構想であった午起北、霞ヶ浦の埋立て・工業化に邁進するようになる。そして南部・塩浜には石油化学コンビナートが形成されつつあったのに対し、ここには重工業、特に大製鉄所の建設を目指むのである。以下は57年9月12日付『伊勢新聞』の記事である。

四日市市は国策合成ゴムの内定したあと、中経連で計画している大製鉄所の誘致に本腰を入れることになった。……計画によると海蔵川以北富洲原漁業基地までの海岸約百万坪を埋立てて贈呈、とりあえず35万坪に年産50万トンの製鉄所をたてようというもの……

平田助役の話

……ぜひとも誘致実現につとめたい。

「中経連で計画している大製鉄所」の任には、富士製鉄が筆頭株主となって58年9月、設立された東海製鉄が当ることになった。

三重県も、58年7月には議会が同製鉄所誘致の決議案を可決、同じく誘致に動いていた「愛知県議会の向うを張って立地条件の有利な伊勢湾臨海工業地帯桑名一四日市地区に同製鉄所を誘致しよう」というもので、製鉄所誘致特別委員会を設け²⁴⁾る。さらに9月、田中知事を部長とする「県、県議会、関係地元を一丸とした「製鉄所誘致促進対策本部」を設置（県企画調査課内）、田中知事自ら先頭に立って、全県的な誘致体制も整え、会社側の依頼で工場立地調査書も12月上旬に全部提出し終った」²⁵⁾のである。

ただし県は誘致先として、四日市の他、川越及び桑名の両臨海部も掲げており、かつこれら2地区の方を埋立費用の点などから、四日市よりもむしろ強く推していた²⁶⁾。このこともあつ

てか先の記事以後、四日市市は目立った動きをせぬままであったが、しかし58年12月になると、俄然誘致運動を積極化させる。

東海製鉄所のゆくえを静観していた四日市市では11日……同市議会製鉄所誘致対策委員会を開き……誘致合戦に乗出す方針をきめた。このため12日には、吉田市長、山口市議会議長、……らが午後1時、東海製鉄本社を訪れ具体的な打合せを行ったのち、同夜上京、富士製鉄の永野社長（東海製鉄会長）ら首脳部と懇談、四日市への誘致を申し入れることになった。²⁷⁾

翌年初頭、『伊勢新聞』紙上に掲載された座談会では、山口議長は「市議会は市側と協力し全力をあげて誘致に努力する」、平田助役は「これから更に各団体が力を合せて大誘致運動を展開したい」²⁸⁾と決意を述べる。平田は同年5月、吉田勝太郎から市長の職を継ぐが、さっそく、同月たまたま来四した通産相に対し「平田市長も「立地条件は四日市が一番、水も豊富、なにとぞ誘致方にお力を」と地図をひろげての説明、陳情に相つとめた」²⁹⁾のであった。

このように霞ヶ浦、あるいはその北部臨海部への製鉄所誘致に励む県・市であるが、富田・富洲原の漁村など、背後の既存市街地の居住環境に対する影響は、やはり議論すらされていない。例えば後に公害訴訟の提起者となる前川辰男市議は、59年7月1日の市議会で川崎、尼崎、北九州を引き合いに出しながら、一般論として工場公害に注意する必要性を指摘する。しかし具体的に霞ヶ浦の問題となると、「霞ヶ浦を埋め立て、工業用地とするのも大変結構だし、そういうことになると思う」³⁰⁾と工業化を容認、それに伴って海水浴場及び漁場が失われることに対し、施策を示すよう要求するに止まるのである。

東海製鉄をめぐる愛知県との誘致合戦は、59年6月12日、同製鉄が愛知県横須賀地区への進出を決定したこと、三重県側惨敗の形で終止符を打つ。だが三重県、四日市市の大製鉄所建設の夢は、膨らみこそそれ衰えることは全くなかった。

早くも6月7日付『伊勢新聞』には、田中知事が上京し東海製鉄の横須賀地区決定を察知、その足で八幡製鉄を訪ねた旨が報じられている。そして「同知事が18日に上京したところ大体の話がまとまったため、急いで土地造成その他について誘致先の四日市市代表（平田市長、山本議長－筆者注）と打合せた」³¹⁾。つまり県は、東海製鉄と入れ替わりに八幡製鉄を次なる誘致目標とし、かつ誘致先は今度は四日市一本に絞ったわけである。ただし工業開発の構想そのものは、四日市臨海部に限られていなかった。10月、田中知事は『東海製鉄敷地決定の経緯』と題する声明書を公表するが、この内で彼は「桑名から四日市に亘る臨海工業地帯の立地条件……全国的に宣伝する良い機会であった。」とし、「この機会に桑名、四日市地区約200万坪の土地造成計画を至急進めいくつもりである。」³²⁾と宣言するのである。

一方四日市市の平田市長も、東海製鉄の誘致不成功が決まったその日の記者会見で「第2の製鉄所誘致に本腰を入れていく」³³⁾と言明、以後、山本議長、田中知事の3者で、議会にも極秘裡に八幡製鉄との交渉を進めていく。この間、播磨造船が霞ヶ浦地区への進出を希望するが、四日市市は、大工場の建設予定地を切り売りすることとはできないと拒否。さらに平田市

長は、八幡側が当初120万坪の埋立てを計画していたのに対し、「東海製鉄、八幡製鉄戸畠工場をしのぐ一流工場を建設してほしいと懇請」³⁴⁾、80万坪増やして200万坪の大製鉄所計画に変更させるのである。そして市長主導で漁業補償交渉を6億余（県・市折半）で妥結、八幡の進出意向が固まった段階で初めて59年12月17日、知事は八幡誘致の構想を発表、市長は市議会全員協議会に報告する。

いきなり大構想を打ち明けられた市議会は、さすがに鵜呑みにすることなく、25日の全協以来「大荒れ」³⁵⁾の状態となる。しかし議会の論議は、漁業補償を中心とする財政負担の問題に限られており、公害への懸念は表されない。結局30日の全協で、漁業補償の市長案はそのまま認められ、年が明けて補償調印が済みしだい、市議会に八幡製鉄誘致特別委員会を設けることになる。状況は県議会も同じで、中南勢出身の県議から財政負担の問題が提起されるに止まる³⁶⁾。

つまり、県・市当局は後背の住宅地に対する影響を考えず、とにかく大規模な埋立てを行い大製鉄所を建設することに執心、議会もそうした執行部の姿勢に基本的には追随していたわけである。

さて、県・市が心血を注いできた製鉄所の誘致だが、結局八幡製鉄も不成功に終る。60年12月、同社は予定地の地盤が悪い³⁷⁾ことを理由に、進出断念の意向を明らかにするのである。これに対し平田市長はまだ諦めない。

四日市市議会の北部開発委員会は、22日午後4時50分から本会議に引き続いて開き八幡製鉄誘致のための善後策を改めて協議した。この委員会で平田市長は「あくまで八幡を誘致するには地盤の弱いこれまでの海面埋め立て計画を断念して、市が同製鉄の住宅団地敷地に予定していた同市洞津（羽津カ）奥地の丘陵地約600万平方メートルに建設するような方法をとるよりほかない」と述べ、委員会もこれを了承した。³⁸⁾

内陸部にこのような大製鉄所を造成すれば、一層深刻な公害問題を招く恐れがある。こうした環境上重大な計画の変更を、せいぜい数日の検討で行ってしまっている。ここにも、当時の工場立地行政の特質が如実に表れていると言えよう³⁹⁾。

3 既成市街地の環境改善、放棄

四日市市当局の住環境を顧みない姿勢は、工場立地行政に限られない。すなわちこの時期には、保健・衛生、安全、アメニティ等、さまざまな面で、低地部の既成市街地の環境を改善することに、同市は極めて消極的であった。これについて以下、詳しく見ていく。

(1) 市営住宅の改善、放棄

臨海部で埋立てが始まり、住環境が脅威にさらされつつあった午起（午起町、高浜町）の市営住宅は、内部的には竣工間もない頃から、すでに相当劣悪な状況を呈していた⁴⁰⁾。以下は56

年8月、高浜町2区自治会から市に提出された陳情書である。

私共の高浜町2区は市営住宅ばかりで、台所汚水の排水路がほとんど破壊致して全く衛生上憂慮にたえないものであります。当局に対して再三、再四お願い致しておりますが、今尚未着工にて一日もゆるがせに出来ず、あえて良識ある御審議の上何卒早急なる修理方を町民連署にてお願い申上の次第であります。⁴¹⁾

しかしこの陳情でも、なお市は動かなかった。58年10月、再度改修陳情が出されるが、「下水側溝は頗る簡単なもので木製のものは既に跡形もなくなってしまい、現在残っておるもののはコンクリート造りのもののみであり」「下水停滞し不潔を極めております」⁴²⁾と訴えている。本陳情書によれば、高浜2区は大部分が49年度に建設、53年の台風13号で「下水側溝の側壁はほとんどが倒壊」、町内で応急措置を取ったものの「市の塵埃車及び糞尿運搬車等のため破壊されて」しまったという。

市営住宅の改善が怠られていたのは、午起だけに限ったことではない。以下に57年9月7日付『伊勢新聞』の記事を引用する。

市営の住宅、アパートは……計878戸。……既存公営住宅の中にはすでに耐用限度に達しているものも多く……戦後急造された上新町の68戸（6畳1間）はトタン屋根、板囲いのおそまつなバラック建である上、長い間風雨にさらされて羽目板はくさり、屋根は吹き飛んでいるありさま。…

さらに市は、改善を怠るのみならず、市営住宅を居住者に払い下げてしまい、改善の責任を完全に放棄するという施策も進めていた。前述の、海燃脇に作られた平和町56戸は午起同様、13号台風で被害を受ける。54年3月15日の市議会には、この市営住宅の建物を被災したままの状態で住民に払い下げる議案が上程される。これに対し水野栄三郎市議は、次のように反対意見を述べる。

市営住宅を払い下げるこによって、あの13号台風の被害を受けた不良住宅とみなすべく住宅がよりよく改良せられるかどうか。この住民にそれをよりよくするだけの負担能力があるかどうか。という問題、もう一つ市はこういうような不良住宅をそのままの姿で払い下げるこによって市は一応厄介逃れをする、面倒な問題から逃れるというような考え方のもとにこれを払い下げるのではないか…⁴³⁾

そして、市が修理をし、市営住宅のまま賃貸するよう主張する。以下は建設部長・鬼頭鉄郎の回答である。

あの災害を受けた当時、住宅の居住の方に来ていただきまして、それを復活して改善してお売り致そうか、あるいは現在の風水害にあったままお売り致しましょうか、いろいろ相談致しました。その結果、あそこに入つておられます住民全体の意志と致しましても、このように市が修繕費をかけていただきましてこれの払い下げを受けることは非常に苦痛でありますので、私の方である程度修繕を致しますから、是非その災害を受けたままで譲つていただきたいという住民の方の意志発表もございました。^{…44)}

いわば住民の持ち家指向に便乗して、住宅改善の責務を放棄しているわけである。しかもこ
こは海燃跡に隣接した、将来同地で石油化学産業が操業を始めれば、深刻な環境に陥ることは
目に見えている場所であった。ところが、一方で海燃の再開に向け運動を進めつつ、他方でこ
こを住民に払い下げてしまう。二重の意味で無責任な措置であったと言わざるを得まい。

この議案は、結局反対意見を述べたのは水野一人のみで、可決。平和町の市営住宅払下げは
実行されることになるのである⁴⁵⁾。

同年9月24日の市議会では、建設部長はよりあからさまに、市営住宅払下げの意図を述べて
いる。

市営住宅に対してとります処置でございますが……すみやかに低廉な価格で払下げを致し
たいと思います。そうすることによって修理費の支出ができるだけ少なくし、御本人の自
由意思によりまして、完全な修理をしていただいたらどうかと考えております。⁴⁶⁾

これに対しやはり水野市議が「市としてこれをなおして家賃をとって貸しておいてやるとい
うことの方が、私は社会政策の上からいって当然ではないかと思う。……やっかいものは払い
下げればそれで片がつくという考え方だけは、いま一度考え直していただきたい。」と諫める
が、同調する市議はいない。市の姿勢は変わらず、同年12月22日の市議会には、「経過年数29
年に達し、老朽はなはだしく、居住者の負担において修理を続けようやく維持しておる」⁴⁷⁾
南町、浜本町の市営住宅10戸の払下げ案が上程、異議なく可決となるのである。

(2) 住工密接の放置

① 大協爆発事故に際して

54年10月、戦前來四日市旧港地先で操業を続けてきた大協石油⁴⁸⁾が、大爆発・大火災事故
を引き起す。

15日午前11時半ごろ四日市市大協町1丁目、大協石油四日市製油所（所長石崎重郎氏）の
第3タンク（C重油7千トン入り）の上部が突然大音響とともに吹飛びタンクはたちまち
高さ百メートル余の猛炎を吹きあげて一面火の海と化し午後12時5分タンクヤード付近に
置いてあったアスファルトドラム罐約1千本に次々と引火爆発……現場は千メートル余の
黒煙をあげて地獄図のような様相を呈した…⁴⁹⁾

同製油所は、「工場敷地に隣接し約500戸の民家が県道をへだてて密集しており」⁵⁰⁾、付
近住民が「ぞくぞく家財道具を運んで、街を逃げまどう様は空襲以来の大混乱であった」⁵¹⁾
という。

火災は一夜越して翌日16日の夜11時50分頃、工場敷地3万6千坪の3分の1をなめ尽くしよ
うやく鎮火となった。幸い住宅地への類焼は免れたものの、当然のごとく17日付『伊勢新聞』
が報じているように、「都市設計の面からも再考を要するという意見が強い」。ところが同じ
紙上で吉田千九郎市長は、「このような大火に現在の消防設備がいかに貧弱であるかがはつき
りした。……この教訓を生かし消防陣の強化をはかる」と、専ら消防体制についてのみ言及、

都市構造上の問題には一切触れていない。事実、その後市は、同地の土地利用を防災の観点から再編することに主動的に取り組むことをせず、単なる付近住民・大協間の交渉の、仲介約に甘んじてしまっている。

市役所市長室で行われた交渉で、住民側は大協に安全確保のため11項目の「要求をたたきつけ、再三不穏な空気をはらみながら抗議が繰り返された」⁵²⁾。そしてこの11項目の中には、「工場地帯と民家の間に適正な安全地帯を設けよ」⁵³⁾という、抜本的対策も含まれていた。ところが吉田市長の「あっせんにより」⁵⁴⁾交渉が進められ、同市長が「間に入り」⁵⁵⁾、結果として11月7日の3回目の交渉において、「工場と一般道路の間には完全な防火壁をつくる」などの措置で妥結、先の抜本策は見送られてしまうのである。

11月の『弘報四日市』には、「大協の大火 2度とおこすなこわい火事 一にも二にも火の元注意」と題する次のような記事が掲載される。

市議会では去る26日全員協議会をひらき、消防経過の概要報告や前后措置を協議しました。今その日に出動した消防団を参考に掲げただけでもいかに大火事であったかに驚かされます。

17万市民の皆さん!!

これからはだんだん火を使うことが多くなります。火事はいつ、どこに、どんなにして起るか分かりません。

お互いに火の元に十分気をつけましょう。…⁵⁶⁾

大製油所の爆発事故を市民一般の火の不始末の問題にすり替え、抜本策の必要性を糊塗しているとは言えないだろうか。

②塩浜内陸コンビナート形成に際して

戦前の四日市では、そもそも住工密接の弊害が十分認識されておらず、そのことが住工密接の萌芽状態を生む一つの原因になった⁵⁷⁾。大協の爆発事故は、こうした未熟な都市計画思想が改められる大きなきっかけになるわけだが、そのことが実践に結びつかないのは同事故以後も同じであった。

58年10月着工の合成ゴムを皮切りに、塩浜内陸部には60年になると松下電工、高分子化学、味の素、江戸川化工と次々に石油化学関連工場が、既存住宅地を介在させながら敷地の造成に取りかかる。これに対し61年1月16日、市議会南部開発分科委員会で伊藤太郎市議が「工場地帯・住宅地帯の区分はするのか」と質問。以下は平田市長の答弁である。

住宅地は1坪売っても丘陵地帯で求められることになるので、そのようにしむけていただくなら自然そういうふうになると思うが⁵⁸⁾

つまり、工業開発の進展に伴い塩浜の地価は上昇しており、現在所を売れば、近く市が丘陵部に開発予定の住宅団地に十分住まいを確保できる。したがって住工分離のため特別な措置を講ずることはせず、工場地帯から住宅が自然淘汰されるのを待つと言っている。実際に、少な

くとも60年代初頭までにおいては、市が同地の住工分離に正面から取り組むことはなかったのである⁵⁹⁾。

(3) 遅々とした排水対策

この時期、四日市市民が最も悩まされていた問題の一つに、浸水被害の頻発がある。戦後、地盤沈下が進行、かつ都市化の進展に伴い不透水面が拡大、ところが一方で排水対策を怠ったため、わずかな雨でも市内各所が水浸しとなる“汚水の都”と化していたのである。

早くも48年9月には、「雨降れば汚水の街」と題する次のような記事が『伊勢新聞』紙上に掲載される。

ちょっとした降雨があると小河川や下水道の氾濫が至る處にみられ子供がその汚水の中で遊んでいるそばに“日本脳炎発生、河川で子供は遊ぶな”のポスターが皮肉な顔を見せ……国際貿易都市を誇る同市の土木関係予算のなかに町時代から引き継いだ富洲原地区の下水道費7万2千円を除いて同市の下水道費は一銭一厘もないのが現状……⁶⁰⁾

こうした状況は市の中心、近鉄諏訪駅や諏訪公園一帯においても同じであった（図2）。52年7月には、同地域の住民が西部水害対策協議会を結成、市に対策を求める請願書を提出する。

6月24日のダイナ台風によって四日市西部はほとんど浸水の憂目を見、続いて2度に及ぶ降雨によってその都度当西部地区は浸水の苦杯をなめさせられたのであります。……以前にはかかる水害はほとんどなかったのであります。地盤沈下のためとはいえ、原因の最た

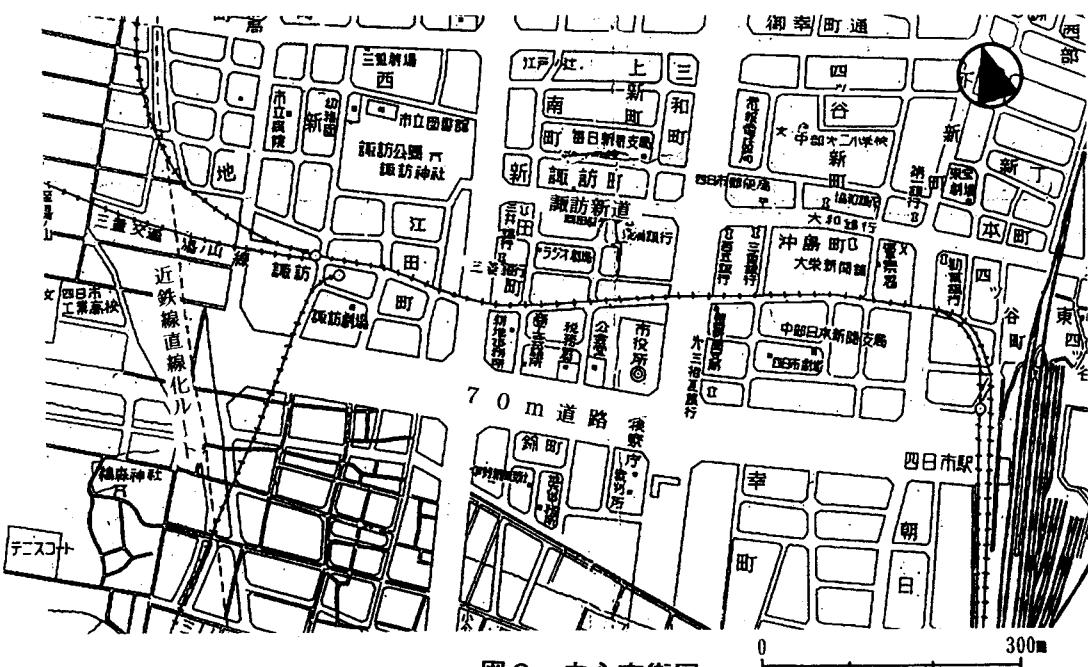


図2 中心市街図

注) 四日市市史 第14巻所収 54年発行『四日市市中心図』を基に作成

るものは……遊水地帯を失った農用水の処理のためには在来の水路の倍化、もしくは倍々化が必要なるにもかかわらずその処理がほとんどなされていないことである。……このことに対してその責任の、市当局と都計当局とのなすりつけ合いを見ることは市民として諒解に苦しむ……⁶¹⁾

8月、今度は「本県下第一の商店街」諏訪新道商店街が、「一度雨が降りました場合……おびただしい浸水で、開店休業の状態となり通行上にも非常な支障を來し、又汚水が混合されて衛生上甚だ遺憾」⁶²⁾と窮状を訴え対策を陳情する。

四日市市民にとってほとんど唯一の憩いの場、諏訪公園も降雨時には惨状を呈した。

見渡す限り泥水の広場、子供たちが箱船を漕いで結構いい遊び場にしているが、これは四日市諏訪公園のあまり自慢にならない雨上りのスナップ。23日の豪雨で市内各所に浸水騒ぎを起し……公園広場は排水悪く深いところでは膝近くまであり、24日になってもこのようない始末。戦後の市内の下水道は不完全なまま整備が進まず、少し降れば泥水の街となってしまう…⁶³⁾

その後市中心部では、県による戦災復興土地区画整理事業が進行、70m（幅員）道路が姿を現し、近鉄線直線化に伴い諏訪駅は廃止、四日市駅が新設される。こうして近鉄・国鉄両四日市駅、及びこれらを結ぶ中央に並木道を有する70m道路という、今日の四日市中心部の基本構造ができ上り、不燃建築物も増加、近代都市としての体裁を整えるようになる。しかし排水の悪さは一向に改善されなかった。以下は58年10月19日付『伊勢新聞』の記事である。

四日市ではいまだに下水道の不備からわずかの雨でもあちこちに時ならぬ湖？を造るあります……市役所付近は近鉄四日市駅から国鉄四日市駅に通じる市内第一のメイン・ストリート、通称70メートル道路が走り近くには商議所、地裁支部、税務署など官公庁、会社の多いビジネス・センターだが雨の降るたびにはけ口を失った水が路上にあふれて……あたり一面ヒザまでかかる有様。また諏訪新道なども同様で50ミリそこそこの雨で床下浸水の店も出る始末。「これでも県下一の都会だろうか」と住民や通行人を嘆かせている。…新たに四日市の交通の結節点となった近鉄四日市駅も、その駅前の状況は惨憺たるものであった。

駅前道路の歩道にはあちらこちらにフタなしマンホールが口を開けており、おまけに道路は車道がやっと舗装されただけで、自家用車を持たぬ庶民どもは雨が降るたびにクツもズボンもドロドロ。…⁶⁴⁾

次にこの中心市街地周辺の、拡大しつつあった住宅地に目を向けてみると、やはり排水対策を求める陳情が各所から出されている。例として、県営・市営住宅が建設されていた曙町からのものを引用する。

大井ノ川北避門が……数年前より腐食……現今では避門も無きに等しい様な状態であります。……ここ数年間は雨季から夏期ともなれば、たとえ天候が良くとも大潮の満潮時4・5日間は海水の氾濫により家財を床上又は天井裏まで揚げ、昼夜2回ずつ押し寄せる海水

は廁を浸し汚物は床下、庭はもちろんのこと炊事場までにも流失されて日常の勤めにも事欠き衛生的にも不潔極まる……前記避門の修理増強を完全にしていただくより他に施策はないと思われます。…⁶⁵⁾

また、大協石油の隣接地区、稲葉町・北納屋町は、工場だけにでなく水害にも脅かされていました。

特に昨年（53年－筆者注）の13号台風には三滝川尻右岸堤防が約350米間において数ヶ所ほど決壊……日常の降雨時におきましても雨水はまたたく間に氾濫……今尚決壊箇所すら修築されておらず……大潮満潮時にはいつの時期にも危険にさらされており、両町民が脅々として…⁶⁶⁾

その後市は護岸工事を施し排水措置を講ずるも、「排水処置も馬力僅少のため降雨量に押され何等効力なく、降雨期には各戸度々に及ぶ床上浸水にて」⁶⁷⁾、稲葉町住民は58年12月、再度排水対策を陳情することを強いられるのである。

以上のいわゆる旧市内部分に対しては、雨水排除を主な目的に下水道の整備が進められていた。しかしこれまでの引用文中にもあるように、その進捗は極めて遅々としたものであった。

本来、県が復興区画整理により道路を整備するのと同時並行的に、下水管を埋設していくべきだった。50年7月20日の市議会で小西清七市議がこのことを指摘するが、吉田千九郎市長は次のように答弁、下水道整備を後回しにする。

都市計画と下水工事というものは併行して、理想的に行うのが本質なんあります。しかしながら四日市が戦災に会いまして、この市民の経済面等を考え合せますとき、ここに多額の金を使いますことは、今や立ちあがらんとする市民にひじょうに大きな負担を相かけます…⁶⁸⁾

その後、市の鬼頭建設部長は51年8月には下水道整備の計画を作り、議会に示すと約束。しかし実行は延び延びとなり、たまりかねてこの間、一貫して下水道整備を要求し続けてきた水野栄三郎市議が52年5月26日の議会で進行状況を質問。これに対し市長は、「下水計画は実際は準備期間中」とし、53年度から「実行の第一歩をめざしていく」⁶⁹⁾と回答する。計画は52年末に一部が完成、議会に示されるが、53年度着工は見送り。54年度も末になってようやく予算が計上、着工の方は55年4月にまで持ち越される。

つまり市街地の切迫した現実に比し、着工にこぎつけるまでさえ相当な期間を要したわけだが、その後も事態の進展ははかばかしくなかった。

計画では三滝川を境に南を第1期、北を第2期と分け、うち第1期計画は総額4億8千万円の5ヵ年事業（54～58年度）とされた。しかし実際に毎年投入された額は、予定通り事業を進めるには余りに少ないものだった。以下は56年3月19日市議会での鬼頭建設部長の答弁である。

これを5ヶ年間に実施するといたしますれば、約年間1億円の費用が必要であるということが言えるわけでございます。しかして昭和29年度から3ヵ年にかかりました費用は2千百万円でございまして、この1億に比べますとはなはだ微少……今まで実施いたしました

下水は……効果的なものは何もないでございます。…⁷⁰⁾

結局最終年度が終った段階でも1割ほどしか完成しておらず、5年計画は9年計画へ延長を余儀なくされるのである。

では、下水道計画の対象にすらなっていなかった新市域の状況はどうであったか。まず南部・塩浜について見てみる。52年10月、同地区より次のような「雨池川改修陳情書」が提出される。

当雨池川は……塩浜地区を流れて日永地区に入り各所の排水を集めて天白川名で大井の川に注入している。従来少し大雨となれば満水となり、地盤沈下の悪条件も加わって水はけは極めて悪く、本川西方地域の田畠約70町歩は冠水数日に及ぶことが常となっている。更に又本川東側……大字馳出地内の海山道住宅は離れ島となり、大井の川町58戸、海山道町177戸、馳出町269戸、松泉町266戸、小浜町290戸等は最も被害の度多く、床下浸水は普通であるが時に床上浸水の難に見舞われることもある。…⁷¹⁾

これに対し県の耕地事務所は55年より同川の改修工事に着手、59年6月には「全工事の約9割を完成……地元の人たちをほっとさせている」⁷²⁾と報じられる。しかしポンプの能力は「農業土木点（的力）観点から割り出したものでございますので、市街地排水的に考えますと能力が不足」⁷³⁾していた。浸水の悩みは解消されることなく、59年9月、同地区住民は陳情書の中で、次のように市当局の怠慢を難じている。

駅西、松泉、小浜、御園第2、塩浜第2、大里町の地区一円にわたり、毎年1回以上は全地区的道路一帯は河川と化し、人家に至っては、松泉町一帯並びに小浜町北部は必ず床下浸水の被害を蒙っている……その都度関係各方面にこの対策をお願いいたしているものの、今だに市当局は何らこれに対する施設を講ぜられず、今日に至っています。…⁷⁴⁾

市の北部、富田・富洲原地区については、四日市市に合併される（41年）前、すでに富洲原町が下水道整備を行っている。しかしその設備は、戦後の地盤沈下、都市化に対処するには不十分なものであったし⁷⁵⁾、ましてや富田地区の方は、市中心部や塩浜に劣らず、激しい浸水被害を受けていた。以下は51年7月、同地区より提出された陳情書である。

当富田地区においては……夏期に入ると少なくとも毎年3・4回は、ほとんど全戸床下浸水……このようなことは、終戦後特に著しくなったものであって、これが原因としては、（1）昭和19年12月7日以来、数回にわたる東海地方大地震により、全面的に地盤が沈下したこと、

（2）急激な人口増加に伴い、荒地、水田などを埋立てて住宅の新築が行われ、水の遊び場が少なくなったこと、

（3）用悪水路並びに各町内に埋設の下水管路（溝渠）が著しく荒廃して流水の疎通を妨げること、……

用悪水路の浚渫、下水管路の清掃修築……陳情いたします。⁷⁶⁾

市は対策として54年8月ポンプ場を新設、これにより富田・富洲原の「各町村2千戸」は

「全く水の恐怖から解放されることになる」⁷⁷⁾はずだった。ところが56年10月、富田地区から次のような陳情書が提出される。

排水機が設置され、もう大丈夫だとの市当局の言を信じて参ったのであります。ところが本年12号台風の際、高地区西町、中町、代官町、古川町の一部は浸水……15号台風の際にも前記以上の水禍に見舞われ汚水は流出し目もあてられない状態でありました。……排水機ができても排水溝の清掃が完全でないと排水溝が狭小なため…⁷⁸⁾

つまり行政当局の改善措置は、やはり中途半端なものだったのである。58年5月には海沿いの浜地区も加わり、「各道路とも排水極めて悪く、雨季ともなれば路面は泥濘と化し」⁷⁹⁾と窮状を訴え、側溝の整備を陳情している。

以上見てきたように、戦後40年代・50年代を通じ、四日市市が浸水被害の解消に向け本格的に取り組むことは、中心市街地も含め市内いずれの地区においても無かったわけである。

(4) おざなりな公園整備

県施行の戦災復興都市計画では、当初、公園整備に対し相当積極的な姿勢が示されていた。市中央部に大小17の公園を計画、各々テニスコートやプールまでが整備されることになっていた。しかしこの構想は、その後ほとんど実現を見ない。そして地元自治体たる四日市市当局自身は、公園整備に極めて消極的であった。

50年3月26日の市議会で吉田千九郎市長は、公園の整備は「もう少しすべての点に余裕ができるから考えてもよい。小都市におきましては一步郊外に出れば大きな自然の公園があります」⁸⁰⁾と発言、現時点での公園新設は時期尚早との見解を示す。

その後、四日市が「小都市」とは言えない状況になってからも、新たに公園を整備することへの消極的姿勢に変りはなかった。この結果、56年2月には、「煤煙にかすむ民生」と題する次のような記事が『伊勢新聞』に掲載される。

公園と名のつくものは諏訪と鶴ノ森の二つだが、その名も春国園、港楽園などという歓楽街やパイ一屋でとりまかれた諏訪神社の境内が「公園でござる」とは無理にもいえない。鶴ノ森にしたところが、自然公園という名のコートの他これという施設もない。これも神社を中心の一画。結局四日市には公園もないということになりそう。⁸¹⁾

58年度より四日市市は、10ヶ年計画の都市計画事業に着手する。総予算は11億9,200万円だが、このうち道路・橋梁関係が10億2,480万、全体の86%を占めており、公園整備費はわずか7,360万しか計上されていない。しかも計画されている2公園のうち一つは、三滝川を海蔵川に切り換えてできる廃川跡に整備するもので、戦前來県が取り組み、実現の目処が一向に立たない事業であった。

こうした市当局の姿勢に対しては、市議会においても批判の声が上がる。例えば58年3月19日には北村与一市議が「大四日市18万の都市にいこいの場所がない」⁸²⁾と指摘し、「一大公園」の建設を要求する。しかし59年5月、市長に就任した平田佐矩は、公園の不足を認めつつ

も依然その設置には慎重な姿勢を示す。以下は同年6月、平田が議会で行った所信表明の一部である。

当市には市民の行楽或は憩いの場所とも称すべき施設がほとんど欠除（如カ）致しておりますので、是非こうした場所をつくりたいのであります、何分相当な経費を要するものと思料せられますので、一般事業の緊急度、財政事情等を慎重に検討した後、態度を決定致す所存であります。…⁸³⁾

公園の新設に消極的なだけでなく、その維持管理についても、極めて不十分な対応しか行われていなかった。当時、四日市の「唯一のオアシス」とされていた諏訪公園は、54年8月、工費50万円で植樹が実施、「塵の公園から緑の公園として面目を一新した」⁸⁴⁾と報じられる。ところが早くも59年には、「東西南北に抜ける通路でしかないほどに荒れ果てている」⁸⁵⁾と形容されている。惨状を呈していたのは、降雨時だけではなかつたわけである。

戦災復興区画整理で整備された70m道路には、52年より中央部分に600本の植樹が開始、四日市にとってのシンボル的道路とすることが目指された。しかしここでさえも、維持管理は極めて不徹底だった。57年7月18日付『伊勢新聞』に掲載された市民からの投書を紹介する。

四日市のメイン・ストリート、70メートル道路のグリーン・ベルト地帯は同市の美観を代表する中央道路であり、小公園であるにもかかわらず、最近は全く荒れ放題でよくもここまで放置してあるものと感心させられる。…

「雑草が茂り、中には大人の腰までも伸びている」⁸⁶⁾のような状況だったのである。

都市化・工業化が進む中、公園・緑地の必要性は高まっていたにも関わらず、行政当局はその整備を一貫して怠り続けていたと言うことができるだろう。

(5)丘陵地開発に邁進

市は50年代後半より、開発可能地として丘陵部・山間部に着目するようになる。早くは57年3月20日の市議会で吉田勝太郎市長は、住宅地は「なるべく海岸を避けまして後方地帯の田園をつぶさない方面において考えるべきじゃないか」と発言、園浦企画課長も「丘陵地帯に住宅地をもって行くという考え方で進めております」⁸⁷⁾と述べている。その後、平田市長の代になると構想は急速に具体化、59年8月には市議会で「北部山間地帯に森林公園を建設し、住宅地帯にも公共施設をふやす」「南部丘陵地帯は……住宅を含めて開発を促進する」⁸⁸⁾という市長構想が示される。これを受け60年7月、全市議を委員とする総合開発特別委員会が組織され、この中に北部開発分科委員会及び南部開発分科委員会が設置。そして同年9月には市長は、「北部地区は下野、大矢知、羽津、三重の4地区の民有地594万平方メートルを買収し、大住宅団地を建設……南部地区は四郷、内部、日永の3地区165（万カ）平方メートルにも住宅地を建設する」⁸⁹⁾という住宅団地開発構想を明らかにする。

また、丘陵部は公園適地としても注目された。例えば60年3月15日の市議会で、平田市長は八幡製鉄誘致と絡めて次のような考えを表明する。

八幡が製鉄をいたしますると、どうしても大きなダムを作らなければならない。その周辺に森林公园といいますか、市民公園のようなものを設定いたしたい……こういうようなものを取り入れまして、市民の憩いの場所としていいところができたということに導いていきたい…⁹⁰⁾

このように四日市市は、丘陵部・山間部の開発に市当局・議会一丸となって取り組み始めるわけだが、肝腎の低地部の既存市街地についてはこれまで見てきたように、劣悪な環境のままに放置していたのである⁹¹⁾。

4 まとめ

以上、四日市における戦後、コンビナートの立地・操業が全面化する直前までの都市開発行政、都市整備行政の実態を詳細に追ってきた。

前者については県・市当局は、北部・午起において既存住宅地の目と鼻の先で工業開発に向かた埋立てを実施、一方南部・塩浜の内陸部では、既存住宅地の隣接地へ国策会社・日本合成ゴムを立地誘導するということを行った。そして、こうした住環境への配慮の欠如は、海燃再開運動、あるいは大製鉄所誘致運動の中にもさまざまと見出すことができた。

都市整備行政については、低地部では市営住宅が老朽化甚だしく、住工密接地区が存在し、排水状態は劣悪を極め、公園・緑地が著しく不足していたにも関わらず、これら諸問題の改善に積極的に取り組むことを怠り、良好な住環境の実現は専ら丘陵部において追求されたのであった。

こういった性格を有する都市行政の背景には、周辺市町村も含めて戦前からの、強力な工業化指向があった。また、結果的にコンビナート全面化直前期において、住工密接地区は戦前に比しさらに拡大し、したがって危険市街地も相当程度拡大していたし、拡大しつつあった。排水不良地区も、一向に改善されることなく各所に残存していた。これら都市行政の背景、あるいは結果として生じた都市環境上の特質については、稿を改めて詳しく論じることにしたい。

最後に本稿を執筆するに際しては、四日市市役所市史編纂室・議会事務局、三重県立図書館及び澤井余志郎氏より多大な協力を受けた。ここに感謝の意を表する。

注

引用文は当用漢字、現代仮名遣いに改め、必要に応じ句読点を加えた。

- 1) 以降、西暦表示、下2ヶタのみ示すこととする。
- 2) 坪原：神戸の近代都市形成史（博士論文），pp4～7，95.1。本論文では「都市形成活動」を「都市環境の質に直接・間接に具体的影響を及ぼす行為・及ぼそうとする行為」と定義している。
- 3) 坪原：四日市の工業化初期における都市形成の実態に関する考察－工場操業に関する問題を中心に、四日市市史研究，第11号，98.3 及び 坪原：四日市の戦前都市形成の実態に関する考察－都市計画的側面に焦点を当てて、三重短期大学生活科学研究会紀要，第46号，98.3
- 4) 坪原：四日市の戦前都市形成の実態に関する考察－都市計画的側面に焦点を当てて
- 5) 三重県庁所蔵都市計画三重地方委員会議事録（第13回，36年1月18日）。樹木事務官の説明。
- 6) 『伊勢新聞』52年7月6日付
- 7) 『伊勢新聞』54年1月1日付
- 8) 四日市市役所所蔵市議会議事録
- 9) 『伊勢新聞』53年5月22日付
- 10) 『伊勢新聞』54年5月28日付
- 11) 例えば55年9月8日付『伊勢新聞』には、7日、田中知事が市長・市議会議長等と懇談、午起の埋立てについて「回答を行った」と報じられている。
- 12) 『伊勢新聞』には80万や88万といった数字も出てくる。
- 13) 澤井余志郎編：くさい魚とぜんそくの証文，はる書房，84.4
- 14) 四日市市編：四日市市史 第14巻 史料編 現代I，pp609～614（「446 誘致条件に関する回答書」），96.8
- 15) 『伊勢新聞』58年1月18日付
- 16) 『伊勢新聞』58年1月11日付
- 17) 4)と同じ
- 18) 14)，pp103（「62 米国戦略爆撃調査団石油化学部報告」）など
- 19) 『伊勢新聞』49年3月18日付
- 20) 『伊勢新聞』52年11月21日付
- 21) 『伊勢新聞』55年5月3日付
- 22) 8)と同じ
- 23) 平野孝：高度成長と自民党「成長」政治の形成、現代の政治学第2巻 現代政治の体制と運動，pp347～388，青木書店，94 は、進出企業の選択に対する、中経連、県、市の関わり方を論じている。
- 24) 『伊勢新聞』58年7月19日付
- 25) 『伊勢新聞』59年1月3日付
- 26) 例えば平田助役は、「知事は四日市より城南（桑名臨海部－筆者注）にもって来て付属工場を南へ延ばそうと考えていられる様」「知事との関係であるが、桑名に相当力を入れている」と発言している（14），pp643（「47

- 2 製鉄所誘致に関する助役説明」)) 。
- 27) 『伊勢新聞』58年12月12日付
- 28) 『伊勢新聞』59年1月8日付
- 29) 『伊勢新聞』59年5月24日付
- 30) 8)と同じ
- 31) 『伊勢新聞』59年6月21日付
- 32) 14), pp648 (「475 東海製鉄敷地決定の経緯」)
- 33) 『伊勢新聞』59年6月13日付
- 34) 『伊勢新聞』59年12月18日付
- 35) 『伊勢新聞』59年12月30日付
- 36) 60年4月8日の県議会に、漁業補償の県負担分についての議案が提出。相当な論議を呼んだものの、翌9日には全員賛成で可決となる。
- 37) 大重量の鉄鋼プラントを支えるだけの「地耐力」が不足しているとした。
- 38) 『伊勢新聞』60年12月23日付
- 39) 58年1月5日付『伊勢新聞』によれば、県は工場誘致を進めるため、その適地の調査を行っており、「四日市地区」については7箇所の適地を挙げている。このうち「④東洋紡跡2万坪の工場跡」とは三滝川、関西本線によって区切られた同工場跡3箇所のうち、三滝川北岸に位置するものと推定される(現三滝公園。他の2箇所はこの時点で、北条グラウンド及び大協の油槽所に転用)。しかしここは午起の市営住宅の背後に位置し、かつ西には既存市街地が隣接している。こうした場所を「工場適地」としてしまうところにも、住環境への配慮の欠如が表れている。なお八幡も含め大製鉄所の誘致は、今日に至るまで実現を見ていらない。
- 40) 外部的にも、実は市営住宅建設中の段階から、三滝川の対岸に位置する大協石油等により有毒ガスの被害を受けていた。
- 41) 四日市市役所所蔵『昭和31年 請願陳情書綴』
- 42) 四日市市役所所蔵『昭和33年 請願陳情書綴』
- 43) 8)と同じ
- 44) 8)と同じ
- 45) 水野市議は54年3月15日の市議会で、平和町の払下げに本文中のような理由で反対する他、海燃が再開した場合、同町が立退かざるを得ない状況が必ず起るとし、その際、借地権の存在は紛糾の元になると発言している。彼が立退きの根拠に挙げたのは、工場敷地内となって操業の支障になるということであり、公害については言及していないが、平和町は彼の予言通り66~68年にかけ集団移転となり、かつ移転費をめぐって紛糾、住民24戸から行政訴訟が提起される。
- 46) 8)と同じ
- 47) 8)と同じ
- 48) 43年7月操業開始。戦後、連合軍の操業停止命令のため医薬品、グリース、松根油に生産切換え。49年、禁止解除を受け石油精製、再開。

- 49) 『伊勢新聞』54年10月16日付
- 50) 『伊勢新聞』54年10月17日付
- 51) 49)と同じ
- 52) 『伊勢新聞』54年12月14日付
- 53) 『伊勢新聞』54年10月21日付
- 54) 53)と同じ
- 55) 52)と同じ
- 56) 14), pp930~931 (「669 大協石油火災についての「弘報四日市」」)
- 57) 4)と同じ
- 58) 四日市市役所所蔵『昭和35年8月起 南部開発分科委員会書類』
- 59) その後、前述の平和町の他、67年12月には雨池町44戸の集団移転が実施される。
- 60) 『伊勢新聞』48年9月1日付
- 61) 四日市市役所所蔵『昭和26年5月 庶務書類』。「都計当局」とは県の復興事務所のこと。市議会での水野市議などの発言によれば、県による道路整備が農業用水路を寸断、水害の一因になっていたようである。
- 62) 四日市市役所所蔵『昭和28年起 陳情書 乙』
- 63) 『伊勢新聞』53年5月25日付
- 64) 『伊勢新聞』57年2月3日付
- 65) 四日市市役所所蔵『昭和28年起 陳情書綴』
- 66) 65)と同じ
- 67) 四日市市役所所蔵『昭和33年 請願陳情書綴』
- 68) 四日市市役所所蔵『昭和25年 四日市市議会議事速記録』
- 69) 8)と同じ
- 70) 8)と同じ
- 71) 四日市市役所所蔵『昭和24年起 請願陳情書類』
- 72) 『伊勢新聞』59年6月12日付
- 73) 8)と同じ。60年9月21日の市議会にて城井県設部長の説明。
- 74) 四日市市役所所蔵『昭和33年 請願陳情書綴』
- 75) 50年9月6日の建設委員会では、東富田町より提出された排水機械の設置を求める陳情書が審議されるが、ここで早川委員は「富洲原地区も同じ事情にある」と発言している。
- 76) 四日市市役所所蔵『昭和24年起 請願陳情書類』
- 77) 『伊勢新聞』54年8月8日付
- 78) 四日市市役所所蔵『昭和31年 請願陳情書綴』
- 79) 四日市市役所所蔵『昭和33年 請願陳情書綴』
- 80) 四日市市役所所蔵『昭和25年 四日市市議会議事速記録(その1)』
- 81) 『伊勢新聞』56年2月19日付

- 82) 8)と同じ
- 83) 14), pp435 (「361 平田新市長の市政方針」)
- 84) 『伊勢新聞』54年8月18日付
- 85) 『伊勢新聞』59年3月9日付
- 86) 『伊勢新聞』57年9月6日付
- 87) 8)と同じ
- 88) 『伊勢新聞』59年8月8日付
- 89) 『伊勢新聞』60年9月3日付
- 90) 8)と同じ
- 91) 60年代に入ると、中心市街地の再開発も追求されるようになる。以下は60年9月14日付『伊勢新聞』の記事である。

四日市市と四日市商議所は、市の急激な工業発展に応じて中心商店街の再開発を進めるため、東大の高山、丹下両建築学教室に、その構想立案を依頼していたが、このほどまとまった……近鉄四日市駅と国鉄四日市駅を結んだ線を中心に33万平方メートル（10万坪）の都心部はこのようでなければならないという構想図。……両駅を立体交差道路で結び、市役所北側にバスセンター、70メートル道路を公園道路に、道路両側をオフィス街と官庁街にしようというもの。

引き続き市は実施計画の立案を高山研、及び丹下健三に依頼したという（『伊勢新聞』60年11月12日付）。ただしこの再開発は、あくまでも工業的発展に伴い高まる商業ポテンシャルを最大限活かす、そのための都心づくりが目的であって、本文中で述べたような貧困な環境の改善を、直接意図したものではない。

近世中後期の南勢地域における戸口変化

—近世三重県域における人口動態分析（3）—

茂木陽一

はじめに

三重県南勢地域の郷土史誌類で宗門改制度や五人組制度について触れていないものは殆ど存在しない。ところが、宗門改帳を利用した長期データとしての戸口の分析を行っているものもこれまた殆ど存在しない。

これには幾つかの理由が考えられる。まず第一には、市町村史類の編別構成がパターン化しているために、近世期の人口動態や人口構造が叙述されるスペースが存在しないことが挙げられる。人口動態については、むしろ昭和40年代以降の現状に関する分析としてセンサスを使って行われるのが通例である。

第二には、人口史料についての史料批判や蓄積が不十分だったために、それらの利用方法について未だ十分には編纂担当者に理解されていないということが挙げられる。

第三には、そもそも戸口の叙述が従来の地方史誌類では十分な意義付けを見なかつたために当初の編纂計画段階で位置づけられていないということを挙げることができる。この点については、第一、第二の理由の帰結としても考えられる。

本稿は、筆者が編纂に携わった「勢和村史」通史編での分析に際して行った近世南勢地域の戸口分析、人口動態分析の試みを中心にして表記のテーマに迫る意図を持っている。

1 南勢地域に残存する戸口史料の性格

勢和村域における戸口史料の残存状況は、表1に掲げたとおりである。寛文4年（1664）から明治8年（1875）迄の期間で、飯高郡に所属する上出江・下出江・丹生村と多気郡に所属する片野・土屋・色太・車川・波多瀬・朝柄・古江の合計十ヶ村から47点が発掘されている。各年の戸口の判明する史料を掲げているが、同一史料であって複数年の戸口が記載されているものが存在する。例えば、史料番号(4)岡山2636の「明治九年一月写之大指出帳写 第七区朝柄村外に二ヶ村」は、明治9年の記載を持つが、内容は朝柄村・片野村・車川村の安永2年（1773）、寛政5年（1793）、寛政12年（1800）の大指出帳の抜粋である。このように一つの史料であっても複数の年次の戸口が記録されているものがある。一方、同一年次に属する史料もあるため、実際にデータの得られるのは32年分にとどまっている。

また表1に掲げたのは、主として村全体の戸口が判明する史料であって、個々の人別の移動にかかる人別送り状など送入籍関係の一紙文書は含んでいない。

村史事務局が史料発掘につとめた結果、当初予想されたよりは豊富な戸口史料を得ることが

表1 「勢和村域の戸口史料一覧」

年号	西暦	史料番号	史料名
寛文 4	1664	(1) 野呂 1	寛文四辰年正月 松坂領出江組大指出帳
正徳 3	1713	(2) 野呂 2	正徳三巳年正月 田丸領波多瀬組大指出帳 大庄屋波多瀬重左衛門
宝暦 4	1754	(3) 小林 1	宝暦四年 寛政五丑年四月改 出江組大指出帳 下出江組大庄屋野呂勝之助
安永 2	1773	(4) 岡山 2636	明治九年一月写之大指出帳写 第七区朝柄村外ニニヶ村 (岡山 2636)
安永 2	1773	(5) 上出江 48	安永二年巳四月 大指出帳 上出江村控
寛政 5	1793	岡山 2636	明治九年一月写之大指出帳写 第七区朝柄村外ニニヶ村 (岡山 2636)
寛政 5	1793	小林 1	宝暦四年 寛政五丑年四月改 出江組大指出帳 下出江組大庄屋野呂勝之助
寛政 5	1793	上出江 48	安永二年巳四月 大指出帳 上出江村控
寛政 12	1800	(6) 岡山 2634	寛政十二年申二月 大指出シ帳 朝柄村
寛政 12	1800	岡山 2636	明治九年一月写之大指出帳写 第七区朝柄村外ニニヶ村 (岡山 2636)
寛政 12	1800	上出江 48	安永二年巳四月 大指出帳 上出江村控
文化 5	1808	小林 1	宝暦四年 寛政五丑年四月改 出江組大指出帳 下出江組大庄屋野呂勝之助
文化 13	1816	(7) 野呂 236	文化十三年子正月 切支丹宗門御改帳 ひかへ 下出江村
天保 5	1834	(8) 岡山 1869	天保五年午正月年々人数増減目録帳 朝柄村
天保 5	1834	(9) 野呂 236	天保五年二月 切支丹宗門御改帳扣 上出江村
天保 6	1835	(10) 7	未人数増減目録帳 上出江村
天保 7	1836	(11) 7	天保八年酉二月 申人数増減目録帳 上出江村扣
天保 8	1837	7	天保八年酉二月 申人数増減目録帳 上出江村扣
天保 8	1837	(12) 岡山 1815	天保九年戌正月 人数増減目録
天保 9	1838	岡山 1815	天保九年戌正月 人数増減目録
天保 9	1838	(13) 野呂 236	天保九年 切支丹御改家並帳 上出江村
天保 9	1838	(14) 7	天保九年戌二月 西人数増減目録帳 上出江村
天保 10	1839	(15) 7	天保十年亥二月 戊人数増減目録帳 上出江村扣
天保 10	1839	(16) 岡山 1869	天保十一年正月 子年人数増減目録 朝柄村
天保 11	1840	岡山 1869	天保十一年正月 子年人数増減目録 朝柄村
天保 11	1840	(17) 野呂 236	天保十一年子二月 切支丹宗門御改帳 松坂領上出江村
天保 11	1840	(18) 7	天保十一年子二月 亥人数増減目録帳 上出江村
天保 12	1841	(19) 岡山 1869	天保十二年正月 子年人数増減目録 朝柄村
天保 12	1841	(20) 7	天保十二年丑二月 子人数増減目録帳 上出江村扣
天保 13	1842	(21) 7	天保十三寅二月 丑人数増減目録帳 上出江村
天保 14	1843	(22) 7	天保十四年卯二月 寅人数増減目録帳 上出江村扣
天保 14	1843	(23) 野呂 236	天保十四年 切支丹御改家並帳 上出江村扣

年号	西暦	史料番号	史料名
天保 15	1844	(24) 7	天保十五辰二月 卯人数増減目録帳 上出江村
弘化 2	1845	(25) 野呂 236	弘化二年 切支丹御改家並帳 上出江村扣
弘化 2	1845	(26) 7	弘化二年巳二月 辰人数増減目録帳 上出江村
弘化 3	1846	(27) 7	弘化三年午二月 巳人数増減目録帳 上出江村扣
弘化 3	1846	(28) 岡山 1792	弘化三年午正月 切支丹御改帳 朝柄村
弘化 4	1847	(29) 野呂 236	弘化四年 切支丹御改家並帳 上出江村扣
弘化 4	1847	(30) 7	弘化四年未二月 午人数増減目録帳 上出江村
弘化 5	1848	(31) 7	弘化五年申二月 未人数増減目録帳
嘉永 1	1848	(32) 岡山 1872	嘉永元年申六月 同三日組元へ出ス扣 朝柄村本新田畠並家数人数牛調帳
嘉永 2	1849	(33) 7	嘉永二年酉二月 申人数増減目録帳 上出江村
嘉永 3	1850	(34) 7	嘉永三年戌二月 酉人数増減目録帳 上出江村扣
嘉永 4	1851	(35) 7	嘉永四年亥二月 戌人数増減目録帳 上出江村
安政 3	1856	(36) 野呂 14	安政三辰五月日錢被仰出ニ付村方家別仕訳帳 下出江村
安政 4	1857	(37) 岡山 1455	安政四年巳正月 御用留
安政 5	1858	(38) 岡山 596	安政五年午正月 切支丹御改帳
文久 1	1861	(39) 山本 33	文久元年酉九月 村高年々人数等覚帳 山本七郎平
慶応 1	1865	山本 33	文久元年酉九月 村高年々人数等覚帳 山本七郎平
明治 2	1869	(40) 岡山 1636	明治二年巳四月大指出し帳 朝柄村扣写し
明治 3	1870	(41) 中村 2	明治三年午正月 切支丹御改帳 色太村控
明治 3	1870	(42) 山本 77	明治三年庚午閏十月 本新高民家人員書上帳扣 田丸支配多氣郡四疋田組
明治 3	1870	(43) 岡山 2501	明治四未二月 人数増減目録 朝柄村
明治 3	1870	岡山 2501	明治四未二月 人数増減目録 朝柄村
明治 4	1871	岡山 2501	明治四未二月 人数増減目録 朝柄村
明治 4	1871	岡山 2501	明治四未二月 人数増減目録 朝柄村
明治 5	1872	(44) 岡山 1796	明治五年壬申四月改 戸籍人員御調筋諸覚帳 朝柄村副戸長柘植貞次郎
明治 7	1874	(45) 中村 6	明治七年七月 (書附)
明治 8	1875	(46) 岡山 1676	明治八年三月調 屋敷番組帳 第七区朝柄村
明治 8	1875	(47) 岡山	明治八年十月改 三重県第七区戸籍ノ参 伊勢国多氣郡朝柄村

できたが、それでもその残存状況はきわめて貧困である。宗門改帳を例に取ってみると、紀州藩では6年に一度作成することになっているから、18世紀以降10ヶ村で作成された宗門帳は合計で300冊近くになるはずである。ところが、表に見るように現在確認されているのは上出江村と朝柄村の6冊にすぎない。

このような戸口史料の少なさが「はじめに」で述べた現状を規定する大きな理由の一つであるが、それは何故なのであろうか。

戸口関係史料が容易に廃棄されてしまう性格のものであったということである。検地帳や年貢関係諸帳面は多くの村で系統的に残されている。それは、土地に対する権利関係を示すものとして、しばしば他村との間の山論などの証拠資料になるものであったから大切に保存されてきた。しかし、村の人数や家数それ自体は個々の家や村にとって権利に関わるものではなかった。宗門改帳は正本は領主に提出され、副本が村に残される。それを利用して6年間の戸口の移動の加除訂正を行うのであるが、次の宗門帳が作成されれば以前の宗門帳の利用価値はなくなるのである。そのため、反故にされたり、裏を利用して下書きなどに転用されてしまうのである。

表1に示した各史料の作成時期を見ると天保期以前のものが極端に少なくなっている。古いものほど廃棄の対象になっているのである。

わずかに残されている近世前期・中期の史料の多くは「大指出帳」である。これが残存しているのは、年貢・村高・村境・村持ち山などの記載があるため山論などの際の資料として保存されたり、写しが作成されたりしたのである。したがって、大指出帳の中の戸口関係の記述はついでに残っているものといって良いだろう。

このような事情で幸運にも残存している戸口関係史料は、南勢地域においてはおよそ5種類に大別することができるであろう。

①宗門人別改帳

表1の史料番号(7)、(9)、(17)、(28)、(38)、(41)の6点が宗門改帳である。いずれも紀州藩の宗門惣改が行われる子年と午年に作成されている。これらは、領主に提出された正本の控えである。村方では、次の宗門惣改までの間の人別の移動・増減を、この控えの宗門改帳に下紙・貼紙・書込などによって記入している。したがって、下紙・貼紙などがすべて完全に残されていれば、6年毎の作成であってもその間の変化を辿ることができる。しかし、多くの場合下紙・貼紙は剥落してしまうので、これのみによって変化を辿ることはできない。

また、紀州藩の宗門改帳の形式は、数えで8歳以上の者について記載されているので、幼少年人口については、それを知ることができない。ただ、明治3年に作成された宗門改帳は数えで2歳以上を記載する形式に変わっている。

②五人組帳

勢和村域では、五人組帳を発掘することはできなかった。一般に五人組帳前書とそれに続けて戸主の名印が記載されているもので、家族構成などは一部の例外を除いてわからない。しかし、これが残っていれば戸主の名前の変遷を確認する史料として利用できる。

一般に近世の民衆には改名慣行が存在する。幼名と成人後の名前、さらに家を相続した段階での戸主名、また隠居後の隠居名など、同一人物が3,4回改名している例は珍しくない。戸主名であっても代によって2ないし3の名前が交代で使われることもある。紀州藩領のように宗

門改帳が6年ごとの作成である場合、名前が変わってしまい家の系統を見失うことがしばしばある。そのような際に、五人組帳の戸主名と印判が利用できるのである。

③大指出帳

表1の(1),(2),(3),(4),(5),(6),(40)が大指出帳の写・控である。大指出帳とは紀州藩領各村から提出された村明細帳のことである。近世を通じて何回作成されたのか不明な点も多い。大庄屋の管轄範囲毎に作成されて藩庁に提出されたものであるが、まとまって残存している例は少なく、伊勢領全体については明治2年のものが徳川林制史研究所に所蔵されている例がある程度である。

大指出帳の中には、年貢・検地・反別などの記載と並んで家数・男女別人数・役屋数・村役人などの記載があり、これを戸口データとして利用することができる。

特に、近世前期・中期については宗門改帳が残存していない例が多いので、貴重なデータ源だといえる。ただ、この大指出が残されているのも前述したように山論などの権利関係にかかる証拠資料として残されているケースがほとんどなので、平場地域では残存状況が悪くなっている。

④人数家数増減帳

南勢地域で最も多く残存しているのが、この史料であろう。表1の(8)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)、(16)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(24)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(43)の21点が増減帳である。紀州藩の宗門改制度では、6年に一度の惣改のほかに毎年の人数・家数の増減を調べ、増減帳を提出するように求めているから、量的には、宗門改帳の6倍の増減帳が存在するはずである。ただ、増減帳の形式として家数・人数の合計と増加・減少した人別についての情報が記載されるだけで、宗門改帳のような個別の家毎の構成員や年齢などのデータは含んでいない。ただ、前稿で試みたように、宗門改帳と増減帳を利用することでかなりな程度毎年の戸口変動を再現することは可能である。

この増減帳も宗門帳以上に廃棄の対象になりやすいため残存しているのは近世後期に限られているようである。

⑤明治期戸籍

表1の(44)、(47)が明治期の戸籍史料である。明治4年の戸籍法の規定により作成された壬申戸籍は、現在、各地の法務局等に封印されたままになっており利用することができない。しかし、村方においてはその壬申戸籍作成の下調や控を残しており、それらを戸口史料として利用することができる。和歌山藩・和歌山県一度会県という管轄の変遷の中で、戸籍区の設定は和歌山県時代に行われ、戸籍の完成は度会県時代になった。度会県では、明治8年に壬申戸籍の不備を補うために再調製を行っており、それが明治8年戸籍の控として在方に残存している。

この戸籍史料は、宗門改帳が持っていた限界の幾つかを補うことができる史料である。第一に、当歳からの幼少児を記載している。第二に、婚姻・養子などによる出入の経歴が書き込まれている。第三に宗門改帳では「女房」とか「母」という記載になっている既婚女性の名前が

記されている。また、貼紙も当歳児の死亡まで記載されているから、正確な人口動態の把握が可能である。第四に奉公人についても寄留という形で記載されている。

このように利用価値の高い史料であるが、残存の状況は必ずしも良くない。

⑥その他

以上の戸口関係史料のほかに、臨時的に行われる家数・人数調査や、御用留などの中の記載から戸口データを拾い出すこともできる。近世前・中期については、このような方法を探らない限りデータを収集することは難しいと思われる。

以上のような史料の残存状況は南勢地域においてはかなりな程度普遍性を持つのではないだろうか。したがって、以下で行うように、宗門改帳に限定せずに広く戸口データを記載している史料を発掘することで、南勢地域の戸口変動についての見取り図を描くことが可能なではないだろうか。

2 勢和村域における戸口変動

これまでに刊行された市町村史誌類から、近世後期から近代初期にかけての南勢地域の戸口変動を見ると次のような特徴を見いだせるよう思う。

第一に、戸口数のピークはほぼ元禄期である。第二に、その後、天明から寛政期にかけて減少が続き、文化年間直前がボトムだと思われる。第三に、天保期の一時的な減少はあるが、化政期以降、戸口の増加が続き、特に嘉永・安政期においてはピーク時水準に相当近づいている。第四に、明治初年に再度減少があるが、明治 22 年の町村制施行時にはほぼ江戸期の最高水準をクリアしている。

勢和村域について判明する限りの戸口データでそのことを検証してみよう。表 2 は飯高郡 3ヶ村、多気郡 7ヶ村の戸口がまとまって明らかになる年次のデータを一覧にしたものである。表中、明治 2 年と明治 3 年の人数が大きく異なっているのは、明治 2 年までの人数が数えで 8 歳以上のみを記載しているのに対し、明治 3 年の宗門惣改から 2 歳児以上を記載するようになったためである。

表 2 勢和村域の戸口変遷

【人数】

年代\村名	丹生	上出江	下出江	小計	朝柄	土屋	片野	車川	波多瀬	古江	色太	小計	合計
寛文 4(1664)	1608	317	517	2442									
正徳 3(1713)					989	260	639	421	730	331	343	3713	
文化 5(1808)	1066	278	517	1861									
文久 1(1861)					829	216	486	268	677	257	229	2962	
明治 2(1869)	1240	299	499	2038	815	230	470	286	692	263	277	3009	5047
明治 3(1870)						969	266	569	362	820	289	342	3590
明治 22(1889)	1530	397	592	2519	1107	306	637	445	978	408	380	4261	6780
昭和 30(1955)													7508
平成 7(1995)													5618

【戸数】

年代\村名	丹生	上出江	下出江	小計	朝柄	土屋	片野	車川	波多瀬	古江	色太	小計	合計
寛文4(1664)	452	76	118	646									
元禄7(1694)	445	107	114	666	203	40	133	58	125	48	53	660	1326
正徳3(1713)					208	49	146	81	122	61	56	723	
文化5(1808)	270	67	126	463									
文久1(1861)					177	39	88	49	156	49	56	608	
明治2(1869)	278	66	95	439	173	36	102	52	137	47	56	603	1042
明治3(1870)					174	41	96	52	160	52	63	638	
明治22(1889)	308	79	112	499	217	51	105	71	172	74	69	759	1258
昭和30(1955)													
平成7(1995)													1485

出典) 表1の(1),(2),(3),(39),(40),(42)より作成。ただし、明治22年については「飯高飯野多気度会郡町村文合取調書」(三重県庁所蔵)、昭和30年、平成7年については勢和村広報、戸数の元禄7年分については「元禄七年甲戌中春集之」(文部省史料館所蔵、松坂雑纂42)より作成。

これを見る限り、次のような特徴を指摘することができる。

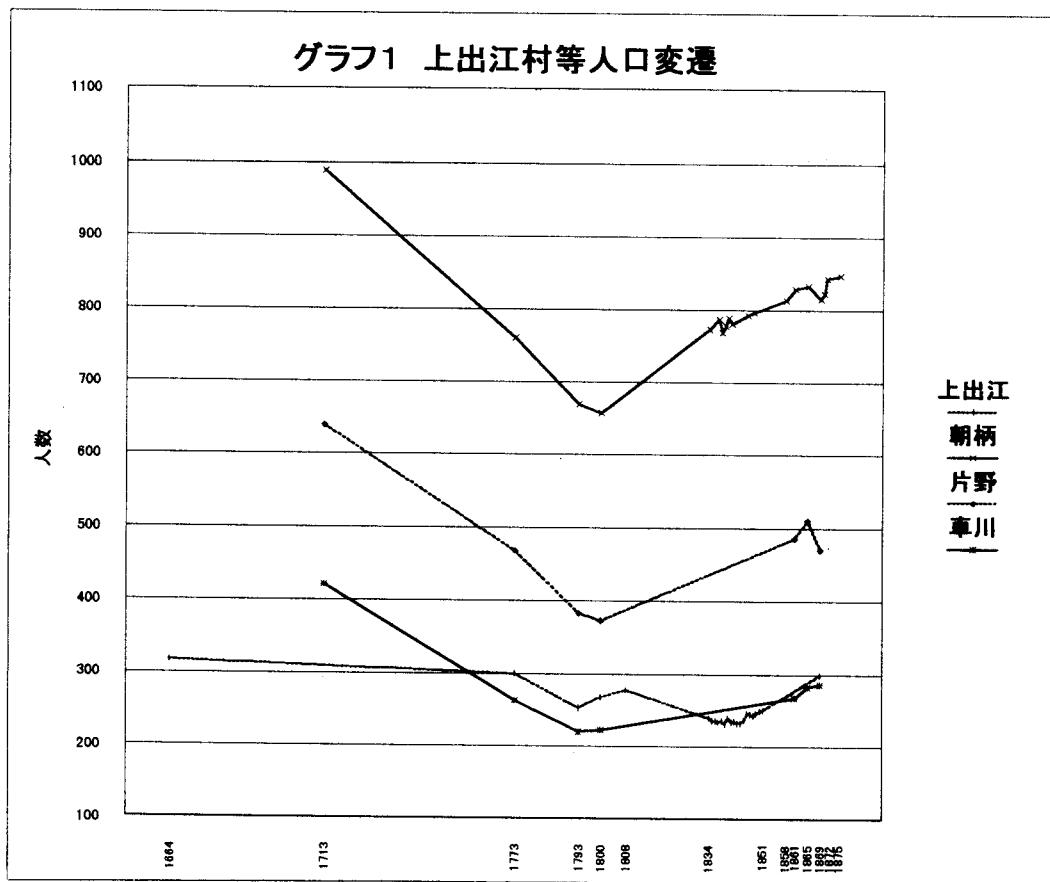
第一に、いずれの村でも17世紀後半から18世紀初頭に戸口のピークが訪れ、19世紀初頭にボトムが来ている。特に、丹生村や多気郡内の五ヶ谷と呼ばれる山付の村々での戸口減少が甚だしい。

第二に、19世紀以降、明治期にかけて人口は順調に増大しており、明治22年(1889)の町村大合併時においては、丹生・上出江・片野を除けばほぼ近世のピーク時の規模を回復している。これからみると、18世紀前半から19世紀末に至る200年ほどの期間の前半は人口減少局面、後半は人口増大局面と見ることができる。

第三に、一戸あたりの人数は、飯高郡3ヶ村の場合、寛文4(1664)の3.8人から文化5(1808)の4.0人、明治2(1869)の4.6人と増大している。多気郡7ヶ村では、正徳3(1713)5.1人、文久1(1861)4.9人、明治2(1869)5.0人と安定しており、近世期を通じて平場農村の方の世帯規模が増大することで、5人規模に収斂していっている。

以上の変動を、より多くの戸口データが得られる、上出江・朝柄・片野・車川の4ヶ村についてグラフ化してみたのが、グラフ1である。これを見ると、朝柄・片野・車川の山付の村は18世紀後半に急激な人口減少を生じさせており、1800年がボトムになっている。上出江の変化は、他の村に比べればやや緩やかであるが、18世紀後半から1830年代にかけて人口の急激な落ち込みが起こっている。

人口規模の回復過程は、朝柄など3ヶ村と上出江村ではやや異なっている。山付の村々は1800年のボトム以降、ほぼ一貫して人口規模を回復させているのに対し、平場農村である上出江は1793年にいったんボトムを経た後、19世紀前半に人口を回復し、1830年代、再度落ち込んでいる。そして天保末年以降一貫したテンポで人口回復－増大過程に入っている。



出典)

上出江村：表1の(1),(5),(10),(11),(13)～(15),(17),(18),(20)～(27),(29)～(31),(33)～(35),(39)

朝柄村：表1の(2),(4),(8),(12),(16),(19),(28),(32),(37),(38),(39),(40),(42),(43),(44),(47)

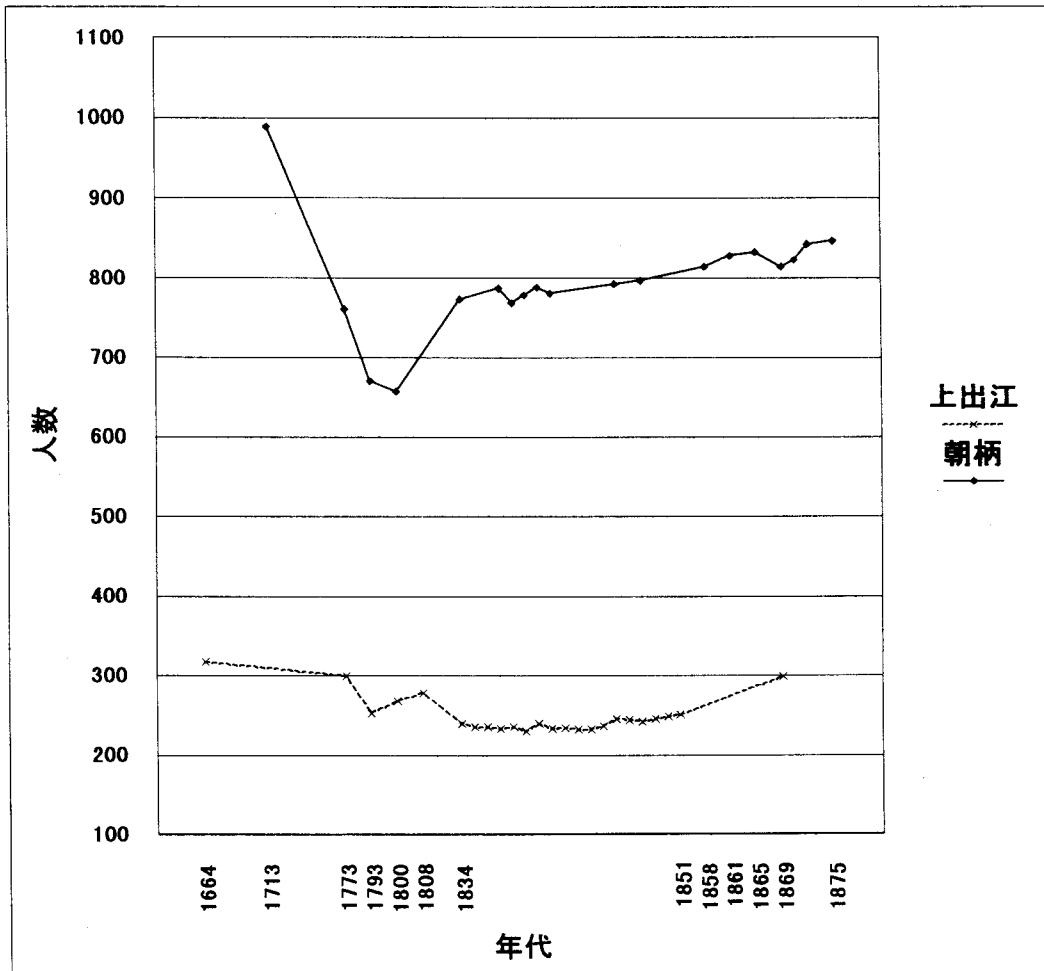
片野村・土屋村：表1の(2),(3),(39),(42)

これらのことから、南勢地域の近世中後期の人口動態は天明期と天保期の全国的人口減少の動向を反映していることがわかる。しかしながら、村のおかれている条件によっては天保期の危機の影響をあまり被らないところも存在しており、特に山付の諸村は天保期の人口減少はあまり顕著ではない。したがって、この地域に共通する天明期の人口減少の方がより重大なものであったことがうかがえる。

3 天保期以降における人口増大過程

天保期以降における人口増大過程について、人數家数増減帳が残存している上出江村と朝柄村についてグラフ化したのがグラフ2である。

グラフ2 上出江・朝柄村の幕末期人口変化



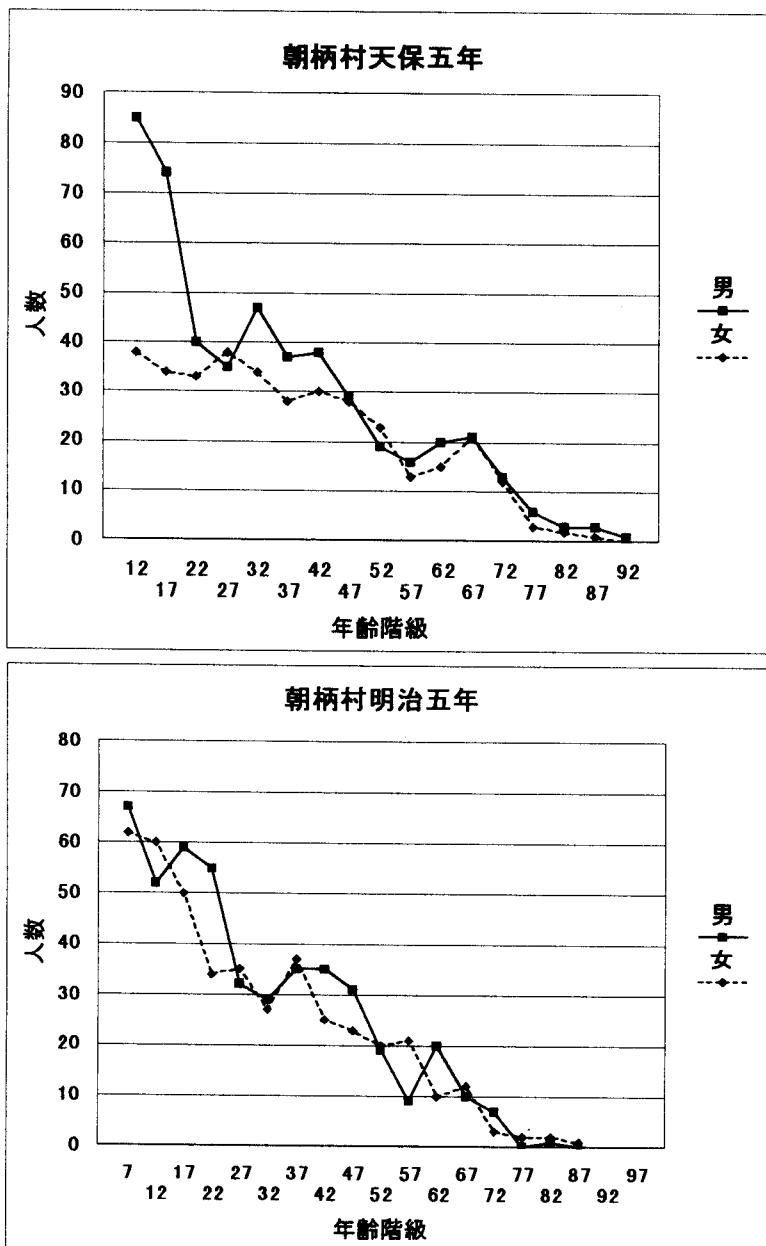
これを見ると、朝柄の場合 1793 年から 1800 年がボトムであり、1834 年以降は天保飢饉時に細かい変動を生じているが、それ以降は、ほぼ安定して増大傾向に転じており、1869 年の落ち込みもすぐに回復している。

それに対して、上出江村の場合は、1793 年の落ち込みの後、1808 年にかけては回復基調にある。それが、一転して天保期へかけて減少し、以後天保期を通じてほぼ停滞した状況であった。それが、1844 年以降、緩やかであるが継続的な増大基調に転じている。この増大基調は弘化期以降、明治期に至るまで上出江・朝柄とともに継続しており、幕末・維新期にはそれまでは異なる人口動態の局面に入ったといつて良いのではないだろうか。

では、そのような増大基調はいかなる要因によって可能だったのでしょうか。筆者は村内の男女比すなわち性比の変化による出生力の増大がその要因ではないかと考える。そのことを示すために、この幕末・維新期の人口増大局面の両端である天保 5 年 (1834) と明治 5 年 (1872)

とについて、男女別年齢別人口分布、いわゆる人口ピラミッドを朝柄村について作成してみた。天保 5 年については同年の「人別増減目録帳」、明治 5 年については「壬申戸籍」の下調べである「戸籍人員御調筋諸覚帳」によっている。「諸覚帳」では 8 歳未満の幼児も記載されているが、天保 5 年と統一をとるために最初の年齢階級のみ 1 ~ 7 歳とし、以下 5 歳毎に区分した。

グラフ 3 朝柄村男女別年齢別人口構造



出典) 天保 5 年 : 表 1 の (8)、明治 5 年 : 表 1 の (44)

左のグラフ 3 に見るようすに、天保 5 年の朝柄村の男女別年齢別人口分布は、22 歳以下の若年層においてきわめていびつな分布を示している。

それに対して、明治 5 年の分布は、出入りはあるが、全体としてみると、各年代において男女の比率は均衡がとれている。

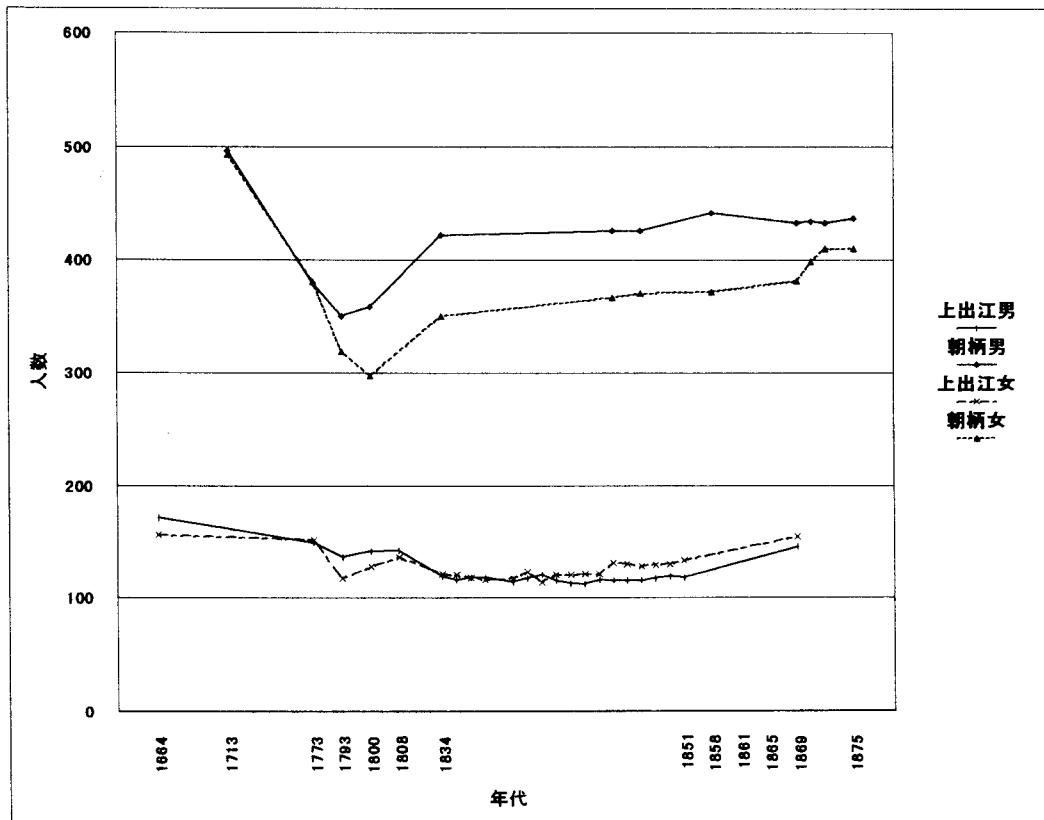
特に 8 ~ 12 歳の層に着目してみると、天保 5 年では男子 85 名に対して、女子が 39 名と半分以下であった。それが、明治 5 年には、男子 52 名に対して女子 60 名と逆転している。男子人数の大幅な減少と女子人数の大幅な増加とがこの結果をもたらしている。

つまり、朝柄村においては、幕末維新期の人口増大局面は、同時に人口ピラミッドにおける

る男女のアンバランスを回復する過程として存在したのである。

次に、幕末維新期の変動の中でこの変化がどのようなテンポで生じてきているのかを見るために、グラフ4として朝柄村と上出江村それぞれの男女別人口数変化を示したみた。朝柄村についてみれば、1713年から1773年までは男女人数にほとんど差はなかった。それが、1793から1800年の人口急減期に男女人数に甚だしい不均衡が生じている。同様な事情は、程度は緩やかであるが、上出江についても1773年から1793年の間にについて確認することができる。

グラフ4 上出江・朝柄村男女別人口変動



朝柄の場合は、18世紀末に生じた人口構成の不均衡がその後徐々に回復し、特に明治期以降に顕著な改善を見てバランスがとれていくのである。上出江の場合は1808年までの人口増大局面で不均衡の回復は果たされ、その後、天保期の停滞から増大局面へ移る中で女性人口が男性人口を上回っていくようになる。

このように、勢和村域についてみれば、人口の減少・増大おのおのの局面において性比の不均衡と回復とが密接に関連していることが明らかである。すなわち、人口の減少期には女性人口がより急激に減少する。それも若年の女性人口の減少が急激であるためかなりいびつな人口ピラミッドが形成される。一方、人口の回復・増大期には男性人口よりも女性人口の回復の度

合の方が多い。

このように幕末から明治期にかけての人口増加は女性人口の割合の増加を伴っているわけであるから、天保期までの男女比のアンバランスは、人口水準を低く抑えておく効果を持つことになる。このことは、出生とそれに続く幼児期の成育において、男女児の間に何らかの人口コントロールが加えられたということを示唆している。ただ、それが女児に対する間引きが行われることによってこのような人口構造を維持していたのかどうかについては、関連する史料がないため明言することはできない。

4 人口構造と労働市場

これまで見てきたように、近世中後期の南勢地域においては激しい人口減少と回復の過程が存在した。そして、その変動の基礎には女性人口の抑制とそれからの回復に至るかなり大きな構造的変化があったことが予測できた。

では、さらに分析を進めて、それまでの女性人口を抑制することで出生力を抑え、全体としての人口規模を停滞、もしくは減少させていた人口行動を転換させて、女性人口の抑制を取り外させることになった要因は何だったのであろうか。また、女性人口が抑制されている段階で恒常に過剰になる男性人口は村落内に滞留し続けていたのであろうか。

筆者は、これらの人口行動の転換の基礎に労働力市場の変動があったと考える。それは、具体的には出稼・奉公における変動として現れてくると思われる。女性の労働力としての役割の増大と共に女性が人口コントロールの対象から外されて、女性の出生・生育が増大していったのではないかということである。

19世紀初頭に至る人口の停滞から脱却していく時期に作成された出稼・奉公人に関する調査史料が勢和村朝柄の岡山家に残されている。

「天保十四年卯八月 出稼並奉公人目録」と題された史料には、天保 14 年(1844)8 月時点での朝柄村の百姓で奉公・出稼ぎに出ている者が全て書き上げられている。表 3 はその出稼・奉公人の一覧である。この年は、紀州藩の子午改めの年とは異なるにも関わらず、奉公人・出稼ぎ人の改めが行われている。このような「出稼並奉公人目録」と題された史料は他の年次からは発見されていないので、臨時の調査だと思われる。おそらく、天保 14 年(1843)に幕府による江戸の人口抑制策として命じられた諸国人別改に関連して作成されたものであろう。

そのため、江戸奉公人および出稼者の内、多くは帰国していない。この年の改めを受けていない 17 名の内、10 名は江戸奉公であった。彼らについては、追って帰国次第届け出る旨の断り書きが付されている。また、所在を確認できなかった 5 名が「その後行方相知れ申さず、この上居所相知れ次第帰村致させ、その段御願い申しあぐべく候」と書かれているように、行方不明になっている。

表 3 に見るように、この時の調査項目は身分・名前、奉公先、雇用者、奉公形態等である。

村内の他家へ奉公に出ている者については、この調査の対象外になっていると思われるから、

表3 天保14年朝柄村出稼・奉公人一覧

身分	名前	年齢	奉公・出稼先所在地	領域区分	雇用主	形態
久助伴	増吉	28	岡出村	田丸領	松田宮八	半季奉公
平四郎女子	てふ	21	向粥見村	田丸領	万吉	半季奉公
伴助伴	与惣吉	17	古江村	田丸領	才兵衛	半季奉公
本人	滝松	25	波多瀬村	田丸領	与市	半季奉公
千松弟	磯吉	15	片野村	田丸領	安兵衛	半季奉公
七郎右衛門女子	しん	11	向粥見村枝郷服留村	田丸領	弥助	半季奉公
直吉伴	留三郎	21	向粥見村枝郷相津村	田丸領	武兵衛	半季奉公
大次郎弟	乙吉	28	波多瀬村	田丸領	庄助	半季奉公
五兵衛弟	清次郎	11	粟生村	田丸領	平蔵	半季奉公
弥兵衛女子	みつ	19	土屋村	田丸領	三郎兵衛	半季奉公
五郎三郎女子	よそ	25	岡出村	田丸領	松田宮八	半季奉公
半藏伴	鶴松	23	向粥見村	田丸領	伊三郎	半季奉公
久助伴	与四松	31	松坂領塙本村	松坂領	天進	半季奉公
平四郎女子	のへ	13	松坂領上出江村	松坂領	清八	半季奉公
平四郎女子	たき	17	松坂領上茅原田村	松坂領	彦藏	半季奉公
十太郎伴	定吉	17	松坂領下村	松坂領	清吉	半季奉公
十太郎伴	栄次郎	19	松坂領粥見村	松坂領	多兵衛	半季奉公
滝松妹	まつ	24	松坂領丹生寺村	松坂領	定吉	半季奉公
伴助女子	まき	19	松坂領丹生村	松坂領	西村彦右衛門	半季奉公
本人	長次郎	31	松坂領粥見村	松坂領	金助	半季奉公
長次郎女子	すき	8	松坂領粥見村	松坂領	佐吉	半季奉公
本人	千松	20	松坂領粥見村	松坂領	孫兵衛	半季奉公
藤助女子	せん	12	松坂領粥見村	松坂領	瀬八	半季奉公
新助伴	甚五郎	25	松坂領粥見村	松坂領	多兵衛	半季奉公
新助伴	松次郎	19	松坂領矢津村	松坂領	吉兵衛	半季奉公
文藏妹	ふさ	45	松坂領粥見村	松坂領	左吉	半季奉公
本人	次郎左衛門	31	松坂領市場村	松坂領	彦七	半季奉公
茂右衛門妹	まつ	25	松坂領粥見村	松坂領	徳兵衛	半季奉公
茂右衛門弟	愛之助	23	松坂領粥見村	松坂領	喜左衛門	半季奉公
茂右衛門弟	磯吉	14	松坂領粥見村	松坂領	長兵衛	半季奉公
武兵衛弟	喜兵衛	23	松坂領有馬野村	松坂領	喜左衛門	半季奉公
五兵衛弟	柳吉	15	松坂領粥見村	松坂領	多右衛門	半季奉公
五兵衛妹	みき	28	松坂領黒部村	松坂領	由兵衛	半季奉公
庄八伴	義助	34	松坂領曾原村	松坂領	伝兵衛	半季奉公
庄八女子	そで	35	松坂領茅原田村	松坂領	半九郎	半季奉公
八郎兵衛女子	そめ	18	松坂領粥見村	松坂領	徳八	半季奉公
瀬八妹	きぬ	35	松坂領粥見村	松坂領	源助	半季奉公
源四郎後家女子	きよ	27	松坂領下出江村	松坂領	執進	半季奉公
半藏女子	みつ	21	松坂領粥見村	松坂領	乙七	半季奉公
半藏伴	万太郎	18	松坂領粥見村枝郷生辺村	松坂領	七兵衛	半季奉公
半藏女子	とみ	12	松坂領粥見村	松坂領	又六	半季奉公
半藏伴	大吉	14	松坂領粥見村	松坂領	新右衛門	半季奉公
千松弟	多吉	18	松坂領矢津村	松坂領	文七	半季奉公
五兵衛妹	との	18	松坂領粥見村	松坂領	弥平次	半季奉公
直吉伴	熊吉	32	江戸麻布谷町	他國	伊勢屋作兵衛	半季奉公
伊八女子	この	40	松坂日野町	町方並地領	柘植義八方	半季奉公
此節御願可被下候	勝藏	19	津八幡町	町方並地領	善助方	五年季奉公

身分	名前	年齢	奉公・出稼先所在地	領域区分	雇用主	形態
三太郎ゴケ男子	与四松	21	江戸鉄砲洲	他国	伊勢屋惣七	七年季奉公
甚吉伴	千代松	27	江戸新堀一丁目	他国	住吉屋儀三郎	七年季奉公
十太郎伴	与吉	23	松坂所座町	町方並他領	古着屋金蔵	八年季奉公
平藏弟	長五郎	29	江戸鉄砲洲	他国	伊勢屋惣七	八年季奉公
喜右衛門後家伴	周次郎	23	江戸芝	他国	松坂屋八郎兵衛店	八年季奉公
宮口与伴	勝藏	19	津八幡町	町方並他領	善助	九年季奉公
熊吉伯父	龜三郎	45	神領山田曾根今世古町	神領	中野屋金十郎	
五郎助伯父	武兵衛	70	江戸芝イサラコ組屋敷	他国		
五郎助弟	半藏	34	芝金杉町	他国		
六兵衛伴	十助	38	江戸芝	他国	松坂屋八郎右衛門店	奉公
孫八弟	三五郎	58	江戸本庄弁天橋町	他国	蓑笠之助様御屋敷	奉公
米次郎兄	源右衛門	47	江戸掘留丁	他国	大松屋徳三郎方	奉公
直吉伴	義三郎	38	江戸本町四丁目	他国	大橋屋太郎次郎店	奉公
林八伴	久太郎	25	江戸台町	他国	細川様御屋敷	奉公
平右衛門伯父	孫助	73	江戸木挽町	他国	堀口六兵衛店	奉公
貞藏こけ伴	貞助	23	江戸品川辺	他国		奉公
金七弟	忠次郎	30	江戸品川辺	他国		奉公
惣平妹	きの	40	神領宇治辺	神領		奉公
助左衛門弟	助七	29	江戸牛込辺	他国	自分稼	出稼
喜右衛門弟	小三郎	40	江戸品川	他国	自分稼	出稼
元右衛門伯父	源兵衛	61	江戸鉄砲洲	他国	伊勢屋惣七跡引受自分稼	出稼
徳兵衛伴	平十郎	49	江戸麻布谷町	他国	伊勢屋作兵衛方ニ而自分稼	出稼
茂作弟	常八	40	紀州名倉村	他国	自分稼	出稼
茂作弟	徳松	38	紀州名倉村	他国	自分稼	出稼
茂作妹	しつ	35	紀州名倉村	他国	自分稼	出稼
本人	与次郎	40	紀州三軒茶屋	他国	自分稼	出稼
与次郎母親		68	紀州三軒茶屋	他国	自分稼	出稼
長右衛門伴	長松	29	紀州名倉村	他国	自分稼	出稼
和助女子	のぶ	32	紀州名倉村	他国	自分稼	出稼
利兵衛伯父	辰之助	48	江戸芝金杉町	他国	自分稼	出稼
喜左衛門		49	松坂塙や丁	町方並他領	自分稼	出稼
浅七伯父	佐助	56	松坂矢川町	町方並他領	自分稼	出稼
大次郎兄	角次郎	45	松坂殿町深田八左衛門方借宅	町方並他領	自分稼	出稼
与惣五郎兄	円藏	42	松坂常葉路木地屋伝兵衛借宅	町方並他領	自分稼	出稼
定右衛門伴	金松	37	神領竹川村	神領	自分稼	出稼
平七女子	たゆ	35	松坂川井町辺	町方並他領	自分稼	出稼
嘉兵衛姉	せん	49	松坂川井町	町方並他領	自分稼	出稼
元次郎妹	はん	37	松坂魚町二丁目	町方並他領	自分稼	出稼
伝七伯父	金七		松坂白本村	松坂領	自分稼	出稼
久助女子	次助	54	江戸芝辺	他国	自分稼	出稼
	とよ	20	伊勢地村	田丸領		出稼

奉公人の全数を示す者ではなく、村外への出稼・奉公者の概要を示すものである。

彼らの奉公先や年季、出稼・奉公を始めた時期などをまとめた表4をみると、奉公・出稼者の総数は、88名（男57名、女31名）である。朝柄村の弘化3年の宗門改帳によれば総戸数

は172軒、8歳以上の人口は797名（男426名、女367名）だから、男の約13%、女の約8%が村外へ働きに出ていることになる。

注目したいのは、その88名の奉公・出稼者のうち江戸へ行っている者が22名にのぼっていることである。はるかに離れた江戸の町へ多数の村民が奉公・出稼という形で出かけていることはいわゆる伊勢商人経営とこの村とが密接につながっていることを示している。

奉公の形態として朝柄村の近隣に勤めるのはほとんど半季奉公であるのに、他国他所への奉公は長年季奉公であることが注目される。また、21名の女性が書き上げられているが、彼女たちの奉公先は殆どが近隣の村への半季奉公であり、他国稼ぎのものは高野山の門前町としてにぎわっていた紀州名倉村へ出た2人を除けば男性に限られている。

ここからすると、周辺村落への短期的な労働力移動と江戸・大坂などの遠隔地への長期的な労働力移動が性格の異なるものであることは明らかである。短期奉公のほとんどは隣接する紀州藩田丸領・松坂領の農村部に分布しているが、6年、7年といった長年季奉公の奉公先は松坂や江戸といった商業中心地であり、奉公先も屋号からして何らかの商家が多くなっている。したがって、彼らは伊勢商人の江戸店へ採用された者たちだといえる。

例えば、義三郎の雇用者である江戸本町四丁目の大橋屋太郎次郎は松坂の伊勢商人である小津家の江戸店の一つであるし、江戸鉄砲洲で自分稼を行っている源兵衛は伊勢屋惣七を名乗る伊勢商人の一人である。

表4 朝柄村奉公・出稼人区分

性別	奉公人			自分稼	不明	行方不明	合計
	半年季	長年季	不明				
男	25	7	11	16			59
女	21		1	6	1		29
~19歳	16	2					23
~29歳	7	5	2	2	1		24
~39歳	2		4	6			17
~49歳			3	9			14
50歳~			3	4			7
不明				1			1
田丸領	12				1		13
松坂領	32			1			33
松坂町	1	1		7			9
他領		2	2	1		1	5
他国				7			7
江戸	1	4	10	6		6	21
不明							
			6	1			(7)
計	46	7	12	22	1	(7)	88

この奉公人一覧に見る奉公先の二重構造は次のように理解することができる。

伊勢商人の江戸店の成立は多く貞享・元禄期であった。それ以降、江戸の流通を掌握していた大伝馬町の木綿太物組仲間に代表される伊勢商人の江戸店の特徴の一つは、本家のある伊勢の地から奉公人を採用するというものであった。

これまでの調査・研究によれば江戸店持ちの伊勢商人の多くは中南勢の出身であった。したがって、奉公人も多くその地域から採用されている。三井越後屋や丹波屋長谷川家等のように数十名から数百名の奉公人を雇用する大店から数名の奉公人を雇用する程度の中小店に至るまで、江戸稼ぎの商人とその雇用者を累計してみれば、他の地域には見られない巨大な労働力需要が江戸店と中南勢の地との間に存在したと考えられる。また、江戸店の商業奉公人は男性に限られており、台所などの女性労働力は江戸の住民から供給されていたことも明らかになっている。近世前中期の南勢地域の人口構造は、このような労働力需要と無縁ではなかったと思われる。

つまり、既述の天明期を中心とする人口の著しい減少に際して女性人口にその影響が強く出た、言い替えれば男性人口が影響を被る度合いが低かったのは、このような伊勢商人に代表される商業経営からの労働力需要があることによって幾分かは規定されていたのではないだろうか。そのため、選択的な人口コントロールが女性に対してより強く作用したことが考えられる。

他方、天保期以降の女性人口の増加は、奉公・出稼のもう一つのパターンである近隣諸村への半季奉公を中心とする短期的な労働力移動によって支えられていたと考えられる。これらの半季奉公を中心とする短期的な労働力需要は、街道筋の通行量の増大や農村部での手工業生産の発達などによって引き起こされたものであり、江戸のような遠隔地の労働力需要とは質的に異なるものであった。それは男性労働力に限定されない女性労働力をも吸収する新たな労働市場の形成を意味していた。

このような労働市場の転換に支えられることによって、人口回復過程における女性人口の増大、性比の変動が一定のタイムラグを持ちながら人口増大過程へつながっていったと考えられるだろう。

おわりに

以上、本稿においては、南勢の一地域に残存する戸口史料を利用した人口動態復元を試みた。もちろん、利用する史料の限界に規定されて、正確な復元はできていないが、宗門改帳のみに頼らずに戸口の変動を再構成する一つの方法的提起たりえたと考える。

また、復元の試みの中で、近世後期における激しい人口減少と回復・増大過程を示すことができたと考える。人口減少の要因については未だ正確に明らかにはできないが、減少一回復一増大の各段階を通じて人口に占める女性人口の割合が大きな意味を持っていること。そして、その女性人口の動向が地域の労働市場の形成のされ方と密接に結びついていることの展望を示し得たのではないかと考える。

今後は、引き続き中南勢各地域における人口動態に関するデータの収集・加工の事例を豊富化することによって、本稿で試論的に示した方法の発展を図ることが課題となる。

外国人労働者の就労経路及び担当職種に関する調査（2）

－ 津市及び周辺地域における産業と労働力構成について －

尾崎正利

1 調査の趣旨

本調査報告は、安濃町地域調査報告に引き続き、流入外国人労働力の就労経路について、及びそれら外国人労働力と地元労働力との関わりをみる目的で実施された一連の調査に基づく報告である。これらの調査は予備調査〔地研年報創刊号、1996年〕を踏まえ、安濃町調査〔三重法経105号、1995年〕、ここに報告される津市調査、上野・名張市調査〔未発表〕として実施された。さらに業種別調査として、旅館等における雇用と外国人労働力の位置づけのための調査〔未発表〕も行った。

従って、調査の趣旨等については既に報告された安濃町調査報告と同じであるからここでは繰り返さない。

本調査は、津市地域を対象とするものであるが、その趣旨は、人口ほぼ30万人の中勢地域の中心に位置し、機械金属組立加工業、食品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、その他製造業が、企業規模も含めて、バランスよく配置されていること等により調査地域として選び、そこでの労働力状況調査をふまえ、外国人労働力の地域における労働力に占める位置を調べることとしたものである。

2 津市の概況

津市は伊勢湾に面し、南北18.6km、東西13.7km、総面積101.86km²、人口163,156人（平成7年国勢調査）を擁する。市内には、志登茂川、安濃川、岩田川及び雲出川が東西に貫流し、市中心部はこれら河川による沖積層をなし、市域周辺部分の丘陵地域と合わせて地形を形成する。明治以来豊富な水資源をもとに、地場産業としての織物業や近代的紡績業が市内各地に立地したが、現在では、ＮＫＫ津造船所とその関連事業所を除けば、居住地に点在する各種の小規模事業場と概ね周辺部の丘陵地域に内陸型工業団地として各種製造業の集中立地がみられる。市内には南北に、伊勢自動車道、国道26号線、近鉄名古屋線、JR紀勢線が通り、名古屋へは1時間、大阪へは1時間40分の位置にある。隣接町村からの幹線道路は東西に3本、26号線に合流する。明治22年市制施行、隣接町村を合併し、昭和48年の豊里村合併以降は現在の市域となった。

津市の人口は、昭和48年豊里村合併時の昭和50年の139,538（男子67,329、女子72,209）人以降一貫した増加傾向を示し、平成7年の163,156（男子79,362、女子83,794）人と、年平均で、1124.7人の増加を示している。平成4年から8年にかけての年間の人口増加は、自然増が438人から517人、これに対して社会増が69人から627人の範囲にあり、平均315.6人と同自然増平均の481.8人に及ばない。また国勢調査による常住人口に対する昼間人口比は、昭和60年の115.6%から平成7年の115.4%とフラットな推移を示している。また15歳以上就業者数では、約2万人前後

の流入超過がみられる。〔表10以下を参照〕 津市における年齢別男女別人口構成は、次のような推移をとどっている。

表1 年齢別男女別人口構成

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	(人) 平成7年
0～4歳	11,744	9,979	9,042	8,646	8,315
5～9歳	10,492	11,798	10,218	9,349	8,985
10～14歳	10,220	10,650	12,022	10,463	9,644
15～19歳	10,237	10,781	10,691	12,248	11,089
20～24歳	11,007	9,877	10,040	10,753	12,672
25～29歳	12,707	10,653	9,412	10,433	11,208
30～34歳	11,235	13,012	10,764	9,968	10,978
35～39歳	10,440	11,127	12,988	10,977	10,367
40～44歳	10,720	10,482	11,033	13,128	11,404
45～49歳	9,576	10,624	10,012	10,981	12,872
50～54歳	7,039	9,251	10,165	9,862	11,146
55～59歳	5,887	6,728	8,918	9,968	9,776
60～64歳	5,710	5,534	6,563	8,671	9,760
65～69歳	4,807	5,160	5,298	6,229	8,262
70～74歳	3,700	4,192	4,749	4,907	5,654
75～79歳	2,213	2,873	3,556	4,062	4,224
80～84歳	1,213	1,437	2,067	2,616	3,024
85～89歳	444	607	771	1,173	1,606
90～94歳	95	144	228	301	499
95～99歳	9	23	34	51	88
100歳以上	0	5	3	6	
年齢不詳	43	54	0	0	0
総 数	139,538	144,991	148,574	154,792	161,574
15～64歳人口	94,558	98,069	100,586	106,989	111,273

注) 国勢調査による(平成7年は住民基本台帳)

次いで就業者の産業別比率を見れば、以下のようになっている。

表2 産業別就業人口

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	(人)
第一次産業	4,842	3,739	3,037	2,728	
(構成比)	7.4	5.6	4.3	3.6	
第二次産業	20,264	19,348	20,010	21,656	
(構成比)	31.1	29.0	28.4	28.2	
第三次産業	39,977	44,068	47,123	50,538	
(構成比)	61.3	66.0	66.9	65.9	
総 数	65,163	66,812	70,403	76,670	

注) 国勢調査による

津市住民の第2次産業の就業者比率は、僅かながら一貫した減少傾向を示すとともに、県全体の割合に比べて、第3次産業の比率が極めて高いとの特徴がある。

津市における製造業の状況については、以下のようである（工業統計による）。

表3 全製造業

年 度	事 業 所 数	常 用 雇 用 者 数	製 品 出 荷 額 (万 円)
昭和55年	710	14,294	22,279,991
56年	484	14,306	23,030,650
57年	470	13,945	27,222,526
58年	489	14,117	28,008,551
59年	402	13,845	28,552,235
60年	424	14,347	27,438,146
61年	415	13,715	27,092,316
62年	403	13,024	28,350,258
63年	413	13,252	27,223,661
平成1年	404	14,157	33,216,670
2年	405	15,438	36,991,760
3年	397	14,741	37,172,364
4年	373	14,568	39,466,697
5年	401	14,189	38,825,220
6年	373	13,412	40,546,839

表4 食品製造業

年 度	事 業 所 数	常 用 雇 用 者 数	製 品 出 荷 額 (万 円)
昭和55年	173	2,140	3,173,811
56年	119	2,260	3,639,507
57年	124	2,330	3,665,768
58年	121	2,246	3,740,726
59年	115	1,911	3,766,768
60年	113	2,062	3,403,578
61年	111	2,255	3,167,619
62年	105	1,709	2,933,939
63年	120	2,018	3,891,772
平成1年	116	2,418	3,430,706
2年	114	2,321	4,010,615
3年	98	2,077	3,604,886
4年	90	2,083	3,952,040
5年	91	2,072	4,084,611
6年	89	1,968	3,902,460

表5 ゴム製造業

年 度	事 業 所 数	常 用 雇 用 者 数	製 品 出 荷 額 (万 円)
昭和55年	8	350	361,337
56年	7	353	329,923
57年	7	337	325,319
58年	5	312	394,380
59年	5	318	373,621
60年	6	334	440,442
61年	6	299	417,805
62年	5	349	418,128
63年	5	336	453,480
平成1年	6	360	429,208
2年	8	390	502,551
3年	7	363	486,531
4年	7	349	561,043
5年	6	330	504,228
6年	7	327	452,190

表6 一般機械器具製造業

年 度	事 業 所 数	常 用 雇 用 者 数	製 品 出 荷 額 (万 円)
昭和55年	43	458	297,141
56年	33	602	773,011
57年	30	583	906,250
58年	24	405	355,456
59年	27	484	419,289
60年	29	422	334,323
61年	26	377	302,024
62年	27	403	340,082
63年	25	382	384,037
平成1年	26	394	568,942
2年	28	565	996,548
3年	33	826	1,284,177
4年	33	835	1,552,535
5年	29	748	1,888,181
6年	30	755	1,914,341

表7 電気機械器具製造業

年 度	事 業 所 数	常 用 雇 用 者 数	製 品 出 荷 額 (万 円)
昭和55年	31	2,675	6,669,730
56年	29	2,685	6,252,690
57年	27	2,423	5,965,324
58年	30	2,816	6,990,372
59年	28	3,091	7,694,445
60年	27	3,164	8,080,808
61年	32	3,211	8,396,594
62年	32	3,183	9,038,231
63年	34	3,342	10,566,374
平成1年	35	3,484	13,633,653
2年	33	3,534	14,845,433
3年	39	3,579	15,360,660
4年	36	3,468	14,504,768
5年	42	3,463	12,422,672
6年	35	3,226	13,202,141

表8 輸送用機械器具製造業

年 度	事 業 所 数	常 用 雇 用 者 数	製 品 出 荷 額 (万 円)
昭和55年	13	2,456	3,627,335
56年	15	2,719	4,562,107
57年	14	2,859	8,716,926
58年	x	x	x
59年	x	x	x
60年	17	2,965	6,381,236
61年	19	2,165	5,976,307
62年	17	1,943	6,472,646
63年	17	1,919	2,638,222
平成1年	16	1,903	4,896,183
2年	15	1,842	5,260,638
3年	17	1,971	4,710,334
4年	17	2,053	7,277,324
5年	18	2,053	8,982,269
6年	19	2,043	10,132,423

これらについて、昭和55年と平成6年における産業別比率は次のようになっている。

表9 津市製造業業種別構成比の推移

(%)

	昭和55年			平成6年		
	事 業 所 数	常 用 劳 働 者	出 荷 額	事 業 所 数	常 用 劳 働 者	出 荷 額
食品製造業	24.37	14.97	14.25	23.86	14.67	9.62
ゴム製造業	1.17	2.45	1.62	1.88	2.44	1.12
一般機械器具製造業	6.06	3.20	1.33	8.04	5.63	4.72
電気機械器具製造業	4.37	18.71	29.94	9.38	24.05	32.56
輸送用機械器具製造業	1.83	17.18	16.28	5.09	15.23	25.00
その他製造業	62.25	43.48	36.58	51.74	37.97	27.00

この結果、津市における製造業の立地傾向は、広く小規模事業所が分散化しているが、その中で、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業が比較的事業規模が大きく、事業所数、出荷額ともにその比率を伸ばしてきていることが分かる。食品加工業は大きな消費地を抱え、そのウエートも大きいものがあったが、一般機械器具製造業をも含めた組立加工型製造業の増大とともに、そのウエートを低下させた。上記項目に掲げた業種では、食品加工業が事業所数を

大幅に減少させた他は、ほぼ一定数を維持している。常用雇用者数では、とりわけ一般機械器具製造業の増加が顕著であるが、製造業全体としては、平成2年をピークにやや減少傾向を見せている。

これは、津市就業者数の増加部分が第3次産業に流入していることを示しているし、県内の第2次産業就業者割合が31~2%の高率を示しているのに対して、津市では28%を割り込もうとする傾向を見せ、津市地域では東海経済地域（県内では、とりわけ北勢地域）とは異なった傾向を示していることにも注意しておきたい。これは行政各種機関が集積する、津市の特徴と捉えられるであろう。ただし、製造業における業種傾向は、東海地域、北勢地域のそれと同様、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業に特化する兆しも見せつつあることは云うまでもない。

次いで、津市における就業者の流入・流出労働人口の推移を見よう。（国勢調査による）

表10 流入流出就業人口（昭和50年）

	流入元 (人)	(%)
四日市市	874	1.1
伊勢市	1,460	1.8
松阪市	3,758	4.6
桑名市	185	0.2
上野市	220	0.3
鈴鹿市	1,659	2.0
名張市	104	0.1
亀山市	772	0.9
鳥羽市	61	-
久居市	5,138	6.3
閑町	181	0.2
河芸町	1,591	1.9
芸濃町	761	0.9
美里村	738	0.9
安濃村	1,214	1.5
香良洲町	975	1.2
一志町	1,171	1.4
白山町	946	1.2
嬉野町	1,348	1.6
美杉村	292	0.4
三雲村	916	1.1
その他	2,638	3.2
県外	658	0.8
流入合計	27,382	33.5
市内常住者	54,372	66.5
市内就業者	81,754	100.0

	流出先 (人)	(%)
四日市市	3,490	5.4
伊勢市	361	0.6
松阪市	981	1.5
桑名市	335	0.5
上野市	120	0.2
鈴鹿市	1,394	2.1
名張市	48	0.1
亀山市	323	0.5
鳥羽市	41	0.1
久居市	692	1.1
閑町	46	0.1
河芸町	286	0.4
芸濃町	141	0.2
美里村	48	0.1
安濃村	221	0.3
香良洲町	32	-
一志町	48	0.1
白山町	64	0.1
嬉野町	129	0.2
美杉村	11	-
三雲村	100	0.2
その他	447	0.7
県外	1,496	2.3
流出合計	10,791	16.6
市内就業者	54,372	83.4
常住就業者	65,163	100.0

表11

	流入元 (人)	(%)
四日市市	1,121	1.3
伊勢市	1,497	1.8
松阪市	4,004	4.7
桑名市	224	0.3
上野市	304	0.4
鈴鹿市	1,991	2.4
名張市	103	0.1
亀山市	787	0.9
鳥羽市	67	0.1
久居市	4,979	5.9
閑町	195	0.2
河芸町	1,649	2.0
芸濃町	751	0.9
美里村	804	1.0
安濃町	1,461	1.7
香良洲町	945	1.1
一志町	1,375	1.6
白山町	1,052	1.2
嬉野町	1,659	2.0
美杉村	250	0.3
三雲町	967	1.1
その他	2,670	3.2
県外	778	0.9
流入合計	29,633	35.1
市内常住者	54,747	64.9
市内就業者	84,380	100.0

(昭和55年)

	流出先 (人)	(%)
四日市市	3,410	5.1
伊勢市	363	0.5
松阪市	1,073	1.6
桑名市	337	0.5
上野市	172	0.3
鈴鹿市	1,720	2.6
名張市	59	0.1
亀山市	411	0.6
鳥羽市	31	-
久居市	1,098	1.6
閑町	37	0.1
河芸町	338	0.5
芸濃町	191	0.3
美里村	84	0.1
安濃町	451	0.7
香良洲町	47	0.1
一志町	83	0.1
白山町	88	0.1
嬉野町	130	0.2
美杉村	13	-
三雲町	158	0.2
その他	556	0.8
県外	1,630	2.4
流出合計	12,480	18.6
市内就業者	54,747	81.4
常住就業者	67,227	100.0

表12

	流入元 (人)	(%)
四日市市	1,357	1.5
伊勢市	1,680	1.9
松阪市	4,469	5.1
桑名市	300	0.3
上野市	280	0.3
鈴鹿市	2,313	2.6
名張市	138	0.2
亀山市	784	0.9
鳥羽市	78	0.1
久居市	5,484	6.2
閑町	196	0.2
河芸町	1,667	1.9
芸濃町	827	0.9
美里村	843	1.0
安濃町	1,636	1.9
香良洲町	1,014	1.2
一志町	1,487	1.7
白山町	1,114	1.3
嬉野町	1,841	2.1
美杉村	263	0.3
三雲町	1,125	1.3
その他	2,974	3.4
県外	852	1.0
流入合計	32,719	37.1
市内常住者	55,414	62.9
市内就業者	88,133	100.0

(昭和60年)

	流出先 (人)	(%)
四日市市	3,459	4.9
伊勢市	388	0.6
松阪市	1,210	1.7
桑名市	336	0.5
上野市	188	0.3
鈴鹿市	2,320	3.3
名張市	87	0.1
亀山市	455	0.6
鳥羽市	23	-
久居市	1,504	2.1
閑町	121	0.2
河芸町	428	0.6
芸濃町	272	0.4
美里村	93	0.1
安濃町	841	1.2
香良洲町	52	0.1
一志町	134	0.2
白山町	138	0.2
嬉野町	170	0.2
美杉村	21	-
三雲町	340	0.5
その他	593	0.8
県外	1,786	2.5
流出合計	14,959	21.3
市内就業者	55,414	78.7
常住就業者	70,373	100.0

表13

(平成2年)

	流入元 (人)	(%)
四日市市	1,593	1.7
伊勢市	1,890	2.0
松阪市	4,882	5.2
桑名市	347	0.4
上野市	327	0.3
鈴鹿市	2,796	3.0
名張市	196	0.2
龜山市	865	0.9
鳥羽市	108	0.1
久居市	6,045	6.4
閑町	214	0.2
河芸町	1,821	1.9
芸濃町	886	0.9
美里村	898	1.0
安濃町	1,848	2.0
香良洲町	1,096	1.2
一志町	1,563	1.7
白山町	1,103	1.2
嬉野町	1,904	2.0
美杉村	231	0.2
三雲町	1,128	1.2
その他	3,308	3.5
県外	1,071	1.1
流入合計	36,124	38.3
市内常住者	58,090	61.7
市内就業者	94,214	100.0

	流出先 (人)	(%)
四日市市	3,677	4.8
伊勢市	459	0.6
松阪市	1,537	2.0
桑名市	341	0.4
上野市	242	0.3
鈴鹿市	3,096	4.1
名張市	107	0.1
龜山市	581	0.8
鳥羽市	40	0.1
久居市	2,178	2.9
閑町	124	0.2
河芸町	630	0.8
芸濃町	333	0.4
美里村	141	0.2
安濃町	972	1.3
香良洲町	113	0.1
一志町	172	0.2
白山町	182	0.2
嬉野町	214	0.3
美杉村	15	-
三雲町	494	0.6
その他	736	1.0
県外	1,912	2.5
流出合計	18,296	24.0
市内就業者	58,090	76.0
常住就業者	76,386	100.0

表14

(平成7年)

	流入元 (人)	(%)
四日市市	1,814	1.8
伊勢市	1,981	2.0
松阪市	5,316	5.3
桑名市	379	0.4
上野市	301	0.3
鈴鹿市	3,614	3.6
名張市	236	0.2
龜山市	916	0.9
鳥羽市	117	0.1
久居市	6,494	6.5
閑町	240	0.2
河芸町	1,870	1.9
芸濃町	933	0.9
美里村	828	0.8
安濃町	2,126	2.1
香良洲町	1,097	1.1
一志町	1,720	1.7
白山町	1,118	1.1
嬉野町	2,091	2.1
美杉村	241	0.2
三雲町	1,235	1.2
その他	3,643	3.6
県外	1,310	1.3
流入合計	39,620	39.5
市内常住者	60,687	60.5
市内就業者	100,307	100.0

	流出先 (人)	(%)
四日市市	3,606	4.4
伊勢市	456	0.6
松阪市	1,779	2.2
桑名市	335	0.4
上野市	296	0.4
鈴鹿市	3,366	4.1
名張市	120	0.1
龜山市	672	0.8
鳥羽市	44	0.1
久居市	2,721	3.3
閑町	200	0.2
河芸町	749	0.9
芸濃町	424	0.5
美里村	215	0.3
安濃町	1,181	1.4
香良洲町	244	0.3
一志町	227	0.3
白山町	269	0.3
嬉野町	296	0.4
美杉村	24	-
三雲町	643	0.8
その他	862	1.1
県外	2,060	2.5
流出合計	20,789	25.5
市内就業者	60,687	74.5
常住就業者	81,476	100.0

これら推移から、次のような傾向を見取ることができよう。市内の15～64歳人口の推移は〔表1〕、昭和50年の94,558人から平成2年の106,989人へと6,431人(6.8%)の増加を示し、市内常住者における就業者人口は〔表10,13〕、同時期において54,372人から58,090人へと3,718人(6.8%)の増加、市内全就業者数では81,754人から94,214人へと12,460人(15.24%)の増加を見た。これに対して、他の市町村において就業する市内常住者(流出就業者)数は10,791人から16,384人へと5,593人(51.8%)の増加を示している。

この間の流出先と流入元を見ると、昭和50年当時では、流出数が流入数を上回ったのが四日市市及び県外だけで、その差は16,591人に達する。これが平成2年では、流出数が流入数を上回った地域が増加し、鈴鹿市が逆転し、その差は19,740人とこの間の増加は3,149人、市内全就業者数の増加のほぼ1/4を流入者数の増加で占められている。昭和50年当時の市内全就業者数に対する流入就業者数の割合が33.49%を占めるのに対して、平成2年では38.34%と増加を示す一方、常住者の流出就業者数の割合も、16.56%から21.45%へとほぼ同様(5ポイント)の増加を示している。本調査当時に近接する平成7年でもこの傾向は続き、鈴鹿市が再び若干の流入超過に転じるもの、平成2年に比べて流入就業者数で3,496人(9.67%)、流出就業者数で4,405人(26.89%)の増加をそれぞれ示している。

流入元を見ると、松阪市から鈴鹿市の間の市町村が特に多く、流出先では近接市町村の久居市、河芸町、安濃町、三雲町が多く、これら地域における産業立地が進み、津市常住就業者が主要な労働力となっていることがわかる。さらに北勢・鈴鹿地域への流出も比較的多い。これらのことから、津市域における労働力は他の地域との相互依存型であると云える。

3 調査の概要

調査は、平成6年8月、津商工会議所会員名簿により、製造業として登録されている会員事業所で、従業員を1名以上雇用する、673事業所を対象として、郵送による、第一アンケートを実施した。アンケートは、外国人労働者雇用の有無、過去雇用経験の有無、将来雇用計画の有無、雇用しない理由を尋ね、雇用する従業員の年齢階層別(44歳まで、45～59歳まで、60歳以上)、男女別、居住地域別入数を尋ねるものである(なお、外国人労働者雇用事業所にはさらに外国人労働者雇用状況を調査する第二アンケートへの回答を依頼した)。

第一アンケートに回答があったのは、209事業所であった。内訳は、食品製造業40(発送115)、繊維・織物製造業8(発送26)、木工・木製品製造業18(発送64)、紙製品製造業2(発送9)、印刷業28(発送97)、化学・薬品製造業6(発送20)、プラスチック製造業9(発送17)、ゴム製品製造業4(発送9)、皮革製品製造業1(発送3)、窯業・土石11(発送27)、鋳鉄・鋳物2(発送2)、一般機械器具・鉄製品加工(鍍金含む)16(発送55)、電気機械器具製造業30(発送61)、輸送用(船舶含む)機械器具製造業15(発送58)、その他製造業19(発送74)であり、回答事業所における雇用従業員数は10,094人(男子6,641人/66%、女子3,442人/34%)となっていた。なお、居住地域別、男女別、年齢階級別〔表16〕質問項目に記入のあった雇用労働者数とは、記入がなされなかった回答があったため、この数値とは一致しない。

この数値は、工業統計平成6年における調査とは必ずしも調査対象事業所の範囲、調査基準雇用労働者数において同じではないが、製造業373事業所、常用雇用労働者数13,412人の数値と比較して、津市域における、かなりの部分の製造業にかかる事業所をカバーするものと考えられる。

第一アンケートに回答209事業所中、外国人労働者を雇用している事業所は、32事業所、過去に雇用していた事業所6、雇用の経験のない事業所171となっている。なお、雇用経験のない事業所中6事業所が雇用の予定があると回答している。

外国人労働者雇用32事業所に第二アンケートを実施し、回収の結果、雇用外国人労働者193人（男子111人〔研修生を含む〕、女子82人）について回答を得た。雇用形態では、直接雇用が146人（男子76人、女子69人）、間接雇用が41人（男子28人、女子13人）、研修生4人（いずれも男子）であった。

4 津市内の製造業における労働力の構成

第一アンケートに対する回答事業所における居住地域別・男女別・年齢階級別の雇用労働者数は次の通りとなっている。

表16 居住地域別・男女別・年齢階級別雇用労働者数

		(人)						
		津市内	安芸 郡 志 久 居 市	芸 山 市 鈴 鹿 市 龜 関 町	鹿 市 町	その 他 県 内	県 外	小 計
44歳まで	男	1,534 (16.9)	920 (10.1)	176 (1.9)	671 (7.4)	91 (1.0)	3,392 (37.3)	
	女	1,117 (12.3)	422 (4.6)	90 (1.0)	159 (1.7)	5 (-)	1,793 (19.7)	
45歳～59歳	男	1,003 (11.0)	780 (8.6)	78 (0.9)	433 (4.8)	71 (0.8)	2,365 (26.0)	
	女	788 (8.7)	255 (2.8)	54 (0.6)	34 (0.4)	8 (0.1)	1,139 (12.5)	
60歳以上	男	171 (1.9)	58 (0.6)	7 (0.1)	13 (0.1)	1 (-)	250 (2.6)	
	女	127 (1.4)	14 (0.2)	5 (-)	3 (-)	0 (-)	149 (1.6)	
小計		4,740 (52.2)	2,449 (26.9)	410 (4.5)	1,313 (14.4)	176 (1.9)	9,088 (100%)	

注) 数値は、内数記入のあったもの

なお、地域別にのみ記入のあった回答を含めた地域別雇用労働者数は、次のようにになっている（この数値は、総計にのみを記入した回答もあったので、総計とも異なる）。

表17 居住地域別雇用者数

(人)					
津市内	安芸 郡 志 久 居 市	芸 山 市 鈴 鹿 市 龜 関 町	その 他 県 内	県 外	小 計
4,769(52.3)	2,453(26.9)	410(4.5)	1,314(14.4)	179(2.0)	9,125(100%)

先に挙げた平成2年度、7年度の国勢調査における就業者の流入、流出人口では、38.3%、39.5%と市内全就業者数に対する流入就業者数の割合が増加しつつあるものの、4割りに達していないが、調査回答事業所の構成では47%にその比率が増加している。これは市内製造業の従業員構成の特徴と見るべきか。であるとすれば、市内製造業は、比較的、地域外から労働力を確保せざるを得ない立場にある、と云えよう。今回の調査では、事業所規模別に統計処理をすることが出来なかつたが、回答内容から、比較的小規模事業所は市内に居住する労働者を中心に、大規模事業所の場合には県内から広く労働力を得ている傾向が読み取れるが、今後の課題としたい。

居住地域別では先の国勢調査とほぼ同様の傾向を示している。男女別では、女子が居住地域内、またはその近接地域で就労する傾向も示している。高年齢者も同様であるが、女子高年齢者にとりわけ顕著にそれが示されている。津市居住者と他地域居住者との年齢階級別の割合を見ると、44歳までが、津市2,651人(51.1%)、他地域2,534人(48.9%)、45歳から59歳では、それぞれ1,791人(51.1%)、1,713人(48.9%)とほぼ均衡しているが、60歳以上では、それぞれ298人(74.7%)、101人(25.3%)となっており、高年齢者層の地元労働力化の傾向が示されている。年齢階級別に就業構造を見れば次のようにになっている。

表18 平成4年就業構造基本調査(三重県)全産業雇用者数男女別年齢別

				(千人)			
男女計	年齢区分	雇用者数		(%)			
		男子	女子	男子	女子		
	~44	264	200	34.51	26.14		
	45~59	110	96	14.38	12.55		
	60~	44	22	5.75	2.88		
合 計	---	765	100.00				

表19 平成4年就業構造基本調査(三重県)製造業雇用者数男女別年齢別

				(千人)			
	年齢区分	雇用者数		(%)			
		男子	女子	男子	女子		
男	~44	96	57	36.92	21.92		
	45~59	(3,392)	(1,793)	(37.3)	(19.7)		
	60~	51	37	19.62	14.23		
女	~44	(2,365)	(1,139)	(26.0)	(12.5)		
	45~59	11	8	4.23	3.08		
合計	---	(250)	(149)	(2.6)	(1.6)		
	260	100.00					
	(9,088)	10.00					

注：下段は、第一アンケート調査〔居住地域別、男女別、年齢階級別雇用労働者=表16〕回答による労働者数である
(単位、人)。三重県統計課

製造業における年齢階級別雇用者数の割合を対比してみれば、回答事業所の雇用者数は45歳から59歳層にウエートがかかっていることを示している。しかもその度合いは男子により大きい。

また、津市居住者だけでみると、それぞれ2,651人(55.9%)、1,791人(37.8%)、298人(6.3%)となり、44歳までの労働力がさらにその割合を減少させ、45歳から59歳層は幾分改善するものの、なお平均値から3.6ポイントも高く、全体として、津市居住者の津市域での労働力は、県平均よりもかなり高めに推移している、と云える。しかしながら女子及び60歳以上の高年齢労働力については十分に活用できていない、とも云える。

5 雇用外国人労働者の概要

回答209事業所中、外国人労働者を雇用している事業所が32、過去に雇用していた事業所が6、現在・過去とも雇用していない事業所が171であった。雇用していると回答のあった32事業所に対して第二アンケートにより労働者個人別調査を行い、これに回答のあった事業所は24事業所であった。

この第二アンケートによる個人別調査に回答のあった事業所は、次のような特徴を持っている。雇用事業所の従業員規模が7人から496人に分布し、従業員規模30人未満が8事業所あった。また雇用外国人労働者数が5人未満の事業所は13あり、その内1人だけを雇用するのは5事業所、2人も5事業所あった。研修生のみを雇用する事業所(2事業所)を除き、平均従業員数が119人の規模となった。これら従業員に占める外国人労働者の割合は7.2%であり、1割を越える事業所が11事業所を数え、小規模事業所への外国人労働力の進出傾向を示している。なお、外国人労働者を雇用する1事業所当たりの平均外国人労働者数は、8.5人（男子4.77人、女子3.73人）である。

雇用事業所の業種には、県内の他の地域でみられる特徴、すなわち輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業等がみられない。むしろ業種的には特徴をほとんど抽出することが出来ないと云ってよい。また直接雇用の割合が、後でみると極めて高い(78.1%)のもこの地域の特徴で、臨時的ないし急激な生産増強に伴った外国人労働力の受入ではなく、むしろ日常的に不可欠な労働力として生産システムに組み込まれつつある状況を示しているのではないか、と考えられる。

表20 雇用外国人労働者

	平均 年 齢	雇用者数			(人)
		直接 (%)	間接 (%)	全 体	
男女	28.9	146 (78.1)	41 (21.9)	187	研修生 6
男子	28.6	77 (52.7)	28 (68.3)	105(56.1)	研修生 6
女子	29.2	69 (42.3)	13 (31.7)	82(43.9)	

注：直接男子、女子及び間接男子、女子の雇用者比率は、それぞれ直接、間接内での内数比である。 研修生6人は、平均年齢について算入している。

外国人労働者の国籍別雇用者数は、次の通りである。

表21 国籍別・雇用種別・男女別労働者数

国籍	直接雇用			間接雇用			全外国人労働者			(人)		
	男子	女子	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男女
ブラジル	55	50	105	23	10	33	78	60	138			
ペルー	5	8	13	0	1	1	5	9	14			
ボリビア	6	1	7	1	1	2	7	2	9			
パラグアイ	1	1	2	0	0	0	1	1	2			
コロンビア	0	0	0	1	0	1	1	0	1			
中国	7	4	11	1	1	2	9	5	14			
フィリピン	0	1	1	2	0	2	2	1	3			
イラン	2	0	2	0	0	0	2	0	2			
不明	1	4	5	0	0	0	0	5	4			

注：この統計には、研修生は含まれない。研修生は、いずれも男子で、中国3人、フィリッピン3人である。また技能実習生については、直接雇用者として統計処理をし、別個の項目を設けなかった(以下同じ)。

国籍別雇用外国人労働者数では、ブラジル国籍者が圧倒的に多い。特徴的であるのは、間接雇用者の割合が他の地域と比べて極めて少ないことがある。その影響か、国籍の種類もやや多様化している。間接雇用者の国籍に種類が少ないので、雇用者数そのものが少ないのであるが、これは地域に特徴的な現象ではなく、予備調査の結果の傾向と概ね一致し、少なくとも県内の傾向に符合するものである。

表22 男女別・年齢階層別労働者数

	~14	~19	~24	~29	~34	~39	~44	~49	~54	~59	~64	65~	合計
男子	0	7	26	20	23	13	11	4	3	3	0	0	110
女子	0	10	23	19	12	6	5	1	1	1	0	0	79

注：年齢について記入の無い回答があり、調査対象労働者数と一致しない。

年齢階層別では、男子、女子ともにが20歳台から30歳台を中心に、比較的万遍なく各階層に分布している。これは男女の平均年齢(男子28.6、女子29.2)にほとんど差の無いことからも明かである。この分布の傾向は、予備調査及び安濃町調査における分布とほぼ同じ傾向を示すものであるが、本調査では、女子にやや中年齢者層が増加し、男子の高年齢者層がやや減少したことが、全体として若年齢化をもたらしたものと理解できる。65歳を超えた労働者はおらず、45歳以上では13人(6.9%)で、予備調査での55人(15.0%)、安濃町調査の33人(15.7%)に比べ、中高年齢労働者の比率がかなり低くなっている。既にみたように津市内常用労働者の年齢分布が県内平均よりもかなり高いことを考えれば、外国人労働者雇用の動機を、若年労働者不足の解消効果に置いている、と推測可能であろう。

次に参考として、津市内における外国人登録者数の推移を挙げておく。ちなみに、特定の地域に限れば、登録者数は必ずしも雇用者数を意味するものではないが、ペルー国籍者数が比較的小少なことは、津市内での雇用の形態が大部分直接雇用であることの要因と考えることが出

来るし、調査時点の平成6年当時と現在を比べれば、ブラジル国籍者の倍増がみられ、平成6年から9年にかけて増加した927人中その77.3%(717人)を同国籍者が占めていることは、津市及びその周辺地域の製造業における外国人労働力需要圧力が極めて高くなつたと考えられる。就労が中小規模事業所への一層の拡散を示しているとすれば、労働力としての日常性、不可欠性は一層確立されるなるであろう。

表23 外国人登録者数の推移

	(人)					
	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
津市全登録者数	2,019	2,116	2,189	2,223	2,720	3,116
ブラジル	756	773	776	807	1,183	1,493
ペルー	19	47	59	58	60	69
中国	262	357	408	395	426	430
フィリピン	59	65	92	89	93	112

知事室国際課調：いずれの年も12月31日現在

6 非雇用事業所の状況

現在外国人労働者を雇用していない事業所は177事業所、内、過去に雇用していたが現在雇用していないもの6事業所、将来雇用する考えがあるもの6事業所、となつてゐる(複数回答)。

過去雇用事業所については、事業規模縮小、生産調整のため雇用を中止したと回答があつた。

将来雇用したいとする事業所は、製造要員の補充代替を考えているものがほとんどであった。

雇用経験がなく、将来も雇用しないとする事業所は、「地元の主婦・高年齢者を主体とする労働力の活用」を考えるもの55、「作業の機械化・合理化により対処する」とするもの46、「採用方法が不明」とするもの6、「住居の配慮や、言葉、生活習慣の違いなど、雇用管理が面倒」とするもの78、その他69に分かれる。先にみた地域の労働力から、地元主婦、高年齢者の雇用には余力がみられ、また非雇用事業所は先にみたように事業規模が小さい30人未満事業所が大半を占めている地場の産業であることなどが、こうした回答につながるものと考えられる。ただし、採用方法が不明であることを理由とする事業所があることは、受入圧力がさらに続いていることも推測させる。

7 外国人労働者の雇用の状況

調査で回答のあった外国人労働者の雇用の状況は、次のようになつてゐる。

(1) 雇用の経路

外国人労働者が、調査対象事業にどのような経路を経て雇用されるに至つたか、についてみる。

表24 男女別・雇用種別経路

(人)

	全雇用者		直接雇用者		間接雇用者	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
日系人雇用サービスセンター紹介	1	0	0	0	1	0
公共職業安定所の紹介	1	0	1	0	0	0
国内の新聞求人紙	1	0	0	0	1	0
雇用している外国人労働者の紹介	34	36	31	31	3	5
直接会社に応募の連絡があった	10	8	10	8	0	0
構内下請け業者による売り込み	6	4	0	0	6	4
海外関連会社からの斡旋	10	2	0	0	10	2
協同組合その他の機関の斡旋	6	0	6	0	0	0
同業者・知人による斡旋	5	5	5	4	0	1
海外の斡旋業者の紹介	12	3	12	3	0	0
国内斡旋会社からの紹介	22	24	13	23	7	1
その他	1	0	1	0	0	0
不明	2	0	2	0	0	0

雇用の経路が多様であるのは、雇用事業所の業種、規模が多様であることによるものと考えられる。雇用している外国人労働者の紹介が多いのは、これまでの各種の調査結果が示しているところであり、外国人労働者間のネットワークの存在を示すものである。日系人雇用サービスセンター、公共職業安定所、国内新聞求人紙がいずれも1件しかなかったことは、外国人労働者の募集採用について、まだまだオープンとなっていないことを示すものであろう。また国内、海外からの斡旋、紹介が2、3位を占めていることは、外国人労働者の雇用管理を考える上で、問題となろう。

なお、協同組合その他の機関の斡旋は研修生である。間接雇用者に対する雇用の経路調査は、構内下請け業者への雇用経路と、受入事業主側の受入の動機が混在している。この調査項目は、この意味で、慎重に扱われるべきであるが、構内下請け業者の売り込み、国内斡旋業者の紹介等は、受入側に構内下請けとしての業務委託の意識が希薄ではないかとも推測され、外国人労働者を雇用することから生じる困難な労務管理の軽減を主たる目的とする可能性もあり、雇用の経路としては問題を提示することとなろう。

(2) 国内移動者の状況

調査ではこの項目について、間接雇用者分の回答が少なかった。間接雇用者124人中不明が89人(71.78%)に達している。従ってここでは全体及び直接雇用者についてのみ分析対象とする。移動者は調査対象者210人中、49人(不明者89人、初来日者72人を除く)、23.3%を占めている。これは予備調査での22.2%とほぼ同じ結果であった。しかし直接雇用者分の結果では、調査対象者86人中、43人(初来日者43人を除く)、50.0%を占めている。これに対して予備調査での直接雇用者分の集計では22.0%にとまり、移動割合の増加傾向が分かる。

国内移動における移動前府県は、次の通りである。

表25 国内移動者前府県

	移動者 (人)	(%)	直接雇用者 (人)	(%)
栃木県	1	1.56	1	2.08
山梨県	1	1.56	1	2.08
千葉県	1	1.56	1	2.08
神奈川県	5	7.81	5	10.42
静岡県	6	9.38	5	10.42
福井県	3	4.69	2	4.17
愛知県	16	25	11	22.92
三重県	25	39.06	20	41.67
大阪府	5	7.81	1	2.08
岡山県	1	1.56	1	2.08
移動者計	64	40.5	48	40
初来日	94	59.5	72	60
不明	29	-	26	-

注：各府県における割合は、不明を除く移動者間の割合である。

初来日とは、回答事業所に雇用されたのが、日本における最初の雇用であることを意味する。

調査における全移動者は、不明を含めた数値である。

この表から、省内移動が第1位となっており、次いで隣県の愛知となり、静岡県、神奈川県、大阪府と続く。いずれも関東、東海、近畿経済圏からの移動が上位を占めている。これらの地域間での移動が進んでいることを示している。

予備調査では移動が東海経済圏だけでなく、関東を含め全国に分布していたが、津市といった限定された地域の結果において東海経済圏を中心として関東圏を含む移動のパターンを示し、同様傾向を示すものと考えられるであろう。

直接雇用者と間接雇用者の移動を比べれば、間接雇用者の移動前府県について、直雇用者の移動前府県以外の府県はみられなかった。数として多かったのは、愛知県、三重県、大阪府のそれぞれ5人であった。全体としてサンプル数が少なく、これら数値から何らかの判断をする事は出来ない。なお、移動者が4割を占めていることに注目すべきである。

(3) 移動前の就業業種及び職種

移動前の就業業種、職種は次の通りである。

業種では、製造業からの移動が大半を占める。とりわけ自動車、電気機械器具関連製造業からの移動が顕著である。しかし、製造業のみならずサービス業を含め、移動前の業種は多様である。津市調査では、これまでの調査でみられた同一業種への移動はほとんどみられなかった。津市域における製造業の業種、規模等が関係しているのかどうか、不明である。

なお、予備調査で示し得た、前業種が自動車関連にあった者の他産業への拡散傾向がここでも見られ、その傾向が電気機械器具関連にも及んでいる。

表26 移動前業種

(人)

	全労働者			直接雇用				
	男	女	男子	女	子	男	女	子
自動車関係製造業	17	16	1	12	12	0		
電気機械器具製造業	16	6	10	12	6	6		
鉄鋼・鋳物等製造業	2	1	1	0	0	0		
造船業	1	1	0	1	1	0		
金属加工業	5	4	1	5	4	1		
食料品製造業	1	1	0	0	0	0		
その他製造業	14	4	10	13	3	10		
料理店・旅館等	3	1	2	3	1	2		
建設・土木業	1	1	0	1	1	0		
運輸・通信業	1	1	0	0	0	0		
その他サービス業	1	1	0	0	0	0		
その他	2	0	2	1	0	1		

前業種の大半が製造業であったことから、前職種も製作業補助が多くを占めた。しかし、業種の多様化がここにも反映しており、安濃町調査に比べ、職種の種類も多様化している。

表27 移動前職種

(人)

	全労働者			直接雇用				
	男	女	男子	女	子	男	女	子
製作業補助	38	18	20	28	13	15		
建設土木作業補助	1	1	0	1	1	0		
清掃・賄・雑役	2	2	0	1	1	0		
配膳作業	3	1	2	3	1	2		
製造技能工	15	13	2	13	12	1		
自動車運転手	1	1	0	0	0	0		
その他	2	1	1	1	0	1		

(4) 就労の期間

雇用事業所での就労期間、及び滞在期間は次の通りである。

就労期間と滞在期間を比べれば、滞在期間の方がより長期間に分布していることを示している。この対比は、直接雇用者でみれば、最も明瞭な形で示されている。例えば、就労期間については半年未満から徐々に減少し、次のピークが2年～2.5年にあるが、滞在期間では最初のピークが1年～1.5年未満に、次のピークが3年～3.5年未満にある。就労の経路、その他の調査との関連でみれば、①直接雇用者の事業主と本国求職者との職業紹介のルートがほとんどないこと、②国内転職者が多いこと、等がその原因と想定されよう。直接雇用者について3年を超えた滞在者が33人、23.74%を占めていることは、安濃町調査よりも若干少ないが、同様の傾向とみることが出来、日系人労働者の長期滞在化の結論を支持するものである。

表28 就労期間・滞在期間

(人)

	就労期間									滞在期間								
	全労働者			直接雇用			間接雇用			全労働者			直接雇用			間接雇用		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
半年未満	50	24	26	33	14	19	16	9	7	18	8	10	13	5	8	4	2	2
0.5-1年未満	37	18	19	31	13	18	4	3	1	22	8	14	15	2	13	5	4	1
1-1.5年未満	31	18	13	24	13	11	7	5	2	29	14	15	23	9	14	6	5	1
1.5-2年未満	14	9	5	10	5	5	2	2	0	20	12	8	14	7	7	4	3	1
2-2.5年未満	28	18	10	22	14	8	5	3	2	35	18	17	23	13	10	11	4	7
2.5-3年未満	13	8	5	13	8	5	0	0	0	20	13	7	18	11	7	2	2	0
3-3.5年未満	12	10	2	10	8	2	2	2	0	23	18	5	20	15	5	3	3	0
3.5-4年未満	7	5	2	3	2	1	4	3	1	9	8	1	6	5	1	3	3	0
4年以上	1	1	0	0	0	0	1	1	0	9	7	2	7	6	1	2	1	1

執筆者紹介（掲載順）

森岡 洋 本学法経科教授、研究室長
東福寺一郎 本学法経科教授
水谷 勇 本学生活科学科教授
岩瀬 充自 本学法経科教授
坪原 紳二 本学生活科学科助教授
茂木 陽一 本学法経科教授
尾崎 正利 本学法経科教授

地研年報 第3号

1998年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
森岡 洋
発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-0112 三重県津市一身田中野字蔵付157
電話 059 232-2341 (代表)
印刷所 合資会社 米川印刷所
〒514-0835 三重県津市幸町5-2
電話 059 228-2685 (代表)

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE
THE INAUGURAL ISSUE 1998

[Articles]

- The Analysis of Industrial Structure in Mie Prefecture Using Input-Output Tables
.....*Hiroshi MORIOKA*..... (1)
- Current Situation of Life-Long Learning in Mie Prefecture (3)
.....*Ichiro TOFUKUJI & Isamu MIZUTANI*..... (23)
- On the U.N. Decade for Human Rights Education
.....*Mituji IWASE*..... (45)
- The History of Urban Environment in Yokkaichi after 1945
.....*Shinji TSUBOHARA*..... (55)
- Study on the Dynamics of Population in Early Modern Mie (3)
.....*Youichi MOGI*..... (77)

[Research]

- A Survey for Foreign-Workers within District of Tsu(in Mie Prefecture)
.....*Masatoshi OZAKI*..... (95)

Edited and Published by

The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College

Tsu, Mie, Japan